

第5次伊平屋村総合計画 第2期伊平屋村総合戦略

2023（令和5）年1月



目 次

1章 総合計画策定にあたって	1
1節 策定にあたって	1
2節 計画策定の視点	3
3節 計画の構成と期間	4
4節 伊平屋村をとりまく社会動向	5
2章 伊平屋村の概況	9
1節 伊平屋村の現状	9
2節 村民の想い	13
3章 基本構想	25
1節 むらづくりの基本理念	25
2節 村の将来像及び分野別の目指す姿（基本目標）	26
3節 土地利用の方針	27
4節 将来人口	28
5節 むらづくりの基本姿勢	30
6節 効率的な行政運営	32
4章 基本計画	33
1節 基本施策	33
2節 施策と事業の体系	34
3節 基本計画及び施策の展開	50
1 島の未来は、教育がつくる	〔ひと〕 50
2 女性と子どもが大切にされ、すべての住民が安心して暮らす島	〔くらし〕 63
3 里山・里海を活かした産業が息づく島	〔産業〕 77
4 安全で快適な暮らしを支えるしまづくり	〔社会基盤〕 87
5 豊かな自然と歩み続ける島	〔環境〕 95
6 共創・協働のむらづくり	〔行財政〕 102
第5章 総合戦略の指標と数値目標	113
第6章 計画実現のための推進方策	117
資料編	
策定体制	121
審議会委員名簿	122
策定の経緯	123
条例規則	124
諮詢・答申	127

1章 総合計画策定にあたって

1節 策定にあたって

伊平屋村では、これまで4次にわたって総合計画を策定し、むらづくりを進めてきました。近年、我が国全体では人口減少・少子高齢化が進み、持続的な成長が課題となる中、国際社会においても、「誰一人取り残さない」社会を実現し、豊かで活力ある未来をつくるため、平成27(2015)年の国連サミットで「SDGs」¹が採択され、目標達成に向けた取り組みが進められています。

令和元(2019)年12月からは新型コロナウイルス感染症(COVID-19)が世界中で流行し、健康への危機や社会・経済活動が停滞するなど大きな影響を受けています。本村をとりまく社会状況や経済状況は、本格的な人口減少、少子・超高齢社会の到来、新型コロナウイルス感染症による健康・経済への影響、先行きが不透明な経済情勢などにより、年々厳しさを増しています。

本村は、自然を愛し、やすらぎのある村の暮らしを守りつつ、これから時代に対応した村の将来を実現するために、第5次伊平屋村総合計画をここに策定します。

総合計画とは

総合計画は、将来、伊平屋村をどのような「むら」にしていくのか、そのためにだれが、どんなことをしていくのかを、総合的・体系的にまとめたものです。むらの基盤整備や、福祉、教育・文化、産業、土地利用、環境保全といったすべての計画の基本となるもので、いわば「むらづくりを進めていくための道しるべ」だといえます。

かつて、地方自治法において、市町村に対し、総合計画の基本部分である「基本構想」について、議会の議決を経て定めることが義務付けられていました。しかし、平成23年の地方自治法の一部改正により、この策定義務はなくなり、総合計画の策定は、市町村の独自の判断に委ねられることとなりました。そのような中で、本村では引き続きむらづくりの全体を広い視野で捉える計画として総合計画を策定します。

総合計画の役割

本村の総合計画は、むらづくりの基本理念やむらの将来像を掲げ、これを実現するための基本目標、基本政策等を示すもので、むらづくりを総合的かつ計画的に進めるための指針となるものです。総合計画の目標と基本政策等を受け、具体的にむらづくりの中で施策を展開するために、各課の業務や個別計画を策定して実行することとします。

計画の位置づけ

「第5次伊平屋村総合計画」は、変化する時代の潮流に対応しながら、本村が直面する多くの課題を総合的に捉え、島の特性を充分に踏まえた指針となる本村における最上位計画です。策定にあ

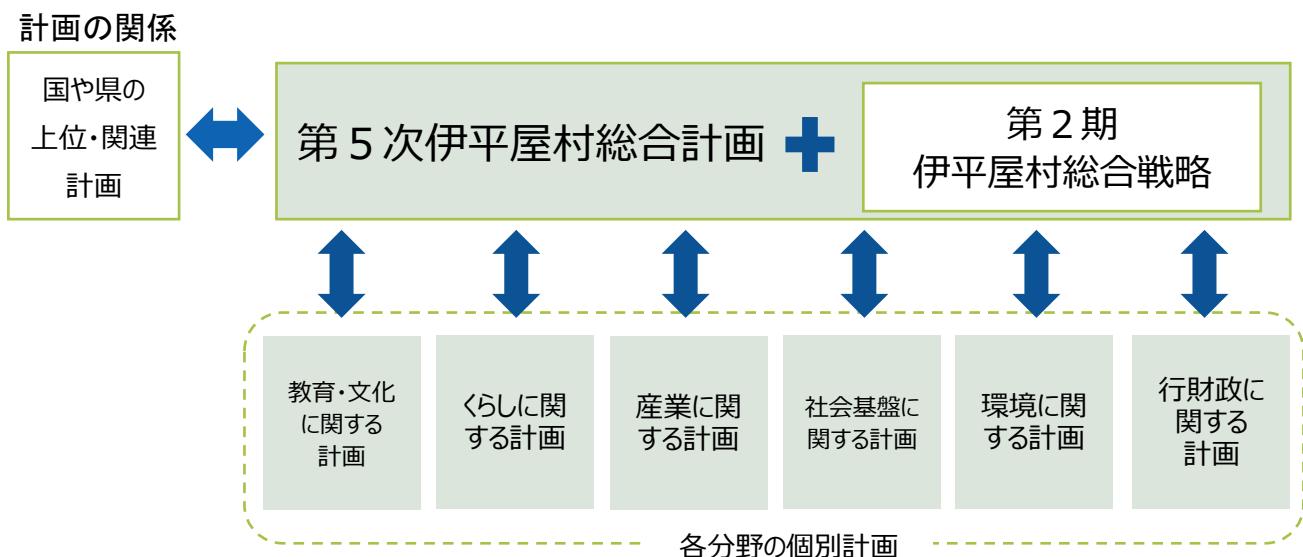
¹ SDGsとは「Sustainable Development Goals」を略したもので、日本語では「持続可能な開発目標」と呼ぶ、国際社会共通の目標。2015年9月に、150カ国を超える世界のリーダーが参加して開かれた「国連持続可能な開発サミット」で決められた。

たっては「沖縄振興計画」をはじめとした上位計画の今後の方針を見据えながら、「伊平屋村総合戦略」等の本村の諸計画との整合性を図り、計画的な行財政運営や改革を含め、村民福祉の一層の向上を目指す計画とすることを前提としています。

総合戦略との関係については、「地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き」（令和元年12月、内閣府地方創生推進室）において、下記の記載がなされています。本村の場合、「伊平屋村総合戦略」は平成27年度に策定しています。今回の総合計画は、国及び沖縄県の総合戦略を勘案し、かつ「伊平屋村総合戦略」の数値目標や重要業績評価指標（KPI）等の内容を十分に踏まえ、基本構想では基本的な考え方を示し、基本計画で具体的な数値目標及び重要業績評価指標（KPI）等を設定することによって「伊平屋村総合戦略（2022年版）」としても位置付けることになります。

＜「地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き」（令和元年12月、内閣府地方創生推進室）, p. 16＞

“総合計画等を見直す際に、見直し後の総合計画等において人口減少克服・地方創生という目的が明確であり、数値目標や重要業績評価指標（KPI）が設定されるなど、地方版総合戦略としての内容を備えているような場合には、総合計画等と総合戦略を一つのものとして策定することは可能です。”



2節 計画策定の視点

本計画は、次の4つの視点をもって策定しました。

① 村民参加による総合計画

アンケート調査の実施や各集落（自治公民館）でのゆんたく会（ワークショップ）の開催等により、地域が抱えている課題やむらづくりに関する意見等を聴き、それらを参考にしながら策定しました。

② 地域の特性を活かした総合計画

本村は、5つの集落（自治会）により構成され、各集落は独自の自然や歴史・文化を有し、人口の増減傾向や農林水産業等の産業構造も異なります。それら地域の特性・現状をとらえながら、SDGsを活用した構想・計画とし、それぞれの特性にあった施策を設定しました。また、郷友会等の様々な関係者との関わりも創出する施策としました。

③ 目標指標の設定による実行性の高い総合計画

計画を実行性のあるものとするために、各施策に対して、KPI（重要業績評価指標）を設定するとともに、PDCAサイクル（計画、実行、評価、改善の繰返し）等による達成状況を点検・評価しながら、着実に目標達成へと向かう総合計画としました。

④ 効率的な行政運営のための総合計画

計画を実行性のあるものとするためには、役場内の情報共有のための各課横断的な施策の取組みが、より一層必要となります。役場内人事評価制度への追加を含め、情報共有と横断的取組みによる効率的な行政組織運営を加えた総合計画としました。

3 節 計画の構成と期間

1 総合計画での目標年次の考え方

この総合計画は、「基本構想」「基本計画」及び「実施計画」から構成されます。それぞれの役割と計画期間は次のとおりです。

1) 基本構想

基本構想は、村づくりの全般にわたる長期的な目標となる本村の目指すべき姿や方向を示すものです。計画期間は令和4年度から令和13年度の10年間です。

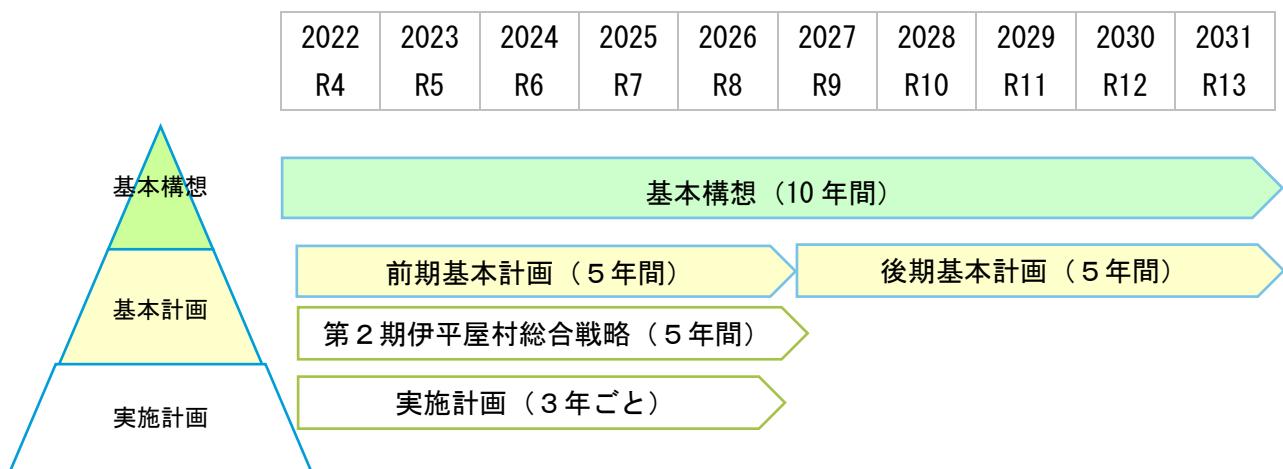
2) 基本計画

基本計画は、本村の現状と解決すべき課題を把握したうえで、基本構想の実現に向けたむらづくりの施策を総合的かつ体系的に示したものです。計画期間は、前期（5年間）・後期（5年間）に分けられ、令和9年度に見直しを行うことになっています。本基本計画は「前期基本計画」となります。

3) 実施計画

実施計画は、基本計画に掲げた施策を実行するための具体的な事業等を示しています。計画期間は3年間のローリングで、事業の評価結果や財政状況等を踏まえて毎年見直しを行うこととなっています。本計画における施策の具体的取組みが実施計画となります。

本計画の構成と期間



4 節 伊平屋村をとりまく社会動向

1 人口減少社会、少子高齢化の進展の到来

我が国は、2000年をピークとして既に人口減少社会に突入しており、東京一極集中等と相った人口の偏在も加速しています。本県の人口は国立社会保障・人口問題研究所の平成30年（2018年）推計によると、基準年である2015年の約143万人に対して、2030年にはピークとなる約147万人に達し、その後減少局面に入り30年後の2045年には143万人を切ることが見込まれています。また、2015年よりも人口が減少する市町村の数は、2030年で41市町村中23市町村、2045年で26市町村となっています。さらに、2045年の時点で、2015年の70%に満たない規模まで人口が大幅に減少するのは7町村であり、そのすべてが離島17市町村となっています。同推計によると、2030年以降は離島市町村で人口減少が加速することが見込まれており、すべての離島市町村で2015年の人口を下回ることが予測されています。併せて、これらの人口減少が「自然増を上回る社会減」によるものという点にも目を向けておく必要があります。また、本県の老人人口（65歳以上）の割合（高齢化率）は、2015年の19.7%（全国26.6%）から2030年には26.1%（全国31.2%）に上昇することが見込まれており、県内のすべての離島市町村において年少人口（0-14歳）と生産年齢人口（15-64歳）が減少する一方で、老人人口が大幅に増加し、少子高齢化が進行することが予測されています。こうした動向を背景に、離島における地域社会の維持や産業の担い手の確保が困難となること、医療・介護等の社会保障に関わる需要がさらに増大すること等が懸念されます。

2 新型コロナウイルス感染症の拡大

令和2年（2020年）1月以降の新型コロナウイルス感染症の世界的拡大を受けて、わが国の社会・経済の各方面には深刻な影響が及んでいます。特に、観光が基幹産業である沖縄県においては、入域観光客数が過去最大の落ち込みとなりました。国内外での新たな感染症拡大に伴って人の移動が制限される中、大量の観光客の受入を前提とする、従来の「量」による観光産業の振興については見直しが求められています。また、感染症収束後の「ポストコロナ」における観光客の誘致及び観光産業の振興に関しては、地域の魅力に共感し、観光だけでなく、テレワークやワーケーション、多拠点居住といった多様な動機をもつ人々が来訪し、長期滞在を含めて沖縄の島々に滞在する、「質」の向上を促進すべき局面にあります。一方、新型コロナウイルス感染症の拡大と社会経済危機の発生は、東京一極集中型の国土構造、人や施設が密集する従来の都市づくりや生活環境等に対する疑問や疑念を生み、安全と安心、心の豊かさや充足感をより重視する価値観やライフスタイルが広がるきっかけになったとも捉えられています。このような環境の変化を踏まえ、利便性や効率性を優先した大都市での生活よりも、心のゆとりを持つことができる生活を求める機運が高まり、離島を含む全国各地への移住を望む人々が増加することも考えられます。今回の感染症拡大がもたらした働き方や生活のニューノーマル²（新たな日常）は、場所にとらわれない考え方を浸透させる一方、大

²ニューノーマル（New Normal）とは「新しい日常・常態」のこと。社会に大きな変化が起こり、変化が起こる以前とは同じ姿に戻ることができず、新たな常識が定着することを指す。2020年、新型コロナウイルス感染症が世界中へ拡大したことにより、感染リスクを低減するため、人との接触機会を減らすことや身体的距離の確保を保つことなど、生活様式の大きな変容が求められている。

都市一極集中の災害リスクへの不安等も再認識させました。こうした流れは、我が国の南西端に位置する本県が、国が示す脱東京一極集中型から多核連携型の国づくりへの転換を担う新たな拠点形成の適地であることを明確化するものであり、本県の離島においても水際対策を含む検疫・防疫体制の強化をはじめとする様々なリスクに対応する危機管理体制の構築に取り組むとともに、観光産業における「各地域社会が受容できる一定の量を求めながら質の向上」への転換、テレワーク・ワーケーションの推進、多拠点居住や地方への移住・定住の促進など、「新しい生活様式／ニューノーマル（新たな日常）」に対応した新たな離島振興への変革を図っていくことが求められます。こうした背景から、伊平屋村においても、ポストコロナに向けた地域活性化の方策を探ることが求められています。

3 SDGs の展開

SDGs とは「誰一人取り残さない社会」を目指すための「持続可能な開発目標」です。2030 年までに達成すべき社会課題の解決を目標とし、世界が一つになって持続可能で、より良い社会を作ろうとする活動であり、気候変動、健康・福祉、貧困、飢餓、教育、平和等 17 のゴールが掲げられています。

SDGs が目指す「誰一人取り残さない社会」の考え方は、「命どう宝」や「ユイマール（相互扶助）」、「チムグクル（肝心）」、「イチャリバチョーデー」など多様な価値の受容、相互扶助といった精神文化を大切に継承してきた沖縄の文化の根底にある人間中心の精神文化とも一致するものです。伊平屋村においてもむらの将来像の実現にあたっては、「経済」、「社会」、「環境」のバランスを図る統合的な取り組みである持続可能な開発目標（SDGs）に共感し、将来世代が希望を持ち続けることができる持続可能なむらづくりを進めていく必要があります。

SDGs の 17 のゴール

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



出典：沖縄県 HP

4 テクノロジーの進化

情報通信基盤の高度化と AI³（データを分析して活用する人工知能）、IoT⁴（モノのインターネット）をはじめとする先進技術の進展によるデジタルトランスフォーメーション⁵（以下、DX）は、自治体においては最新のデジタルテクノロジーを活用して住民に提供するサービスや業務フローなどを変革させることにつながり、企業等においては各種技術の運用を通じた生産・雇用の誘発、生産性の向上、新たな付加価値の創出等をもたらします。一方、スマートフォンの飛躍的な普及は、時と場所を選ばずにインターネットにアクセスすることを可能とし、また、SNSの普及は、多種多様なユーザーをつなぐツールとしてコミュニケーションの更なる変化をもたらしています。こうした情報通信環境の変化と発展に伴い、人・企業・団体・行政機関等のつながりも多様化が進み、従来にはなかった人と人、個人と企業との結びつきやマッチングを促進するプラットフォームサービス（インターネットやWeb上においてユーザーと情報発信者の仲介役を果たすサービスのこと）の普及が進んでいます。今後の離島振興においてどのようなマッチングが期待され、また、必要とされるのか、様々な動向やニーズを把握・分析し、多角的に検討を進めることが重要です。また、次世代の情報通信基盤及び先進技術の活用は、距離と時間の制約を解消し、離島の地理的条件不利性の克服に寄与することから、離島住民の生活の向上や新たな産業創出の有効な手段となり得るものです。

伊平屋村においても、様々な先進技術の活用がどのように寄与するか等、各種の動向を把握・検討するとともに、本村の振興に関わる多様な主体との連携を含む実践的活用を図ることが重要です。様々な情勢と時代潮流を見極め、島の将来を展望した新たな施策を練り上げていくことが求められており、「生活・産業基盤の高度化」を軸に各種の取組みを進めていくことが重要です。

5 将来を見据えた自治体経営の展開

昨今の財政状況の悪化に加えて、国と地方の権限と財源見直しを行った三位一体の改革により、地方自治体経営を取り巻く環境は厳しさを増しています。そのため行政は自己決定と自己責任の原則により責任を持って住民サービスを選択し、提供していくことが求められます。このため伊平屋村では、職員一人ひとりが質の高い公的サービスを提供するために、政策立案能力の向上や財源の確保などに加え、住民や民間団体との協働に対する意識の醸成を図っていく必要があります。

住民と行政が協働することで、行政の企画や計画のプロセスへの住民の参画が促進され、行政の事務の執行方法の見直しにつながったり、事業の内容がより住民の希望に添ったものになったりすることが期待されます。よって、行政が住民と協働する際には、「行政の事務・事業の改善や住民感覚の導入」が目的とされることが必要です。

³ AI は、Artificial Intelligence（アーティフィシャル・インテリジェンス）の略称。Artificial は「人工的な」、Intelligence は「知能／知性」という意味で、一般的には「人が実現するさまざまな知覚や知性を人工的に再現するもの」と理解されている。

⁴ IoT は「Internet of Things」の略称で、日本語では「モノのインターネット」と訳される。モノがインターネットにつながることで情報の取得やその情報を活用して最適な機能の選択を行えるようになること。

⁵ デジタルトランスフォーメーション（Digital Transformation）は DX と表示し、意味はデジタル技術を社会に浸透させて人々の生活をより良いものへと変革すること。

2章 伊平屋村の概況

1節 伊平屋村の現状

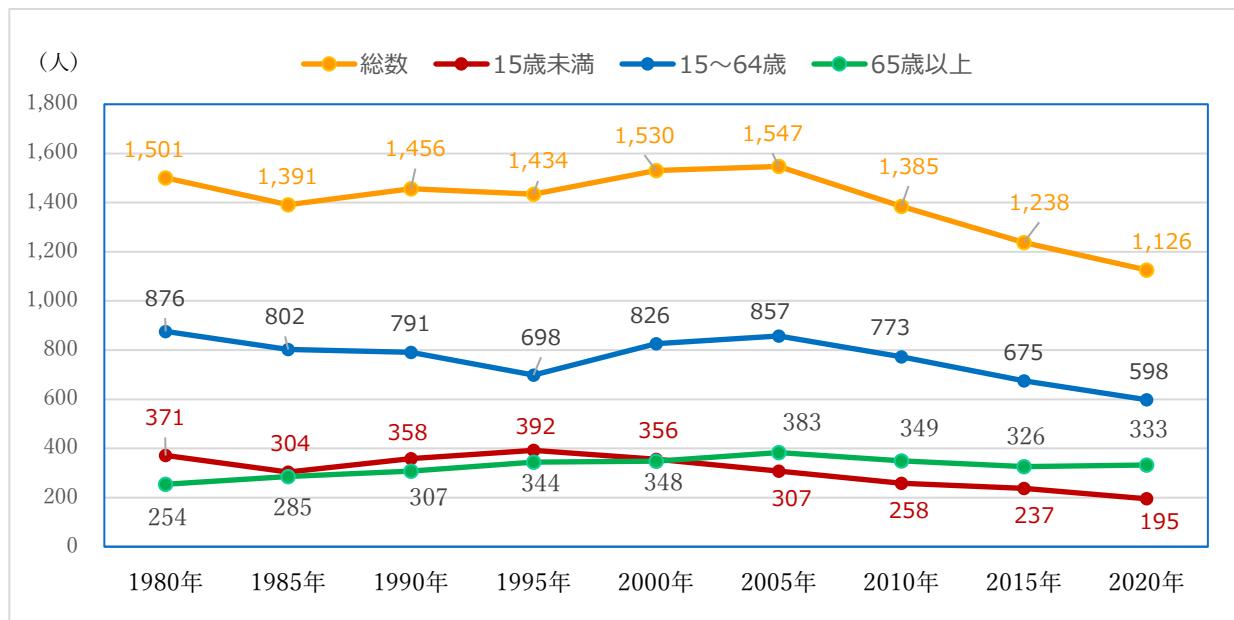
1 人口の推移

(1) 年齢3区分別人口

伊平屋村の人口は、2005年の1,547人をピークに減少しており、国勢調査によると2020年は1,126人となっています。国立社会保障・人口問題研究所によると、2035年には976人と、1,000人を割り込むと推計され、そのうち75歳以上人口が24.8%となる見込みです。

年齢3区分別の人口動態をみると、年少人口（0～14歳）は1995年の392人をピークに減少し、2020年には195人となる一方、老人人口（65歳以上）は1980年の254人から増加がみられ、2020年には333人と、高止まり傾向にあるため、少子高齢化がさらに進むことが想定されています。また、生産年齢人口（15～64歳）も1980年の876人をピークに減少傾向にあり、2020年には598人となっています。

人口（年齢・3区分別）の推移（昭和55年～令和2年）

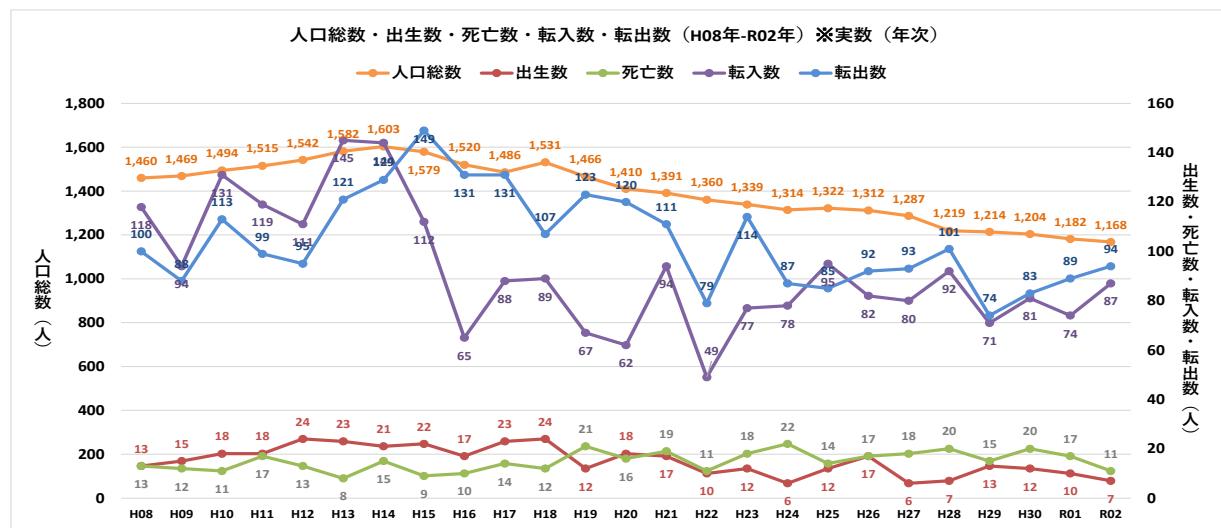


出典：国勢調査

(2) 自然増減、社会増減について

伊平屋村の人口は、自然増減については平成18年までは増加していますが（出生数が死亡数を上回る）、平成19年以降は減少に転じています（死亡数が出生数を上回る）。社会増減では、平成14年までは増加していますが（転入数が転出数を上回る）、平成15年以降は減少しています（転出数が転入数を上回る）。本村の人口増減に与える影響は、社会増減の影響が自然増減よりも大きいと言えます。

人口（自然増減・社会増減）の推移（平成 8 年～令和 2 年）



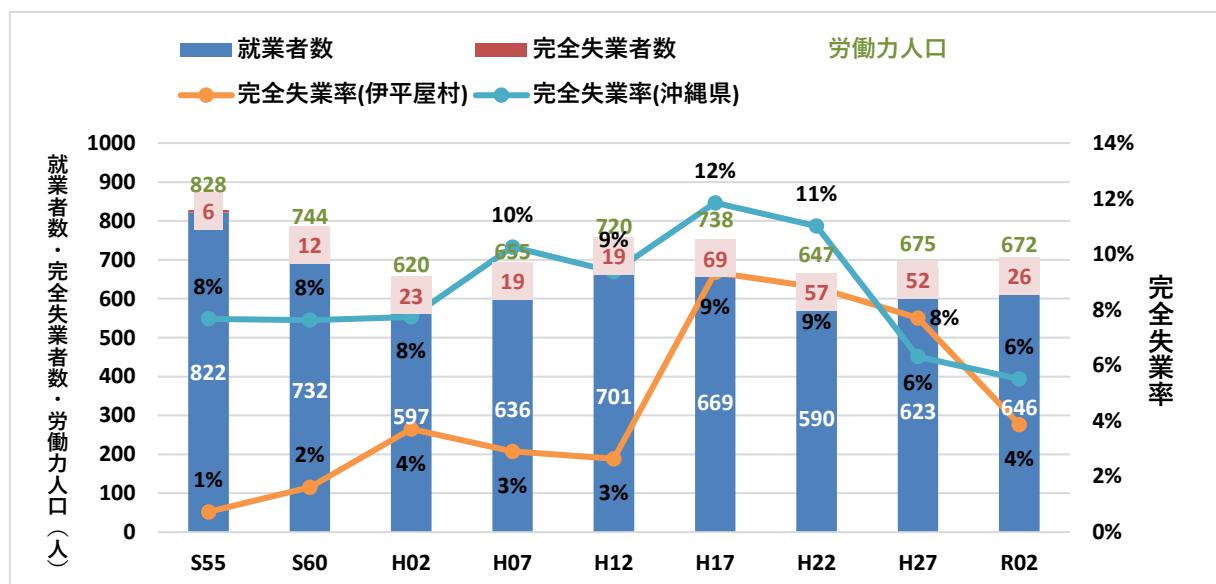
出典：沖縄県推計人口データ一覧

2 産業構造

(1) 労働力人口（就業者数・完全失業者数）の推移

伊平屋村の労働力人口は昭和 55 年には 822 人であったものの、令和 2 年には 646 人と 22% 減少しています。完全失業率は、平成 12 年までは 1%～3% であり、沖縄県平均を大幅に下回っていたものの、平成 17 年には 9% と高くなり、令和 2 年には 4% と沖縄県平均 6% より 2% 低くなっています。

伊平屋村の労働力状況

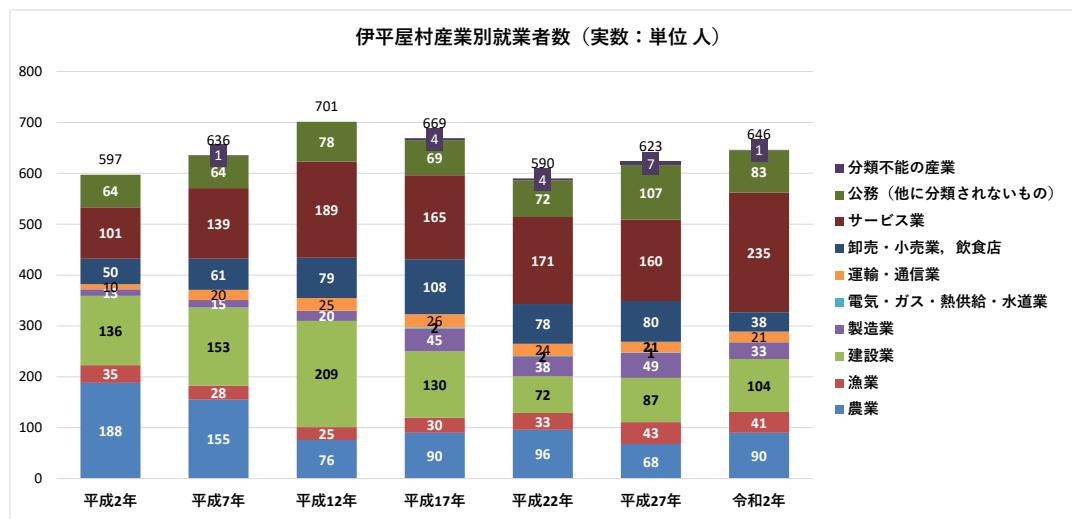


出典：国勢調査

(2) 産業別就業者数および構成比の推移

令和2年の伊平屋村の産業別就業者数は、サービス業が最も多く、以下、建設業、漁業、公務の順となっています。

産業別就業者数の推移をみると、農業は平成2年の188人から令和2年には90人と2分の1程度になっているのに対し、漁業は平成2年の35人から令和2年には41人に増加しています。建設業の就業者は減少傾向が続いていましたが、平成27年より増加に転じています。製造業は平成2年の13人から令和2年には33人と大幅に増加しています。卸売・小売業・飲食店は平成2年の50人から令和2年には38人と減少しています。サービス業は平成2年の101人から令和2年には235人と大幅に増加しています。

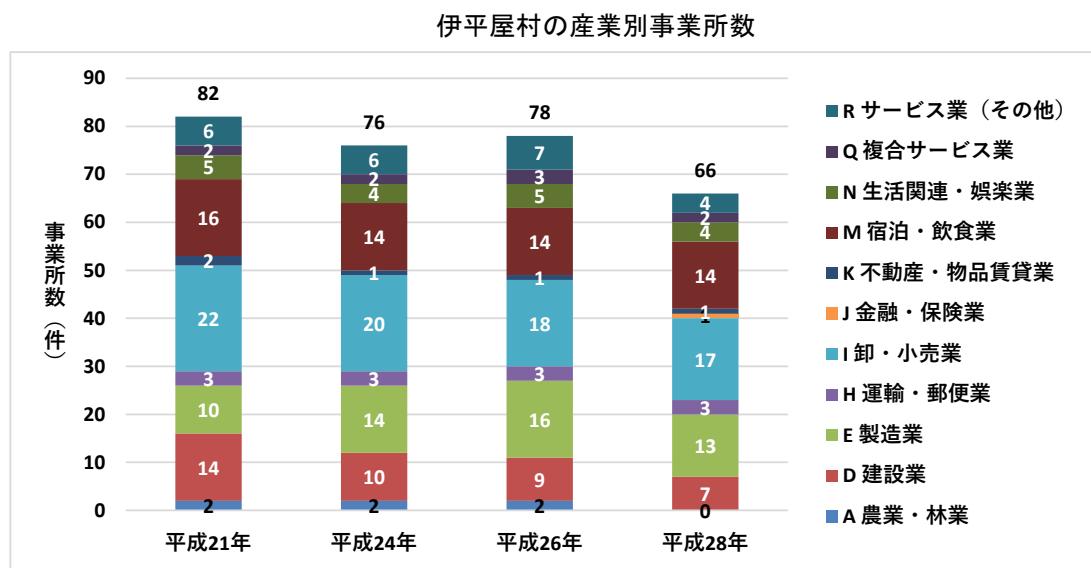


出典：国勢調査

(3) 産業別事業所数の推移

伊平屋村における産業別の事業所数は、平成21年には全体で82件であったものの、平成28年には66件に減少しています。減少が著しい産業は、農業・林業、建設業、卸・小売業が挙げられます。

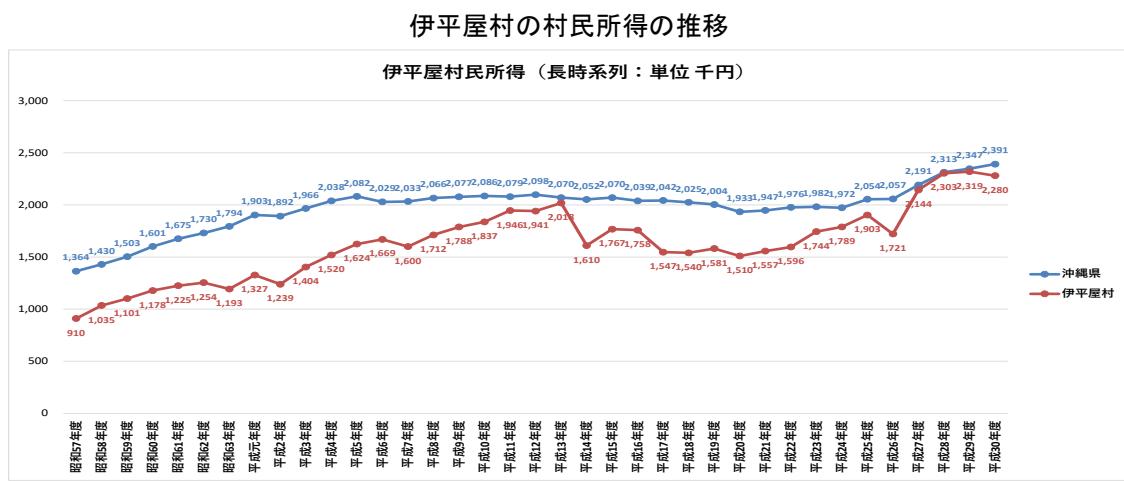
製造業は平成21年の10件から平成28年には13件へと増加しています。



出典：RESAS（経済センサス）

3 村民所得

伊平屋村の村民所得（村民一人当たり）は、昭和 57 年度には 910 千円（当時の 53 市町村中 50 位）でしたが、平成 13 年には県平均 2,070 千円に近い 2,018 千円となりました。その後減少傾向にありましたが、平成 27 年度には再び県平均と同等になっており、格差は縮まっていると言えます。村民所得の向上は、建設事業の増加や観光産業の進展が追い風になっているものと考えられます。

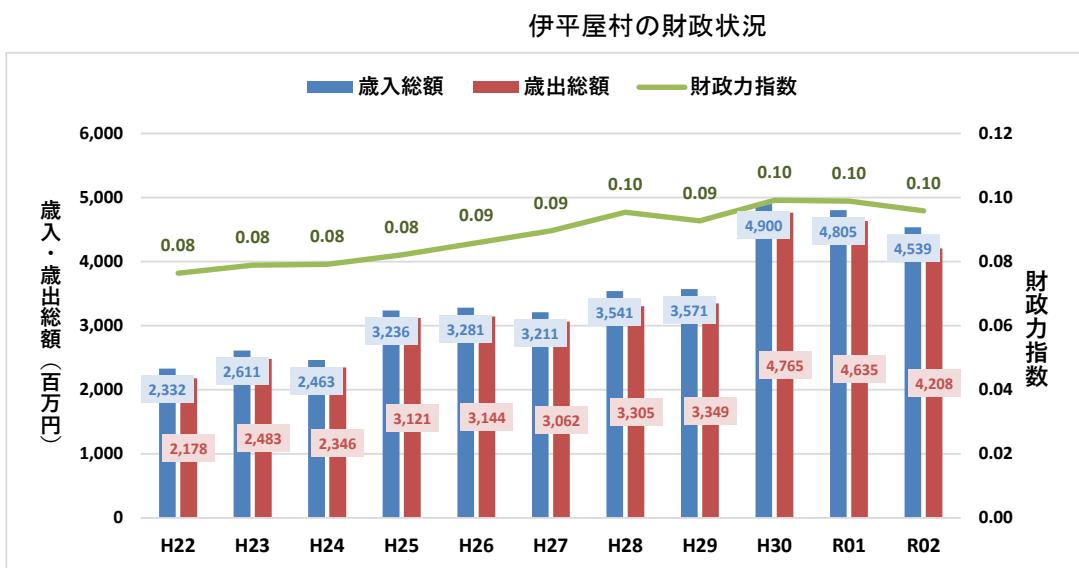


出典：沖縄県

4 財政状況

伊平屋村の財政状況は、令和 2 年度には歳入総額 4,539 百万円、歳出総額 4,208 百万円となっています。平成 22 年と比較すると歳入総額は 1.95 倍、歳出総額は 1.93 倍に増加しています。財政力指数⁶は令和 2 年度には 0.10 であり、平成 22 年度の 0.08 から上昇しています。

なお、県内市町村の財政力指数の平均値は 0.40 となっています。



出典：沖縄県「財政状況資料集」

⁶ 財政力指標とは地方公共団体の財政力を示す指標で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえる。(総務省)

2節 村民の想い

1 アンケート調査及びワークショップ（ゆんたく会）の概要

第5次総合計画の策定にあたり、18歳以上の村民、中学生、村外に住む村出身者（郷友会会員）向けにアンケートを実施しました。また、「ゆんたく会」をワークショップの形態で開催しました。

アンケート調査の概要

対象	実施期日	配布数	回収数	回収率
18歳以上の村民	令和3年9月1日～10月30日	967	297	30.7%
中学生	令和3年10月5日	45	45	100.0%
郷友会会員	令和3年10月15日～11月20日	400	107	26.7%

ゆんたく会の概要

回数	開催期日	対象	会場
第1回	令和3年10月15日、 10月19日～22日	各字在住の村民	各公民館
第2回	令和3年12月6日～10日		

以上のアンケート調査及びゆんたく会の結果から、以下に村民の想いを考察します。

2 アンケート調査の結果からの考察

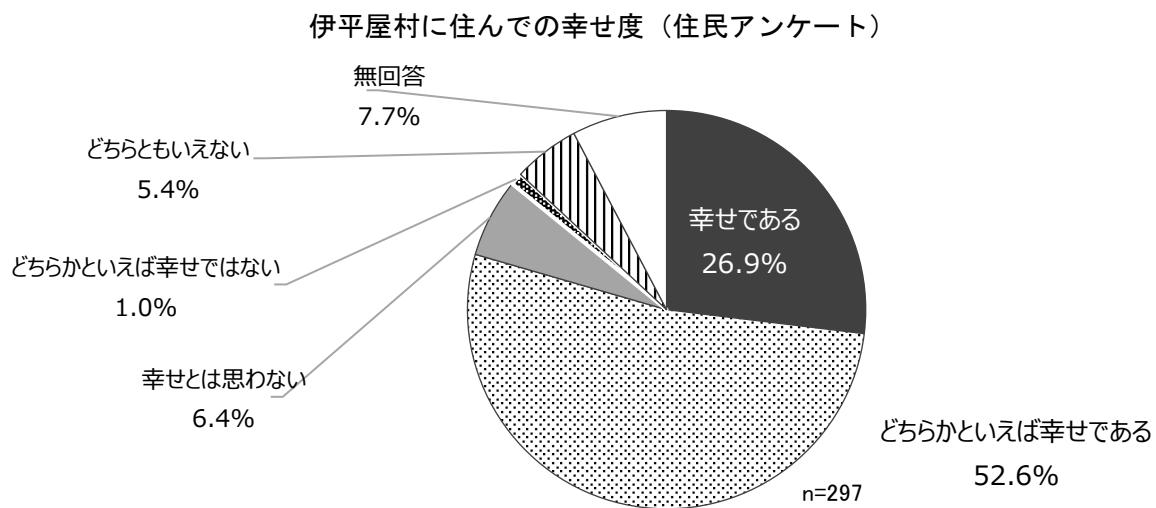
【主な調査項目についての考察】

◆住民アンケート 「伊平屋村に住んでの幸せ度」 → 全体的に「幸せ」

伊平屋村に住んで幸せと思うかについては、「幸せである」(26.9%)、「どちらかといふと幸せである」(52.6%)を合わせて79.5%が幸せと回答しています。

これを性別でみると、男性では「幸せである」(27.8%)、「どちらかといふと幸せである」(57.1%)を合わせて84.9%が幸せと回答しているのに対し、女性では81.8%とやや低くなっています。

これを性・年代別でみると、70歳以上の女性が「幸せである」と「どちらかといふと幸せである」が同数であるのに対して、男女ともに「幸せである」より「どちらかといふと幸せである」の数値が高い。この結果を見る限り、「どちらかといふと幸せ」より「幸せである」が多くなるような施策が求められていると言えます。



性・年代別 伊平屋村に住んでの幸せ度（住民アンケート） 単位：上/人、下/%

年代	合計		幸せである		どちらかといえば幸せである		幸せとは思わない		どちらかといえば幸せではない		どちらとも言えない		無回答	
全体	297		80		156		19		3		16		23	
性別/年代別	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
	133	148	37	43	76	78	11	7	1	2	4	12	4	6
10歳代	100.0	100.0	27.8	29.1	57.1	52.7	8.3	4.7	0.8	1.4	3.0	8.1	3.0	4.1
	3	4	1	2	1	1	1	—	—	—	—	1	—	—
20歳代	100.0	100.0	33.3	50.0	33.3	25.0	33.3	—	—	—	—	25.9	—	—
	8	9	1	3	6	5	1	1	—	—	—	—	—	—
30歳代	100.0	100.0	12.5	33.3	75.0	55.6	12.5	11.1	—	—	—	—	—	—
	16	28	2	7	11	16	1	2	—	1	2	2	—	—
40歳代	100.0	100.0	12.5	25.0	68.8	57.1	6.3	7.1	—	3.6	12.5	7.1	—	—
	17	23	4	7	8	15	3	—	—	—	—	1	2	—
50歳代	100.0	100.0	23.5	30.4	47.1	65.2	17.6	—	—	—	—	4.3	11.8	—
	18	20	7	3	8	11	3	2	—	1	—	2	—	1
60歳代	100.0	100.0	38.9	15.0	44.4	55.0	16.7	10.0	—	5.0	—	10.0	—	5.0
	40	38	10	11	24	19	2	1	—	—	2	5	2	2
70歳以上	100.0	100.0	25.0	28.9	60.0	50.0	5.0	2.6	—	—	5.0	13.2	5.0	5.3
	28	24	12	10	15	10	—	1	1	—	—	—	—	3
性・年代無回答	16		0		2		1		0		0		13	

◆中学生アンケート 「伊平屋村の住みやすさ」:

→ 女子は学年が進むと住みやすさが減少傾向

伊平屋村の住みやすさについてみると、全体では「とても住みよい」(37.8%)、「どちらかといふと住みやすい」(44.4%)を合わせると、82.2%が住みやすいとしています。

性別にみると、男子では「とても住みよい」が56.0%に対し、女子は15.8%で大きな違いが見られます。

これを学年別にみると、1年生は男女に大きな違いは見られませんが、2年生と3年生では「とても住みよい」が男子に比べて女子はかなり低くなっています。特に女子は、「とても住みやすい」が1年生2名(33.3%)だが、2年生ではゼロ、3年生では1名(12.5%)となっていることは、重要な問題提起として受け止める必要があるでしょう。

あなたは伊平屋村を住みよいところだと思いますか (中学生アンケート)

単位: 上/人、下/%

	合計	とても住みやすい	どちらかといふと住みやすい	どちらかといふと住みにくい	とても住みにくい
全体	45	17	20	7	1
	100.0	37.8	44.4	15.6	2.2
男子	25	14	8	3	-
	100.0	56.0	32.0	12.0	-
1年生	8	3	4	1	-
	100.0	37.5	50.0	12.5	-
2年生	10	5	4	1	-
	100.0	50.0	40.0	10.0	-
3年生	7	6	-	1	-
	100.0	85.7	-	14.3	-
女子	19	3	12	3	1
	100.0	15.8	63.2	15.8	5.3
1年生	6	2	3	1	-
	100.0	33.3	50.0	16.7	-
2年生	5	-	3	1	1
	100.0	-	60.0	20.0	20.0
3年生	8	1	6	1	-
	100.0	12.5	75.0	12.5	-
性別無回答	1	0	0	1	0

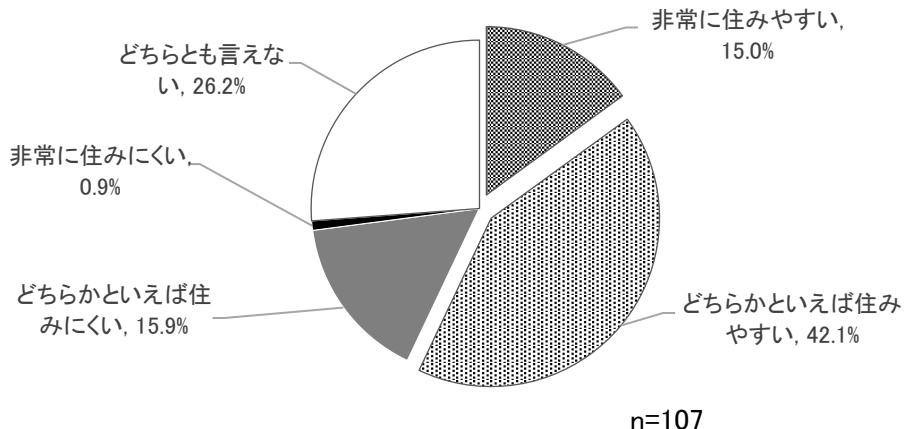
◆郷友会会員アンケート 「伊平屋村の住み心地」

→ 男性は「住みやすい」が、女性は「住みにくい」

伊平屋村は住みよいところかを訊ねた結果、「非常に住みやすい」(15.0%)、「どちらかといえば住みやすい」(42.1%)を合わせて6割弱が住みよいとしています。

一方、住みにくいとしているのは「どちらかといえば住みにくい」(15.9%)、「非常に住みにくい」(0.9%)を合わせて2割弱となっています。

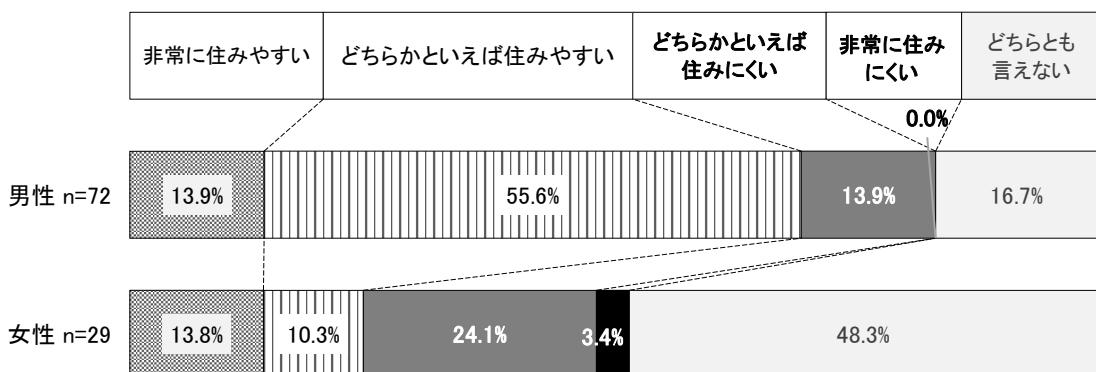
伊平屋村の住み心地(郷友会アンケート)



性別に伊平屋村の住み心地をみると、男性では「非常に住みやすい」(13.9%)、「どちらかといえば住みやすい」(55.6%)を合わせて69.5%が住みよいとしているのに対し、女性では「非常に住みやすい」(13.8%)、「どちらかといえば住みやすい」(10.3%)を合わせ、住みよいとしているのは24.1%で、男性の約1/3となっています。

一方、住みにくいとしているのは男性で13.9%に対し、女性は約2倍の27.5%で、性別で大きな違いが見られ、男性にとっては住みよいところであるが、女性にとってはそうではないという点を注視する必要があります。

性別・伊平屋村の住み心地(郷友会アンケート)



◆住民アンケート 「伊平屋村への今後の居住意向」

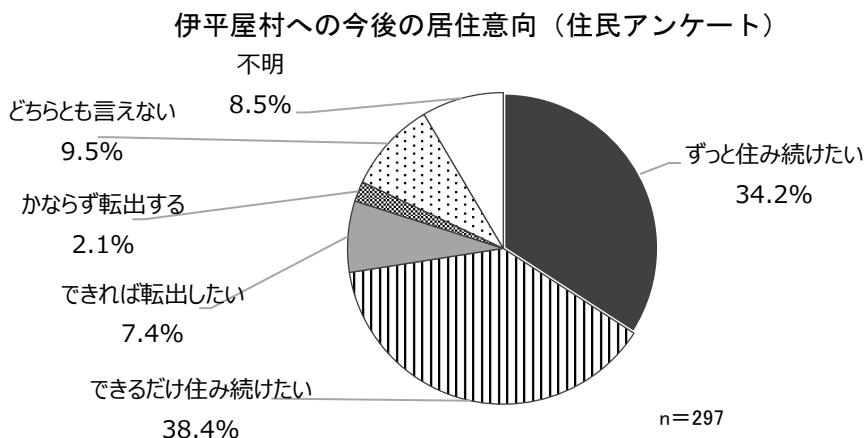
→ 女性は男性に比べて低い

伊平屋村への今後の居住意向を全体でみると、「ずっと住み続けたい」(34.2%)、「できるだけ住み続けたい」(38.4%)を合わせて72.6%が住み続けたいとしています。

性別では男性で、87.9%が住み続けたいとしていますが、女性では65.6%と男性に比べて22.3%低くなっています。

この項目において30代女性で、「できれば転出したい」(8名)と「必ず転出する」(1名)が合わせて9名(32%)いることに注視する必要があります。

60代・70歳以上男性と70歳以上女性は「ずっと住み続けたい」がもっとも多いのですが、その他の年代では男女ともに「できるだけ住み続けたい」が「ずっと住み続けたい」を上回っています。今後は、「ずっと住み続けたい」が「できるだけ住み続けたい」を上回る施策の展開が必要と言えるでしょう。



性・年代別 伊平屋村への今後の居住意向 (住民アンケート) 単位:上/人、下/%

年代	合計		ずっと住み続けたい		できるだけ住み続けたい		できれば移転(引っ越し)したい		かならず移転(引っ越し)する		どちらとも言えない		無回答	
全体	297		98		117		25		6		31		20	
	100.0		33.0		39.4		8.4		2.0		10.4		6.7	
性別/年代別	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
	133	148	59	39	58	58	6	17	2	4	6	24	2	6
10歳代	100.0	100.0	44.3	26.4	43.6	39.2	4.5	11.5	1.5	2.7	4.5	16.2	1.5	4.16
	3	4	1	—	1	2	1	—	—	—	2	—	—	—
20歳代	8	9	1	1	6	3	1	2	—	1	—	2	—	—
	100.0	100.0	12.5	11.1	75.0	33.3	12.5	22.2	—	11.1	—	22.2	—	—
30歳代	16	28	4	5	10	8	1	8	—	1	1	4	—	2
	100.0	100.0	25.0	17.9	62.5	28.6	6.3	28.6	—	3.6	6.3	14.3	—	7.1
40歳代	17	23	3	3	10	10	—	1	—	2	2	6	2	1
	100.0	100.0	13.0	13.6	58.8	55.0	—	4.3	—	8.7	11.8	26.1	11.8	4.3
50歳代	18	20	6	5	9	11	1	1	—	1	3	—	—	—
	100.0	100.0	33.3	25.0	50.0	50.0	5.6	5.0	5.6	—	5.6	15.0	—	—
60歳代	40	38	22	10	13	19	2	4	1	—	2	4	—	1
	100.0	100.0	55.0	26.3	32.5	50.0	5.0	10.5	2.6	—	5.0	10.5	—	2.6
70歳以上	28	24	21	14	7	4	—	1	—	—	—	3	—	2
	100.0	100.0	75.0	58.3	25.0	16.7	—	4.2	—	—	—	12.5	—	8.3
性・年代無回答	16		0		1		2		0		1		12	

◆中学生アンケート 「将来、伊平屋村に住みたいと思うか」

→ 「伊平屋に住みたい」が男女ともに多い

将来、伊平屋村に住みたいかについて、全体でみると「なんとも言えない」が 24.4%で最も多く、以下「本島内に住みたい」(17.8%)、「しばらく島外に住んで最終的に島に住みたい」(15.6%)、「できれば伊平屋に住みたい」と「県外に住みたい」(それぞれ 13.3%)、「伊平屋に住みたい」(8.9%)と続いています。なお、将来、伊平屋村に住みたいとする生徒は、「しばらく島外に住んで最終的に島に住みたい」を含めて、4割弱(37.8%)となっています。

性別でみると、将来、伊平屋村に住みたいとするのは男子が 36.0%、女子は 42.2%で女子の方が多くなっており、3年生では、伊平屋村に住みたいとするのは男子が 42.9%、女子は 50.0%で女子の方が多くなっています。

伊平屋は「とても住みやすい」と強くは言えないが、「どちらかというと住みやすい」という心理が根底にあるのではないかと考えられます。

あなたは将来、伊平屋村に住みたいと思いますか（中学生アンケート）単位：上/人、下/%

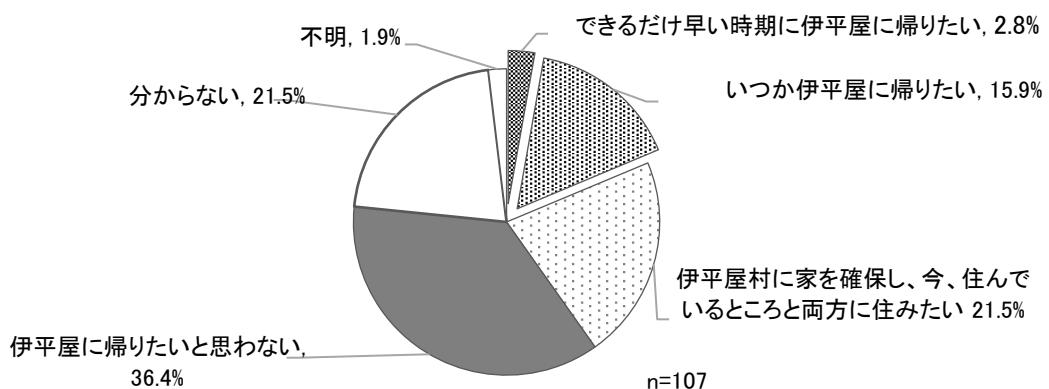
学年	合計	伊平屋に住みたい	できれば伊平屋に住みたい	本島内に住みたい	県外に住みたい	しばらく島外に住んで最終的に島に住みたい	なんとも言えない	無回答
全体	45	4	6	8	6	7	11	3
	100.0	8.9	13.3	17.8	13.3	15.6	24.4	6.7
男子	25	1	5	4	3	3	7	2
	100.0	4.0	20.0	16.0	12.0	12.0	28.0	8.0
1年生	8	1	1	2	1	1	-	2
	100.0	12.5	12.5	25	12.5	12.5	-	25.0
2年生	10	-	2	1	1	1	5	-
	100.0	-	20.0	10.0	10.0	10.0	50.0	-
3年生	7	-	2	1	1	1	2	-
	100.0	-	28.6	14.3	14.3	14.3	28.6	-
女子	19	3	1	3	3	4	4	1
	100.0	15.8	5.3	15.8	15.8	21.1	21.1	5.3
1年生	6	1	-	1	-	2	1	1
	100.0	16.7	-	16.7	-	33.3	16.7	16.7
2年生	5	-	-	1	2	1	1	-
	100.0	-	-	20.0	40.0	20.0	20.0	-
3年生	8	2	1	1	1	1	2	-
	100.0	25.0	12.5	12.5	12.5	12.5	25.0	-
性別無回答	1	0	0	1	0	0	0	0

◆郷友会会員アンケート 「伊平屋村への居住意向」

→ 約4割が「伊平屋に住みたい」

伊平屋村に帰って住みたいかを訊ねた結果、「できるだけ早い時期に伊平屋に帰りたい(住みたい)」が2.8% (3名)で、「いつか伊平屋に帰りたい」が15.9% (17名※性別不明1名含む)、さらに「伊平屋村に家を確保し、今、住んでいるところと両方に住みたい」が21.5% (23名※性別不明2名含む)で、合計40.2% (43名)が住みたいとしています。

伊平屋村への居住意向(郷友会アンケート)

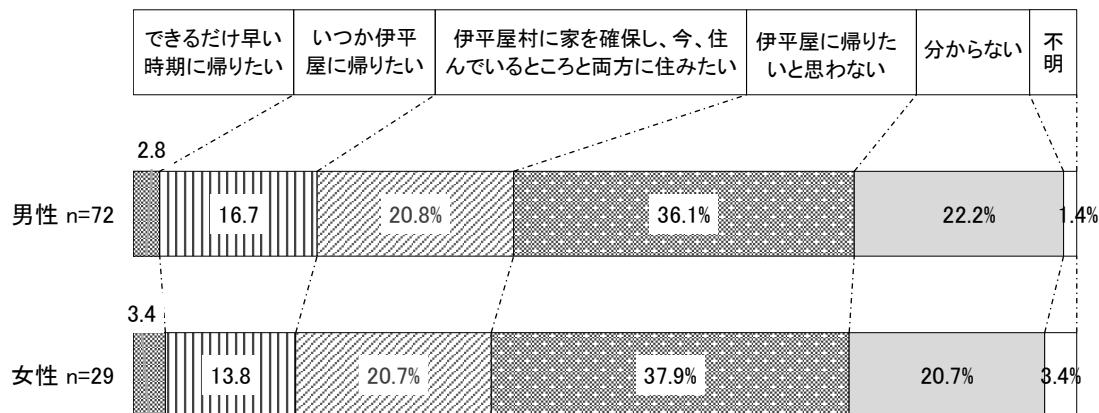


居住意向者の属性内訳(郷友会アンケート) 単位:人

居住意向	性別	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	合計
できるだけ早い時期に伊平屋に帰りたい(住みたい)	男性	-	-	-	-	-	2	2
	女性	-	-	-	1	-	-	1
いつか伊平屋に帰りたい	男性	1	-	1	-	5	5	12
	女性	-	-	-	-	3	1	4
伊平屋村に家を確保し、今、住んでいるところと両方に住みたい	男性	1	-	-	2	4	8	15
	女性	-	1	1	2	2	-	6

性別に伊平屋村への居住意向をみると、前述の伊平屋村の住み心地では、女性で「住みにくらい」とする割合が27.5%で、男性に比べて約2倍高いが、居住意向では男女に大きな違いは見られません。

性別・伊平屋村への居住意向(郷友会アンケート)



【その他調査項目での中学生アンケートの注視すべき事項】

◆今の伊平屋村に、必要と感じているもの → 「収入のある仕事」と「空港」

今の伊平屋村に必要と感じているものについて、全体でみると「やりがいと、一定の収入が得られる職場がある」が 24.4%で最も多く、次に「空港を整備し、那覇まで短時間で行けること」(22.2%) が続きます。

性別でみると、男子では 1 位が「空港を整備し、那覇まで短時間で行けること」(28.0%) に対し、女子では「やりがいと、一定の収入が得られる職場がある」と「食品、衣料品、家電品が本島と同じようにいつでも買える場所があること」がともに 26.3%で 1 位となっています。

今の伊平屋村に、どのようなことが必要と感じていますか (中学生アンケート)

単位：上/人、下/%

学年	合計	やりがいと、一定の収入が得られる職場がある	船の大型化や港の整備などで運航できる日数が増える	短時間で行けること	空港を整備し、那覇までも買える場所があること	食品、衣料品、家電品が本島と同じようにいつでも買えること	文化・スポーツ・娛樂施設があること	若い人たちの考え方が島づくりに活かせる環境	その他	無回答
全体	45	11	8	10	7	2	1	2	4	
	100.0	24.4	17.8	22.2	15.6	4.4	2.2	4.4	8.9	
男子	25	5	5	7	2	1	-	2	3	
	100.0	20.0	20.0	28.0	8.0	4.0	-	8.0	12.0	
1 年生	8	1	2	3	-	-	-	-	-	2
	100.0	12.5	25	37.5	-	-	-	-	-	25.0
2 年生	10	2	2	2	2	1	-	1	-	
	100.0	20.0	20.0	20.0	20.0	10.0	-	10.0	-	
3 年生	7	2	1	2	-	-	-	1	1	
	100.0	28.6	14.3	28.6	-	-	-	14.3	14.3	
女子	19	5	3	3	5	1	1	-	1	
	100.0	26.3	15.8	15.8	26.3	5.3	5.3	-	5.3	
1 年生	6	1	-	2	1	1	1	-	-	
	100.0	16.7	-	33.3	16.7	16.7	16.7	-	-	
2 年生	5	1	2	1	1	-	-	-	-	
	100.0	20.0	40.0	20.0	20.0	-	-	-	-	
3 年生	8	3	1	-	3	-	-	-	1	
	100.0	37.5	12.5	-	37.5	-	-	-	12.5	
性別無回答	1	1	0	0	0	0	0	0	0	

◆学校教育で、力を入れてほしいこと → 「学力を上位に」が1位、「島の文化」は最下位

学校教育で力を入れてほしいことを全体で見ると、「小中学校の学力を十年以内に上位にする取組み」が33.3%で特に多く、以下には「島外の学校との交流を推進する」(15.6%)「ボランティア体験など学習を増やす」(13.3%)が続いています。

これを性別に見ると、男女ともに「小中学校の学力を十年以内に上位にする取組み」が30%超で最も多くなっています。

以下で性別での違いの特徴をみると、男子では「島外の学校との交流を推進する」に続き3位に「パソコンなどIT教育を強化する」が12.0%となっていますが、女子では5.3%に留まっています。

女子の2位は「ボランティア体験など学習を増やす」と同率で「誰一人取り残さない地域ぐるみで、こどもの育成活動」となっており、違いが見られます。

また、「島の文化や伝統芸能などの継承・教育を充実させる」が、男子はゼロ、女子は1名(5.3%)というのも注視する必要があります。

学校教育で、力を入れてほしいこと (中学生アンケート)

単位: 上/人、下/%

学年	合計	小中学校の学力を十年以内に上位にする取組み	誰一人取り残さない地域ぐるみで、こどもの育成活動	ボランティア体験など学習を増やす	島外の学校との交流を推進する	島の文化や伝統芸能などの継承・教育を充実させる	高校・大学進学者への育英	パソコンなどIT教育を強化する	学校給食の充実	不登校、いじめなど心の問題への対応	通学路や登下校の安全性など防犯対策	SDGs(持続可能な開発目標)に関する教育強化	無回答
全体	45	15	4	6	7	1	1	4	1	3	-	1	2
	100	33.3	8.9	13.3	15.6	2.2	2.2	8.9	2.2	6.7	-	2.2	4.4
男子	25	9	1	3	5	-	-	3	1	-	-	1	2
	100.0	36.0	4.0	12.0	20.0	-	-	12.0	4.0	-	-	4.0	8.0
1年生	8	3	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	2
	100.0	37.5	-	-	37.5	-	-	-	-	-	-	-	25.0
2年生	10	3	-	1	1	-	-	3	1	-	-	1	-
	100.0	30.0	-	10.0	10.0	-	-	30.0	10.0	-	-	10.0	-
3年生	7	3	1	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-
	100.0	42.9	14.3	28.6	14.3	-	-	-	-	-	-	-	-
女子	19	6	3	3	2	1	1	1	-	2	-	-	-
	100.0	31.6	15.8	15.8	10.5	5.3	5.3	5.3	-	10.5	-	-	-
1年生	6	1	1	1	2	-	-	-	-	1	-	-	-
	100.0	16.7	16.7	16.7	33.3	-	-	-	-	16.7	-	-	-
2年生	5	3	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
	100.0	60.0	20.0	-	-	-	-	20.0	-	-	-	-	-
3年生	8	2	1	2	-	1	1	-	-	1	-	-	-
	100.0	25.0	12.5	25.0	-	12.5	12.5	-	-	12.5	-	-	-
性別無回答	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0

3 ゆんたく会の意見より

令和3年度における「ゆんたく会」及び職員研究会のまとめは以下のとおりです。

(以下ゆんたく会報告書の原文のまま)

職員研究会のまとめ

職員研究会による第4次伊平屋村総合計画振り返りワークショップにてまとめられた今後の課題・引き続き取り組んでいくことをまとめると以下の通りとなる。

- ① 住民主導の村行政
- ② 環境整備（道路整備やゴミ処理の問題、自然保護を含む）
- ③ 区民活動の推進
- ④ 生涯学習の推進
- ⑤ 世代間の交流
- ⑥ 所得向上
- ⑦ 住宅の確保
- ⑧ 子どもたちの学習支援
- ⑨ 移住定住促進
- ⑩ 農業の後継者育成
- ⑪ 農産物、特産物の販路拡大

これらと「ゆんたく会記録」より基本計画案としては次の事柄が挙げられる。

分野ごとのテーマについての提案

- «村政運営»住民と行政の協働による村政運営を実現する島
- «産業»自然保護及び伝統文化の継承と産業振興の調和をとる島
- «ひと»地域住民の交流が盛んで皆が協力し合う島
- «暮らし»全ての住民が安心して暮らす島
- «教育»魅力溢れる教育環境が整う島

—基本計画案と「ゆんたく会記録」—

1. 田名

理想・理念	基本計画案	施策案
田名グムイに生息する生物を守りながら元の姿に戻し、自然を保護しながら観光・産業・教育などに活かす田名区	『産業』 自然保護及び伝統文化の継承と産業振興の調和をとる島	田名グムイを活用した農業振興 災害に強い地域づくり 美しい景観の保全 自然を活かした観光振興 在来種の保護・外来種の駆除
	『教育』 魅力溢れる教育環境が整う島	環境教育・ふるさと教育の推進
	『村政運営』 住民と行政の協働による村政運営を実現する島	関係者の連携強化

2. 前泊

理想・理念	基本計画案	施策案
経営が安定していて皆が協力し合える前泊区	『ひと』 地域住民の交流が盛んで皆が協力し合う島	主体的な区民活動の継続 世代間交流の継続 事業経営及び監査報告の透明性確保の継続
	『暮らし』 全ての住民が安心して暮らす島	安心・安全な道路の整備

3. 我喜屋

理想・理念	基本計画案	施策案
豊かな自然環境と伝統文化を継承し、ユイマールで子どもが輝く我喜屋区	『暮らし』 全ての住民が安心して暮らす島	住宅の確保 安心して子育てできる環境づくり
	『産業』 自然保護及び伝統文化の継承と産業振興の調和をとる島	伝統文化の継承 高齢者の社会参加促進 稼げる農業振興 自然保護と観光振興 インターネット環境の強化
	『ひと』 地域住民の交流が盛んで皆が協力し合う島	地域住民の交流促進 主体的な区民活動の推進
	『教育』 魅力溢れる教育環境が整う島	魅力溢れる教育活動の推進

4. 島尻

理想・理念	基本計画案	施策案
地域住民の交流が盛んで皆が健康で働き甲斐があり自然豊かな環境で暮らせる子だくさんな島尻区	『産業』 自然保護及び伝統文化の継承と産業振興の調和をとる島	自然保護 企業誘致 インターネット環境の強化
	『暮らし』 全ての住民が安心して暮らす島	効率的な情報発信 移住定住促進
	『ひと』地域住民の交流が盛んで皆が協力し合う島	主体的な区民活動の推進

5. 野甫

理想・理念	基本計画案	施策案
豊かな自然と 伝統文化が残り 全ての世代が暮らしやすい 野甫区	『教育』 魅力溢れる教育環境が整う島	魅力あふれる学校教育の推進
	『産業』 自然保護及び伝統文化の継承と産業振興の調和をとる島	企業誘致
	『暮らし』 全ての住民が安心して暮らす島	就農者支援
		起業支援
		リモートワークの環境整備
		インターネット環境の強化
		通院費の補助
		消防団員の増員
		住宅の確保
		公共交通の利便性向上

3章 基本構想

1節 むらづくりの基本理念

本村は、沖縄県の最北端、那覇市より北方に 117 km、運天港より 41.1 km に位置し、伊平屋島（面積 20.66 km²）と野甫島（1.08 km²）の 2 つの島より構成され、田名、前泊、我喜屋、島尻、野甫の 5 つの字よりなり、人口は 1,126 人、世帯数 518 世帯（令和 2 年国勢調査）となっています。伊平屋島は 5 つの山々が連なり、島の約 80% が山地で占められています。

1979 年（昭和 54 年）に開通した野甫島と伊平屋島を結ぶ野甫大橋は、2004 年（平成 16 年）に全長 320m の新橋へと架け替えられています。また、前泊港と今帰仁村の運天港を結ぶ村営のフェリーが 1 日 2 便、片道約 1 時間 20 分で運行されています。

本村では平成 5 年 1 月 1 日に「伊平屋村村民憲章」を策定し、すべての人が心豊かで明るいむらづくりを目指すことが盛り込まれています。そのため、引き続き第 5 次伊平屋村総合計画では、「伊平屋村村民憲章」を基本理念に掲げて本村のむらづくりを推進します。また、将来のあるべき沖縄の姿を描き、これから沖縄県政運営の基本的な指針となる「沖縄 21 世紀ビジョン」とも整合性を図り、行政と村民の協働による活力あるむらづくりを目指します。

本基本構想は、本村のむらづくりにおける普遍的な理念のもと、私たちが目指す望ましいむらの将来像とこれを実現するためのむらづくりの基本的な方向を示す目標を定めたものです。

伊平屋村村民憲章

わたしたちは、伊平屋村村民としての誇りと責任をもち、みんなが力をあわせて、活力ある豊かな文化村をめざし、つぎのことを行なう。

- 1 自然を愛し、美しい村をつくりましょう。
- 1 時間を守り、住みよい村をつくりましょう。
- 1 教養を高め、文化の村をつくりましょう。
- 1 誰にも親切にし、心豊かな村をつくりましょう。
- 1 スポーツに親しみ、明るい村をつくりましょう。

この伊平屋村村民憲章は、平成 5 年 1 月 1 日制定する。

伊平屋村のむらづくりの基本理念は、この伊平屋村村民憲章の理念に加え、すべての人の尊厳を守り、多様性や寛容性を大切にしつつ共に支え合い、障がい者や高齢者等のライフステージに応じた支援が図られ、子どもからお年寄りまですべての住民が安全・安心かつ健やかに、そして、平和で生き生きと暮らせる、誰一人取り残すことのない優しい島の形成を目指すこととします。

2節 村の将来像及び分野別の目指す姿（基本目標）

1 村の将来像

伊平屋村の将来像を次のとおり定めます。

輝く里山・里海 笑顔あふれる島人

～原風景と幸せが満ちた島 いへや～

2 分野別の目指す姿（基本目標）

第5次伊平屋村総合計画では、「伊平屋村村民憲章」で掲げている5つの方針を『むらづくりの基本理念』として設定します。これは、長期的なむらづくりの観点からも引き続き抱いていく、本村らしい基本理念と考えています。基本理念の土台は変えませんが、村の置かれる環境は日々変化しています。そのため、基本理念に向き合う手法（施策の方針）については時代の潮流を踏まえ、適宜修正や新たな手法を検討するなど、臨機応変に対応していく必要があることから、伊平屋村の基本目標として、分野別に次の6つの目標を掲げることとします。

村の未来は、教育がつくる	〔ひと〕
女性と子どもが大切にされ、すべての住民が安心して暮らす島	〔くらし〕
里山・里海を活かした産業が息づく島	〔産業〕
安全安心、快適な暮らしを支えるしまづくり	〔社会基盤〕
豊かな自然と歩み続ける島	〔環境〕
共創・協働のむらづくり	〔行財政〕

3 節 土地利用の方針

平成 27 年 8 月に策定された「第五次国土利用計画（全国計画）」では、本格的な人口減少社会、超高齢社会を迎えた今、国土を適切に管理し荒廃を防ぐこと、開発圧力が低減する機会をとらえ、自然環境の再生・活用や災害に対する安全な土地利用の推進等を図ることによって、より安全で豊かな国土を実現することが重要な課題であるという認識のもと、「適切な国土管理を実現する国土利用」、「自然環境と美しい景観等を保全・再生・活用する国土利用」、「安全・安心を実現する国土利用」が基本方針として挙げられています。

伊平屋村は、沖縄県の最北端で、東シナ海上に浮かぶ離島村です。北緯 27 度 2 分、東経 127 度 58 分に位置し、那覇市から北北西 117km、フェリー発着の今帰仁村運天港より 41.1km の距離に位置しています。伊平屋村は伊平屋島（面積 20.66km²、周囲 34.23km）と野甫大橋でつながれた野甫島（1.06km²、4.8km）の二つの島からなり、大部分が山林原野で占めており、1,568ha が農業振興地域として指定されています。伊平屋島は、北東～南西に細長く伸びた形をしており（延長約 14km、幅は最も広い所で 3km）、最高地点は賀陽山（294m）で西岸は急傾斜の山が連なっています。一方その南西方向に位置する野甫島は、ほぼ四角形をした低平な島です。

伊平屋村の総面積は 2,172ha であり、平成 18 年における伊平屋村の土地利用状況は山林（針葉樹林・天然林・広葉樹林）が 1,146ha (52.8%) で最も広域を占め、次いでその他 350ha (16.1%)、畑 285ha (13.1%)、原野 206ha (9.5%)、田 123ha (5.7%)、宅地 37ha (1.7%)、保安林 25ha (1.2%) です。

村土は、現在及び将来における村民の限られた資源であるとともに、生活や生産活動の基盤です。それをどのように活用あるいは保全するかという利用のあり方は本村の発展や村民生活と深い関わりを有することになります。したがって、村土の利用にあたっては、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、本村の自然的・社会的・経済的・文化的・広域的条件に留意し、村民生活の安全と安心を前提に健康で文化的な生活環境の確保と地域性豊かな村土の均衡ある発展を図ることを基本理念として、総合的かつ計画的に行います。

村土の利用を計画するにあたっては、上記の諸条件を踏まえ、第 5 次総合計画で位置付けされた将来像「輝く里山・里海 笑顔あふれる島人～原風景と幸せが満ちた島 いへや～」に向けて、自然環境と調和のとれた土地利用を目指すものとします。

4 節 将来人口

1 人口構造

◆伊平屋村の人口構造と見通し

伊平屋村の2020（令和2）年の人口を性別で見ると、男性が628人、女性が526人となっており、男性が約100人多くなっています。同年の人口の構成比を3区分で見ると、15歳未満は17.3%、15～64歳が53.1%、65歳以上が29.6%です。沖縄県の65歳以上の人口は22.6%で、県平均より1.31倍高い超高齢社会⁷となっています。

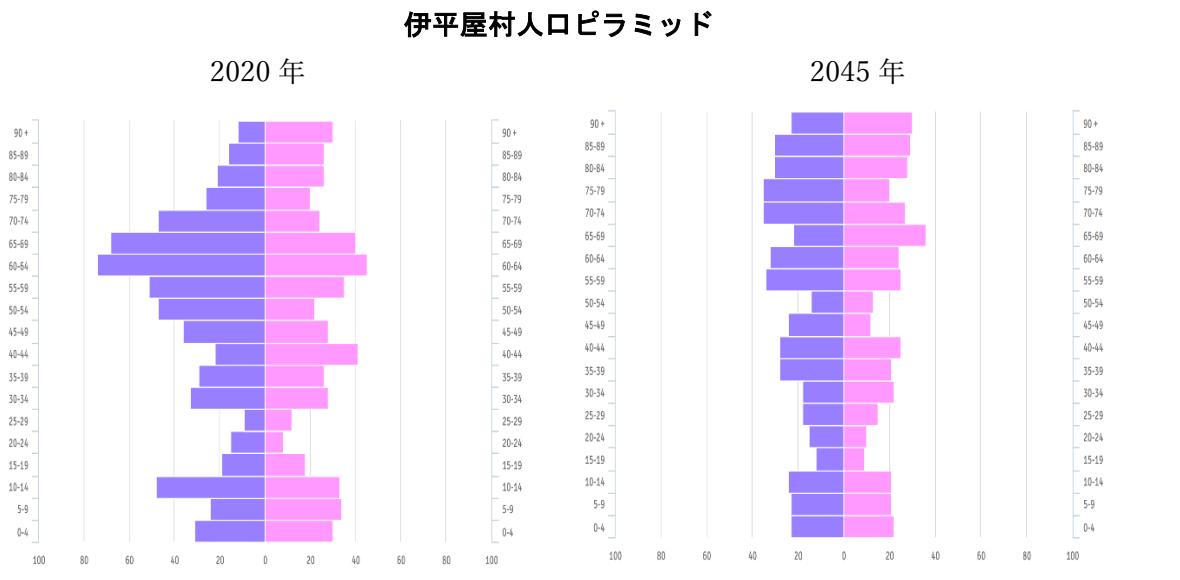
国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口によると、2035年にはさらに高齢化が進み、65歳以上の人口は39.1%になると推計されます。また、伊平屋村の2020（令和2）年10月現在の人口は1,213人となっていますが、2035年には976人と、1,000人を割り込むと推計され、そのうち75歳以上人口が24.8%となると予測されます。

伊平屋村の性別・年齢別人口構造

		総数	男性	女性	0～14歳	15～64歳	65歳以上	65～74歳	75歳以上
2015年	人口（人）	1,238	666	572	237	675	326	128	198
	割合（%）	(-)	(53.8)	(46.2)	(19.1)	(54.5)	(26.3)	(10.3)	(16.0)
2020年	人口（人）	1,154	628	526	200	598	356	179	177
	割合（%）	(-)	(54.4)	(45.6)	(17.3)	(51.8)	(30.8)	(15.5)	(15.3)
2025年	人口（人）	1,080	589	491	171	516	393	213	180
	割合（%）	(-)	(54.5)	(45.5)	(15.8)	(47.8)	(36.4)	(19.7)	(16.7)
2030年	人口（人）	1,026	561	465	159	471	396	185	211
	割合（%）	(-)	(54.7)	(45.3)	(15.5)	(45.9)	(38.6)	(18.0)	(20.6)
2035年	人口（人）	976	532	444	147	447	382	140	242
	割合（%）	(-)	(54.5)	(45.5)	(15.1)	(45.8)	(39.1)	(14.3)	(24.8)
2040年	人口（人）	931	500	431	138	424	369	125	244
	割合（%）	(-)	(53.7)	(46.3)	(14.8)	(45.5)	(39.6)	(13.4)	(26.2)
2045年	人口（人）	878	468	410	134	399	345	120	225
	割合（%）	(-)	(53.3)	(46.7)	(15.3)	(45.4)	(39.3)	(13.7)	(25.6)

出典：国立社会保障・人口問題研究所

⁷ 高齢化社会とは、高齢化率が7%を超えた社会、14%を超えた社会を高齢社会、21%を超えた社会を超高齢社会と呼んでいる。



2 人口見通しの他市町村との比較

沖縄県全体が人口減少に入るのは 2035 年と予測されていますが、北部 12 市町村中、名護市、恩納村、宜野座村、金武町以外の 8 町村は、すでに人口減少が始まっています。

伊平屋村は、2035年には人口が1,000人を割り、2045年は878人と2020年比で72.4%、約3割の人口減になると予測されています。人口規模が同程度の伊是名村と比較してもやや人口減少の割合が多くなっています。

北部 12 市町村別人口予測

	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2015年-2045年 増減率 (%)
沖縄県	1,433,566	1,459,570	1,468,236	1,469,847	1,465,761	1,452,321	1,428,305	-0.4
名護市	61,674	62,575	63,100	63,292	63,201	62,638	61,543	-0.2
国頭村	4,908	4,573	4,245	3,932	3,639	3,330	3,011	-38.7
大宜味村	3,060	2,917	2,774	2,640	2,506	2,367	2,219	-27.5
東村	1,720	1,626	1,540	1,461	1,381	1,305	1,222	-29.0
今帰仁村	9,531	9,521	9,453	9,346	9,209	9,048	8,825	-7.4
本部町	13,536	13,178	12,758	12,311	11,849	11,362	10,812	-20.1
恩納村	10,652	11,065	11,390	11,651	11,858	11,950	11,926	12.0
宜野座村	5,597	5,853	6,049	6,210	6,355	6,453	6,495	16.0
金武町	11,232	11,382	11,443	11,436	11,416	11,365	11,249	0.2
伊江村	4,260	3,967	3,655	3,348	3,053	2,737	2,418	-43.2
伊平屋村	1,238	1,154	1,080	1,026	976	931	878	-29.1
伊是名村	1,517	1,425	1,355	1,283	1,223	1,171	1,112	-26.7

出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（2018年推計）」

5節 むらづくりの基本姿勢

1 住民と行政の共創・協働によるむらづくりの推進

平成23年度に策定された本村の「第4次総合計画」の策定にあたって最も大きな課題として指摘されたのが、村民や各自治会等の「行政依存型体質の改革」でした。

かつての自給自足が成り立っていた離島や農村社会では、例えば、道路や地域の清掃、除草も協力して行い、子育てや介護は大家族や地域の中で賄われ、街灯など電気系統が故障すると村人の誰かが修理してしまうなど、地域における相互扶助・コミュニティが機能していました。

それが近代化の進んだ高度成長期になると離島・農村では人口減少が進み、育児や介護、道路の清掃、除草などを家族や地域コミュニティだけで担うことができなくなり、その受け皿として行政が役割を拡大することとなりました。

税収が伸びた高度成長期にはそれでも増大する福祉需要に対応するだけの余力がありましたが、これから時代、少子高齢化等の社会環境の変化によってますます「公」の守備範囲が拡大する一方で、厳しい財政状況の制約等により行政で対応し得る範囲に限界があることから、従来の行政のやり方だけでは対応できない領域が生じてきました。

地方分権の推進により、地方自治体は、国や県の包括的な指揮監督に従い確実に事務を処理するのではなく、自らの責任と判断で地域・住民のニーズに主体的に対応していく必要があります。地域の直面する課題に対応するためには、地域社会における課題解決に、地域住民がその担い手として参画していくよう、地域コミュニティを再生すること（＝「地域社会への住民参画」）と、地方自治体における政策の企画・立案・策定および執行・評価の過程に、地域住民が積極的に参画していくこと（＝「地方行政への住民参画」）が不可欠であり、両者がいわば車の両輪として、相互補完的に実現されることにより、「地域における課題解決力」が向上し、地域にふさわしい多様な公共サービスを適切な受益と負担のもとに提供される公共空間が形成され、豊かな「公」を実現することが可能となります。つまり、住民自治の充実を図り、住民を単に行政サービスの提供を受ける客体ではなく、主体的に地方行政へ参画していく存在として捉えていくことが求められています。住民自身がそれぞれの過程に参画することによって、得られた結果が受け入れやすいものとなり、円滑な施策展開にもつながると考えられます。

このような背景から、「第4次伊平屋村総合計画」の基本計画第1章において『住民主導』というキーワードを掲げ、具体的な施策として2015（平成27）年度から3年間「地域自立促進支援事業」を実施しましたが、具体的な成果を挙げることができませんでした。その理由として考えられるのが、住民の共通認識も芽生えず、また地域のリーダーも不在なまま「地域自立」という難題を押し付けられた住民にとっては、「住任せ」や「行政は手を引く」という印象が拭えないものとなりました。

第5次伊平屋村総合計画を策定するにあたり、住民が参画する計画策定を目指すために「ゆんたく会」が各集落ごとに開催され、住民と行政側が「協働」で課題や目標を抽出してきました。そしてたどりついたキーワードが『共創・協働』でした。

◆共創・協働とは

共創・協働とは、村民、自治会をはじめとする地域団体、企業、行政等多様な主体が対等な立場で尊重し合い、企画立案・実施・評価・改善の全ての過程を常に共有し、専門知識や得意分野を生かして役割分担を行い、地域課題の解決やむらづくりに取り組むことです。環境美化活動、PTA活動、地域の見守り活動など、これまで既に行われてきている地域活動・むらづくり活動も、共創・協働です。共創・協働の取組みは、村民（行政職員も村民）とその未来にとって最善の判断と努力が求められます。

◆なぜ共創・協働が必要か

「地方自治は、地域社会の住民の意思に基づき行われるべき」という「地方自治」の本来のあり方に立ち返り、村民、公民館（自治区）をはじめとする地域団体、企業等の住民側が、地域課題を行政と共有しながら、共に力を合わせてむらづくりに取り組むための手法として共創・協働が必要です。また、少子高齢化・人口減少の進展により、今後、社会を支える人・地域の担い手の減少が進み、税収減や医療費・福祉に係る経費の更なる増加が予測されます。このような状況においては、公共サービスや多様化する住民ニーズへの対応を、行政だけで行うことには限界があります。今後も、公共サービス等の質を低下させることなく持続可能とするために、共創・協働の手法により、これらを行政と村民・地域団体・事業者等が、ともに担う体制づくりが急務です。

◆村民や行政に求められる姿勢及び担うべき役割

本計画では、本村の将来像『輝く里山・里海 笑顔あふれる島人～原風景と幸せが満ちた島 いへや～』(仮)を実現するために、村民と行政とのパートナーシップによる共創・協働のむらづくりに取組みます。そのためには、先人が永年培ってきた島の自然環境や歴史、文化、コミュニティを土台として、共通の目標達成に向けて連携・協力し合いながら、むらづくりを推進します。むらづくりの主体として、村民や行政に求められる姿勢及び担うべき役割に関する基本的な考え方は、以下のとおりとします。

I. 村民に求められる姿勢

1) 自らできることから行動すること

自分の地域は、自分たちで考え、自分たちでつくっていくという、村民がむらづくりの主役であることを基本に、自分にできることから主体的にむらづくりに関わっていく姿勢が大切です。

2) お互いが支え合い協力しながら地域をつくる

むらづくりは、人と人との交流から生まれてくるものであり、一人ひとりが誰かを支え、その輪が広がることで、お互いが支え合う地域社会を実現することが大切です。これまでの公民館を中心とした自治活動は、地域で支え合う社会の形成と伝統行事等の継承に大きな役割を果たしてきました。また、地域の郷友会も大きな役割を果たしています。今後もそれぞれの地域コミュニティの良さを継承しながら、観光客等や関係者・協力者との連携も推進し、新たな地域の課題解決に取り組むことも大切です。

II. 行政に求められる姿勢

1) 村民の自主的な活動を積極的に支援します

村民や公民館等の地域団体が自主的に行う様々な活動への支援を行い、村民活動や地域活動の育成と活性化を積極的に進めます。

2) 広く村民の意見が村政に反映できるよう取組みます

村民と行政が互いに良好な信頼関係を築くために、村政に関して村民への説明責任を果たすとともに、村民の意見を広く聴く機会を充実させながら、その声を村政に反映させる仕組みを整えます。

6 節 効率的な行政運営

1 より質の高い行政サービスの提供

地方創生が求められるなか、限られた行政資源を最大限に活用しながら、村民サービスの向上を図ることが必要です。このため、行政職員としてのプロ意識の醸成、行政事務の透明性を確保するとともに、村民に対する説明責任を果たしながら、多様な行政ニーズに応じたより質の高い行政サービスの提供に努めます。

2 持続可能な財政運営

村税の徴収率の向上、目的税の導入、ふるさと納税等による新たな財源の確保等により一層取組むことで財政基盤の強化を図ります。さらに、歳出の抑制、債務の縮減、基金の確保等により、財政負担を抑制しながら、財政の健全化による持続可能な財政運営に取組みます。

3 効率的な行政運営

上記の「1. より質の高い行政サービスの提供」、「2. 持続可能な財政運営」を行うためには、現状以上の効率的な行政運営が必要になります。そのため、本村は、下記の取組みを推進します。

- ① 行政運営、事業、計画に関する情報の一元管理と共有システムの構築
- ② 電子システム化の推進
- ③ 人事評価制度の活用
- ④ 情報共有と横断的取組みによる効率的な行政組織の運営

4章 基本計画

1節 基本施策

1 基本計画の構成

「第5次伊平屋村総合計画」においては、基本構想で述べた通り、基本理念に向き合いつつ時代の潮流を踏まえ、基本目標（分野別の目指す姿）として、次の6つの目標を掲げることとします。

基本目標1 <教育・文化の分野（ひと）> “島の未来は、教育がつくる”

基本目標2 <<暮らしの分野>> “女性と子どもが大切にされ、すべての住民が安心して暮らす島”

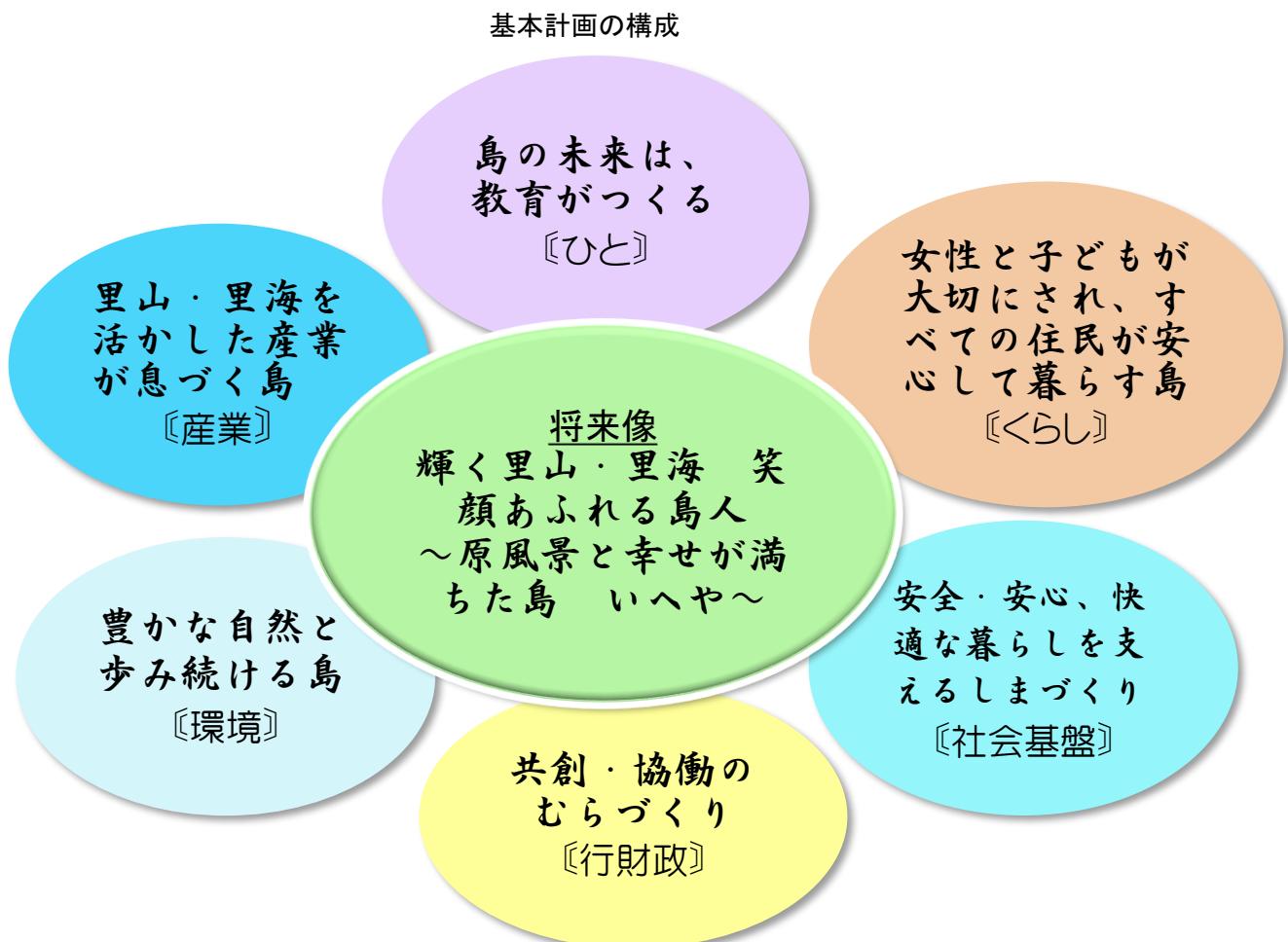
基本目標3 <産業の分野> “里山・里海を活かした産業が息づく島”

基本目標4 <社会基盤の分野> “安全・安心、快適な暮らしを支えるしまづくり”

基本目標5 <環境の分野> “豊かな自然と歩み続ける島”

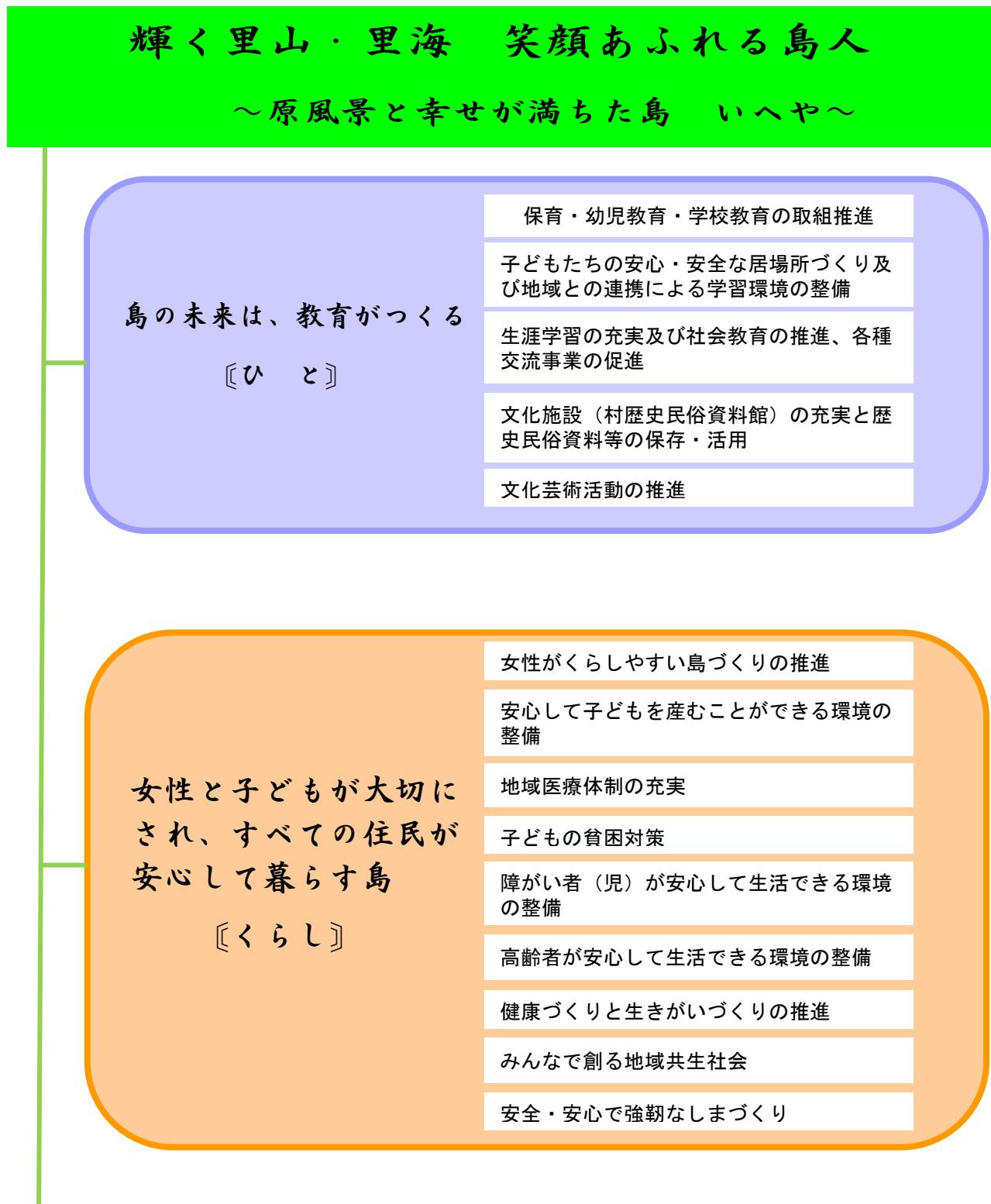
これらの目標をつなぐ役割を担うのが

基本目標6 <行財政の分野> “共創・協働のむらづくり”



2節 施策と事業の体系

1 基本施策体系図



里山・里海を活用した 産業が息づく島 〔産業〕

- 村内産業の活性化に向けた仕組みづくり
- 農林水産業の事業化の推進
- 農林水産業の新たな担い手の確保と先進化
- 環境共生型農林水産業の推進
- 体験型観光コンテンツの充実による観光交流産業の振興
- 島のグランドデザインにふさわしい観光の促進
- 離島らしい環境に配慮した観光インフラの整備

安全・安心、快適な 暮らしを支える しまづくり 〔社会基盤〕

- 交通の整備
- 生活環境の整備
- 住宅の整備
- 公園・広場の整備
- 情報通信基盤の整備

豊かな自然と 歩み続ける島 〔環境〕

- 自然環境の保全と活用、そして継承
- 持続可能な循環型社会の構築
- 美しい景観の形成
- ゾーニング（土地利用区分明確化）の推進

共創・協働のむらづくり 〔行財政〕

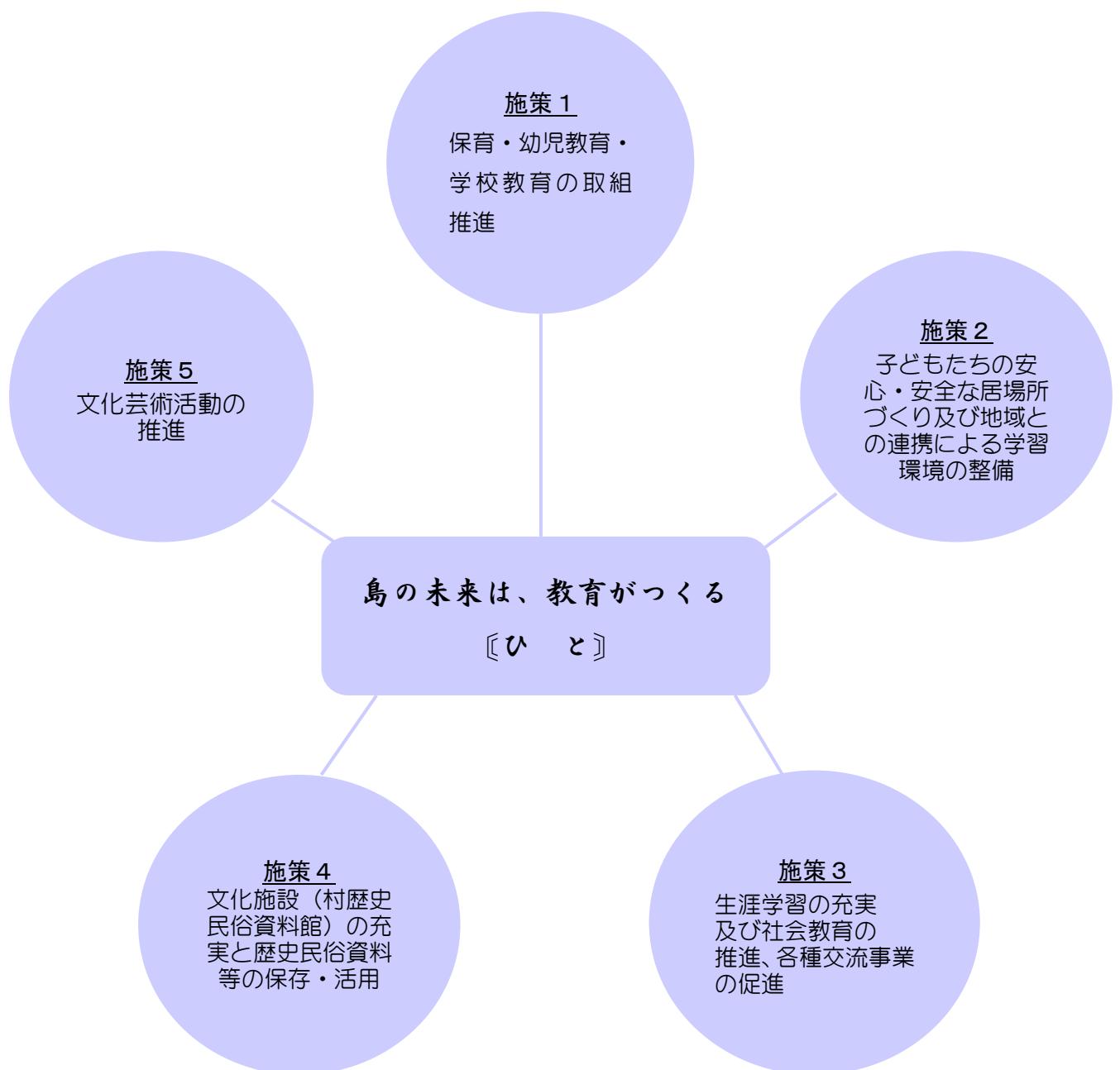
- 共創・協働によるむらづくりの推進
- 地域の“縮小”から“縮充”へ
- 女性が輝き、若者が活躍するしまづくり
- 行財政の健全化
- 情報発信力の強化
- 誰一人取り残さない持続可能な“美ら島いへや”的実現
- 先進技術の導入によるむらづくり
- 区民活動の活性化

2 分野別基本施策と取組み施策の体系

基本目標 1 島の未来は、教育がつくる

伊平屋村のむらづくりにおいては、教育が最も重要であり、「教育こそが島の未来をつくる」という基本理念を掲げ、次のような施策に取り組みます。

教育・文化分野の基本施策



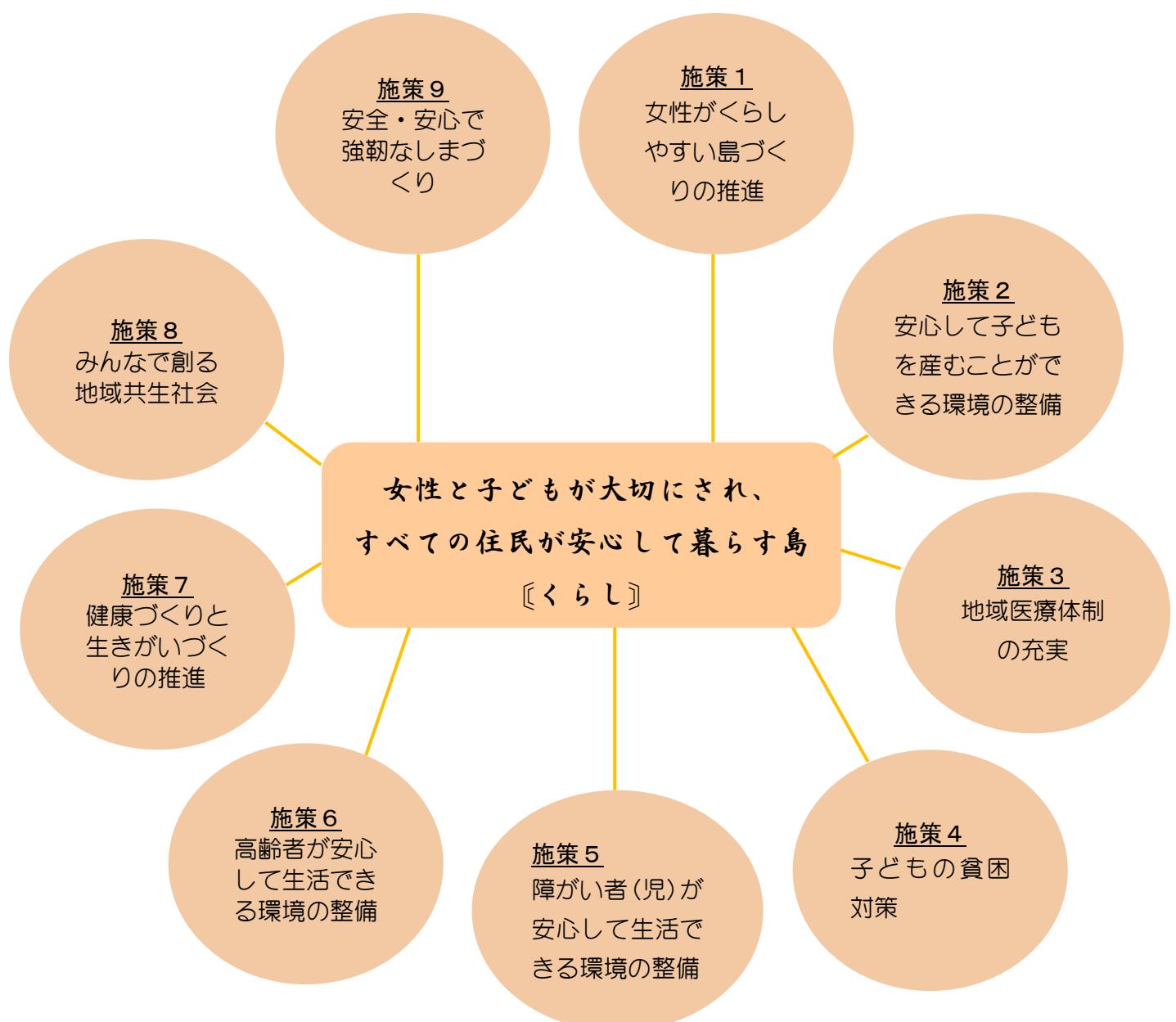
教育・文化分野の施策体系

分類	基本施策	取組み施策	所管課
保育・幼児教育・学校教育	施策 1 保育・幼児教育・学校教育の取組推進	① 保育・幼児教育の充実	住民課 教育委員会
		② 生きる力の育成	教育委員会
		③ キャリア教育の推進と学力向上の取組み推進	教育委員会
		④ 変化に対応する力の育成	教育委員会
		⑤ 國際理解教育及び郷土教育の推進	教育委員会
		⑥ 共生社会実現に向けたインクルーシブ教育の推進	教育委員会
		⑦ 安心安全な学校給食の提供と食育の推進	教育委員会
		⑧ 人権教育・道徳教育・平和教育の推進	教育委員会
		⑨ 英語学習の推進	教育委員会
	施策 2 子どもたちの安心・安全な居場所づくり及び地域との連携による学習環境の整備	① 学校・家庭・地域・行政による相互連携及び協力体制の強化	教育委員会 総務課
		② つながりが創る豊かな家庭教育機能の充実	教育委員会
		③ すべての子どもたちが安心安全な学びを享受できる学習環境等の整備	教育委員会
		④ 社会教育施設及び社会体育施設の環境整備	教育委員会 総務課
		⑤ 子育て世代・共働き世帯への支援の充実	住民課 教育委員会
		⑥ 子どもの貧困解消に向けた支援の推進	住民課 教育委員会
		⑦ 学校における働き方改革の推進	教育委員会
		⑧ 教育移住とコミュニティ・スクール構想の推進	教育委員会 企画財政課
生涯教育・社会教育	施策 3 生涯学習の充実及び社会教育の推進、各種交流事業の促進	① すべての住民と子どもたちが生涯を通して学び合い・学び続けることのできる環境の創出	教育委員会 総務課
		② 高齢者や障がい者を含むすべての住民のニーズに合った生涯スポーツの取組推進	教育委員会 住民課 企画財政課
		③ 社会教育分野における集落コーディネーターの育成・配置と持続可能な地域社会の形成に向けた地域人材の育成	教育委員会 総務課 企画財政課
		④ 島内外との各種交流事業の促進及び村出身者との連携による交流事業の促進	教育委員会 企画財政課
文化	施策 4 文化施設（村歴史民俗資料館）の充実と歴史民俗資料等の保存・活用	① 村歴史民俗資料館への情報通信技術の導入と活用の推進	教育委員会
		② 歴史民俗資料や各種文化財等の教育及び研究分野への積極的活用	教育委員会
		③ 住民向けの文化講座及び展示会・ワークショップ等の開催	教育委員会
	施策 5 文化芸術活動の推進	① 伝統文化の記録・保存事業及び村内外への発信事業	教育委員会
		② 文化芸術活動を通した世代間交流や異文化交流の促進	教育委員会
		③ 社会包摂につながる文化芸術活動の推進・支援	教育委員会

基本目標2 女性と子どもが大切にされ、 すべての住民が安心して暮らす島

伊平屋村のむらづくりにおいては、どこよりも女性がくらしやすく、子どもが大切にされ、誰もが安心して暮らせる島をめざし、次のような施策に取り組みます。

くらし分野の基本施策



くらし分野の施策体系

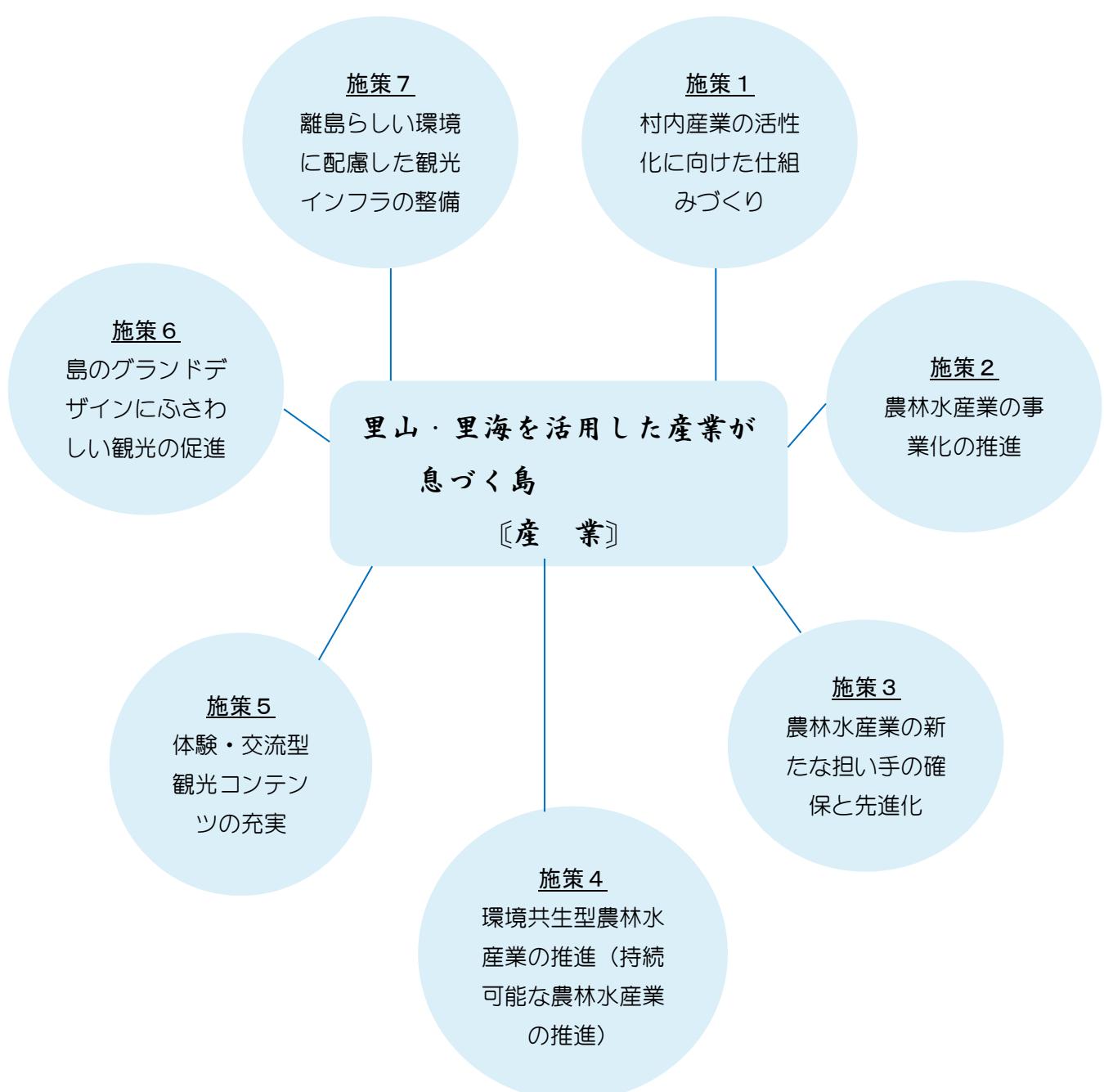
分類	基本施策	取組み施策	所管課
活性躍性	施策 1 女性がくらしやすい島づくりの推進	① ジェンダー平等の実現 ② 次世代・女性活躍支援室（仮称）の設置	総務課 総務課 企画財政課
子育て支援	施策 2 安心して子どもを産み育てることができる環境の整備	① 離島保育土確保対策事業の推進 ② 多様なニーズに対応した保育サービスの確保 ③ 移住定住へ繋げるための祝い金制度の維持と婚活支援 ④ 地域の子育て・子育ち環境の整備	住民課 住民課 住民課 企画財政課 住民課 教育委員会
医療	施策 3 地域医療体制の充実	① 村民の健康に対する意識の高揚 ② 医師及び看護師の安定的確保 ③ 保健師の目標人員の確保 ④ 診療所の高台移転と施設の拡充 ⑤ 母子及び父子家庭等への支援の充実 ⑥ 日常的医療や救急医療の体制強化 ⑦ 歯科診療の推進	住民課 総務課 住民課 総務課 住民課 総務課 住民課 総務課 住民課 総務課 住民課 総務課 住民課 総務課
福祉	施策 4 子どもの貧困対策	① 子どもの貧困対策のさらなる推進 ② 子どもの貧困対策支援員の配置	住民課 企画財政課 住民課 総務課
	施策 5 障がい者（児）が安心して生活できる環境の整備	① 心身障がい者（児）福祉サービスの充実 ② 働く場所の確保と就労支援 ③ 障がい者（児）との交流機会の充実 ④ 生涯学習の推進 ⑤ スポーツ・レクリエーション活動の促進	住民課 住民課 総務課 住民課 総務課 住民課 教育委員会 総務課 住民課 教育委員会
	施策 6 高齢者が安心して生活できる環境の整備	① 健やかな高齢期を実現する基盤づくり ② 安心して暮らせる包括的な支援体制づくり ③ 島で人生を全うできる施設の整備	住民課 住民課 住民課 総務課
健康	施策 7 健康づくりと生きがいづくりの推進	① 伝統的食文化「健康長寿食」の再興 ② 健康寿命を延伸する適度な運動と趣味の実践	住民課 農林水産課 住民課
共地域	施策 8 みんなで創る地域共生社会	① 曜学校の開設 ② 地域共生社会の実現に向けた住民意識の醸成	教育委員会 総務課 住民課 総務課

非常時対応	施策9 安全・安心で強靭な しまづくり	① 防災計画の見直し及び住民意識の向上	総務課
		② 消防団の活性化	総務課
		③ 救急・救助体制の強化	総務課 住民課
		④ 地域一体となった交通安全や防犯対策づくりの 推進	総務課 住民課

基本目標3 里山・里海を活用した産業が 息づく島

すべての産業の活性化を促進する仕組みづくりを構築し、働く場の創出を推進します。また、持続可能な農林水産業の推進と先端技術の導入を推進し、豊かな自然と伝統的文化、暮らしの営みを守る観光・交流産業を推進します。

産業分野の基本施策



産業分野の施策体系

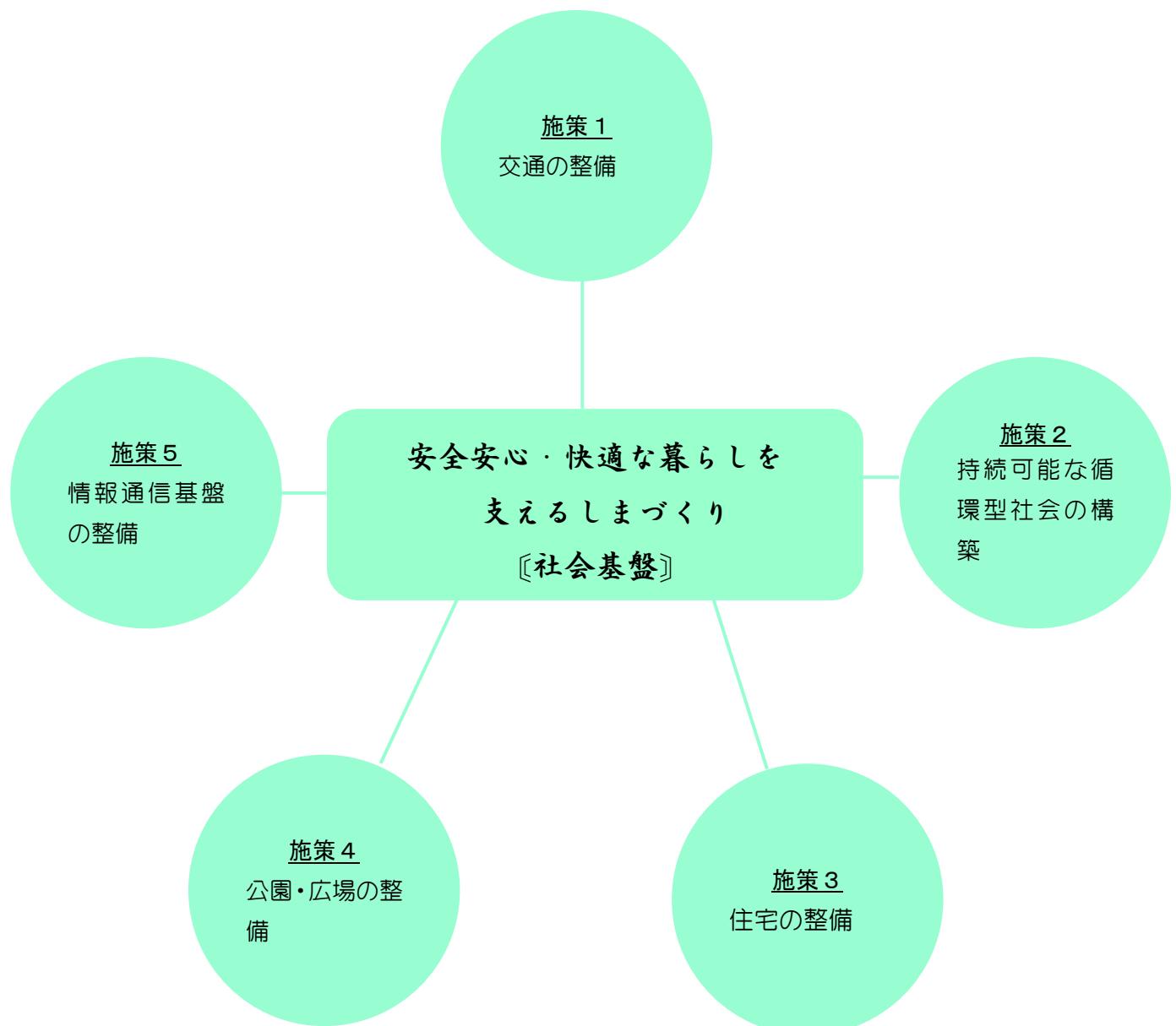
分類	基本施策	取組み施策	所管課
産業活性化の仕組みづくり と起業促進	施策 1 村内産業の活性化 に向けた仕組みづくり	① 「伊平屋村産業経済活性化協議会」（仮称）の設置	企画財政課 農林水産課 観光交通課
		② 各種協同組合等新たな制度の導入	企画財政課 農林水産課 観光交通課
		③ 産業連携拠点センターのインキュベーション施設としての機能強化	総務課 企画財政課
		④ 起業活動し易い環境づくり	企画財政課 観光交通課
農林水産業 の 事業化 の 推進	施策 2 農林水産業の事業化の推進	① 事業化・法人化による基幹作目の生産の拡大	農林水産課
		② つくり育てる漁業の振興	農林水産課
		③ 里山・里海の產品を活用した加工製造業の振興とマーケティングの強化	農林水産課 観光交通課
		④ 地産地消の促進	農林水産課 観光交通課 企画財政課
農林水産 と 手 先 業 確 保 と 業 先 進 化 い	施策 3 農林水産業の新たな担い手の確保と先進化	① 漁協等水産団体の人材育成の促進	農林水産課 企画財政課
		② 農林水産業への先端的技術導入の推進と新たな人材の確保	農林水産課 企画財政課
農林水産業 環境共生	施策 4 環境共生型農林水産業の推進（持続可能な農林水産業の推進）	① 環境保全型農業の構築に向けた普及啓発	農林水産課 企画財政課
		② 消費者ニーズに対応する有機農業の推進	農林水産課 企画財政課
		③ 林業の復興と林産資源の復活・活用	農林水産課
		④ 田名グムイを再生・活用する農業振興とむらづくり	農林水産課 観光交通課 教育委員会 企画財政課 建設課
観光 ソフ トの 産業 充実	施策 5 体験・交流型観光コンテンツの充実による観光交流産業の振興	① 地域が主体となった着地型体験交流の推進と人材育成	観光交通課
		② 島の文化の継承と観光活用の推進	観光交通課 教育委員会
		③ 民泊事業の拡充	観光交通課
		④ 伊是名村、今帰仁村との連携による観光の振興	観光交通課

	施策 6 島のグランドデザインにふさわしい 観光の促進	① 地域の持続可能な発展に寄与する適正な観光の実現	観光交通課
		② 観光客一人当たりの消費額を高め、域内経済循環の仕組みをつくる	観光交通課 農林水産課 企画財政課
		③ 地域の食文化の提供と商業・サービス業の利便性向上	観光交通課 農林水産課
観光 交通 盤整 備業	施策 7 離島らしい環境に 配慮した観光インフラの整備	① ふれあいと経済効果のある宿泊施設の整備	観光交通課 企画財政課
		② 島内交通の利便性向上	観光交通課 建設課
		③ ポートターミナルの機能強化	観光交通課 建設課
		④ 伊平屋村星空保護区の環境整備	観光交通課 建設課

基本目標4 安全安心・快適な暮らしを 支えるしまづくり

村民の生活航路、村の経済活動の基盤である船舶運航事業の安全と経営安定化に向けて取り組むとともに住居、上下水道等生活環境の整備、情報通信基盤の整備に取り組みます。

社会基盤分野の基本施策



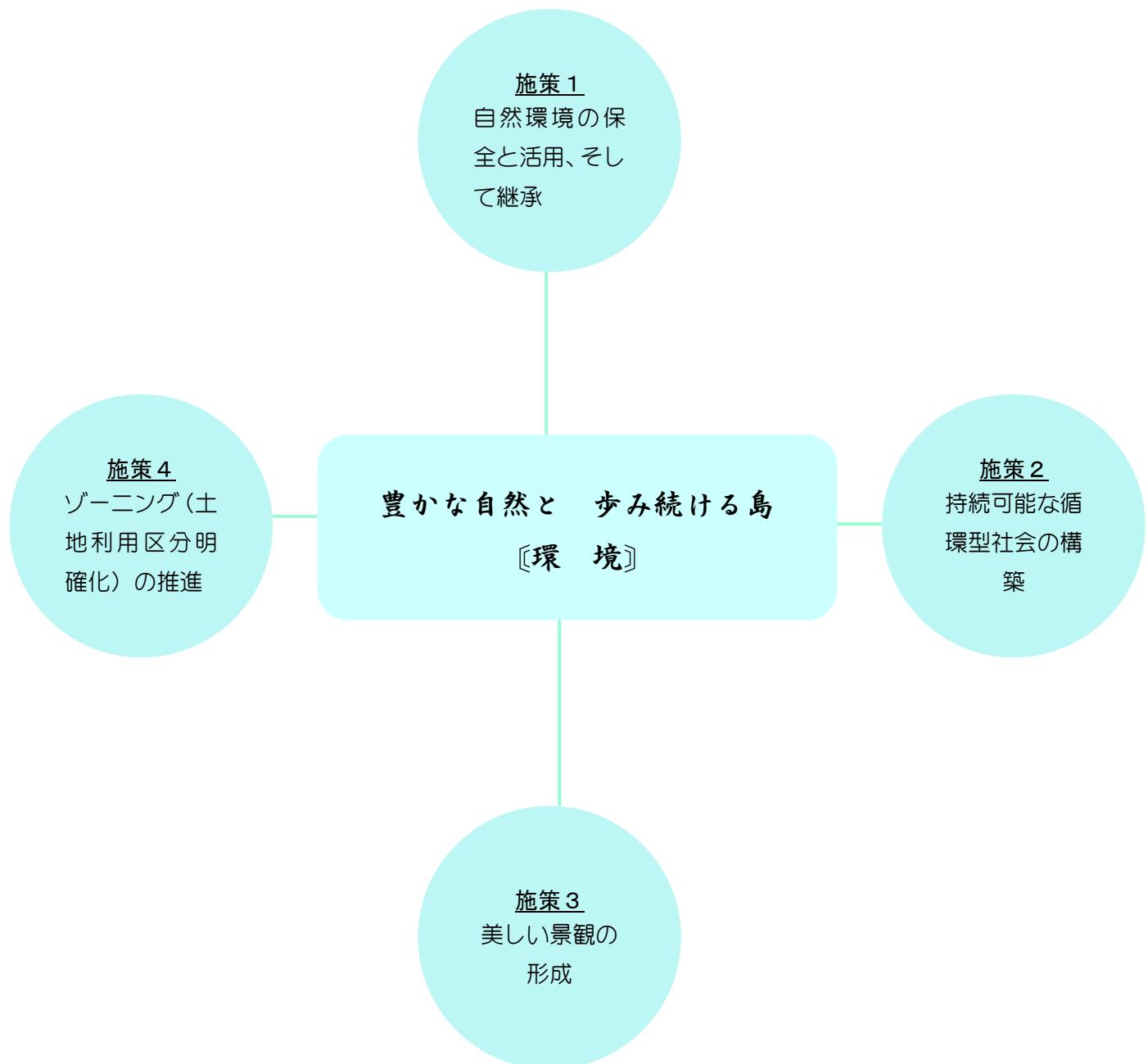
社会基盤分野の施策体系

分類	基本施策	取組み施策	所管課
交通環境の整備	施策 1 交通の整備	① 海上交通の整備	建設課 観光交通課
		② 港湾施設の整備	建設課
		③ 島内交通の整備	観光交通課 建設課
		④ 空港の整備	建設課 企画財政課
		⑤ 道路の整備	建設課 総務課
生活環境と住宅の整備	施策 2 生活環境の整備	① 上下水道施設の整備	建設課
		② 污水処理施設の整備	建設課
		③ 廃棄物処理施設の整備	住民課 建設課
	施策 3 住宅の整備	① 村営住宅の整備	建設課 総務課
		② 利用見込みのない空き家の有効活用に向けた制度の検討	企画財政課
		③ 既存住宅の維持・活用	企画財政課 建設課
		④ 新規住宅の整備	企画財政課 建設課
		⑤ 住宅地確保のための寄付誘発制度の検討	企画財政課
	施策 4 公園・広場の整備	① 公園の遊具の整備	建設課 農林水産課
		② 北緯 27 度線から平和を発信する場の整備	観光交通課 企画財政課 建設課 教育委員会
		③ 米崎海浜公園の機能強化に向けた整備	建設課 観光交通課
情報通信基盤の整備	施策 5 情報通信基盤の整備	① 自治体 DX の推進と活用能力の習得	総務課 企画財政課
		② インターネットを活用した公共サービスの向上	企画財政課 建設課
		③ 村情報提供体制の強化	企画財政課 総務課
		④ ICT の利活用による地域活性化	企画財政課 総務課

基本目標5 豊かな自然と 歩み続ける島

環境に対する意識の向上を図り、恵まれた自然環境を後世に引き継ぎ、さらに脱炭素島しょ社会の実現に向けた取組みを推進します。また、美しい景観の継承と適切な土地利用を推進します。

環境分野の基本施策



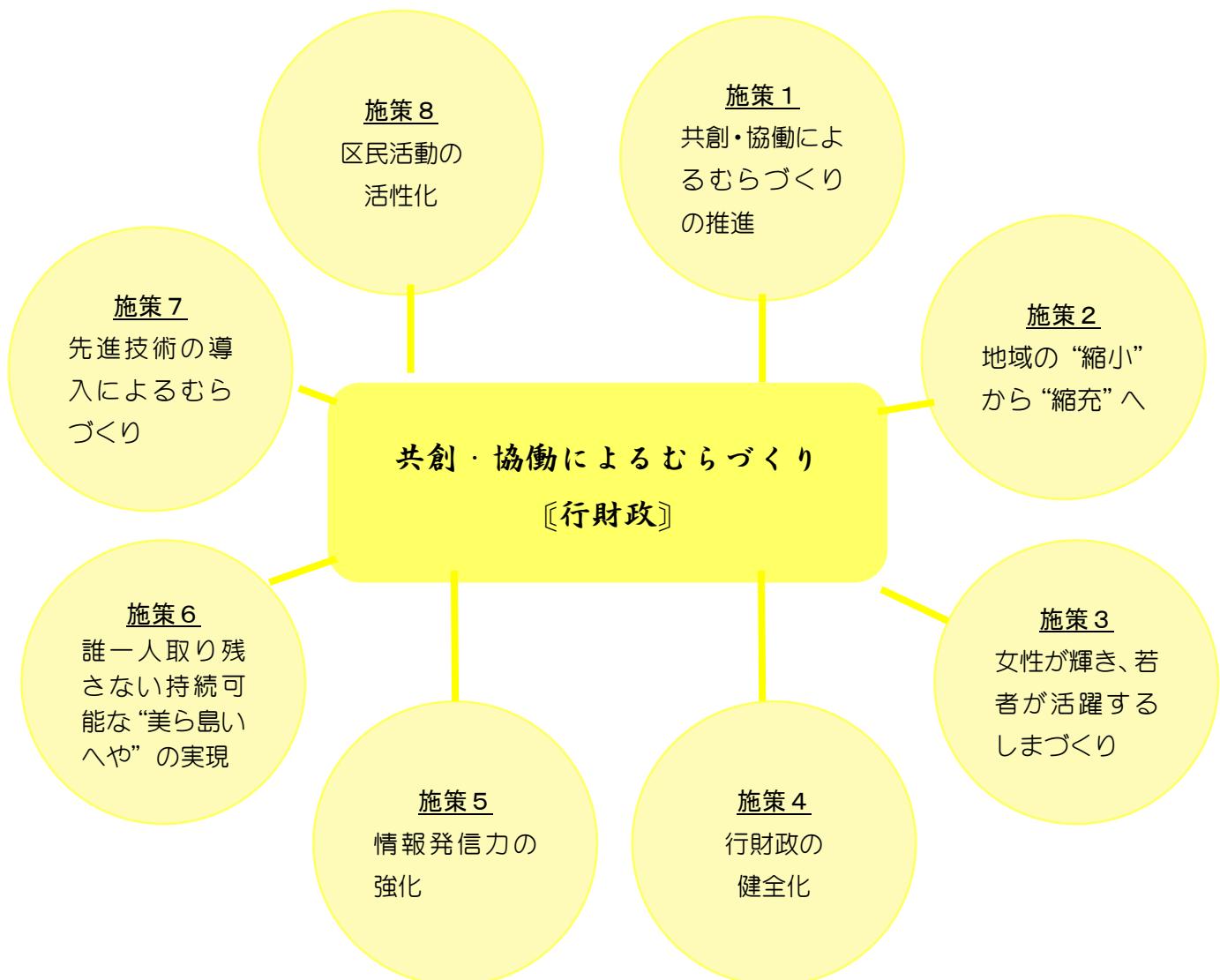
環境分野の施策体系

分類	基本施策	取組み施策	所管課
自然環境	施策 1 自然環境の保全と活用、そして継承	① 自然環境保全思想の普及啓発と環境教育の推進	総務課 教育委員会
		② サンゴ礁の海の認知度向上と保全活動の推進	観光交通課 農林水産課 教育委員会
		③ 里山・里海の連続した生態系保全活動の推進	教育委員会 農林水産課 建設課 住民課
		④ 自然環境の活用	観光交通課 教育委員会
		⑤ 自然環境と調和した農林水産業の推進	農林水産課
		⑥ 希少野生動植物種の保護対策、外来生物対策の推進	農林水産課 教育委員会 住民課
		⑦ 環境影評価制度の推進	建設課 住民課
		⑧ 自然環境保全に必要な財源の確保	企画財政課
循環型社会	施策 2 持続可能な循環型社会の構築	① 省資源・省エネルギーの推進 (村地球温暖化対策実行計画の実現)	企画財政課
		② クリーンなエネルギーの導入促進	企画財政課 建設課
		③ 社会生活における資源循環の推進	住民課 農林水産課
		④ 地域内エコシステム導入の検討	企画財政課 住民課
景観	施策 3 美しい景観の形成	① 海と山の眺めを大切にする景観づくり	建設課 農林水産課 観光交通課
		② 受け継がれてきた土地利用を大切にする景観づくり	建設課 農林水産課 総務課
		③ 「原風景」を活かした地域計画の推進	建設課 企画財政課
		④ 花と緑あふれる地域づくり	総務課
		⑤ 夜空を楽しめる環境の整備	観光交通課 建設課
		⑥ 行ってみたい、見てみたいと思われる景観づくり	観光交通課 建設課
ゾーニング	施策 4 ゾーニング（土地利用区分明確化）の推進	① 受け継がれてきた村土を大切にし、島の全体機能を向上させる土地利用の推進	総務課 農林水産課 建設課 農業委員会
		② バランスの取れた土地利用計画の推進	総務課 農林水産課 建設課 農業委員会

基本目標6 共創・協働によるむらづくり

地域のリーダーとなる人材を育成し、また、地域の情報発信力を高め、効率的かつ効果的な行政経営を実現します。

行財政分野の基本施策



行財政分野の施策体系

分類	基本施策	取組み施策	所管課
協共 創 動	施策 1 共創・協働による むらづくりの推進	① 島のビジョンづくりと、実現する仕組みづくりの 推進	企画財政課
		② 役場職員の資質向上と機動力を持った組織体制 の構築	総務課
移 促 住 定 住	施策 2 地域の“縮小”か ら“縮充”へ	① 移住定住促進室の設置	企画財政課
		② 地域おこし協力隊の採用・配置	企画財政課
人 材 育 成	施策 3 女性が輝き、若者 が活躍するしま づくり	① “女性が輝く島”をつくる「女性サロン」(仮称) の設置	企画財政課
		② 地域のリーダーを育成する「若者未来会議」(仮 称)の設置	企画財政課
行 財 政	施策 4 行財政の健全化	① 行政職員及び住民の経営感覚の意識向上を図る	総務課 企画財政課
		② 歳入の多角化及び自主財源の確保の推進	企画財政課 会計課
		③ 機能的で活力のある組織運営の推進	総務課 企画財政課
情 報 発 信	施策 5 情報発信力の強 化	① 地域情報発信チームの発足と島外への戦略的な 情報発信	企画財政課 総務課 観光交通課
		② 住民への情報発信によって住民行政相互の 信頼を高める	総務課
多 様 性	施策 6 誰一人取り残さ ない持続可能な “美ら島いへや” の実現	① 多様性のあるむらづくり	総務課 教育委員会
		② チムグクルを大切に後世に引き継ぐ	総務課 教育委員会
先 進 技 術	施策 7 先進技術の導入 によるむらづくり	① 先進技術の導入で夢のある島を創造する	総務課 企画財政課 教育委員会
		② 村のDX推進とオープンデータの公開	総務課 企画財政課
区 民 活 動	施策 8 区民活動の活性 化	① 主体的な区民活動の仕組みの構築	総務課 教育委員会
		② 集落間の交流の促進	総務課 教育委員会
		③ 区民活動のデジタル化推進	総務課 企画財政課

3節 基本計画及び施策の展開

1 島の未来は 教育がつくる 〔ひと〕

本村においては、令和4年度において始めて「村教育大綱及び教育振興基本計画」を策定します。村教育大綱は、「伊平屋村教育大綱及び教育振興基本計画の策定にあたって」「教育をめぐる現状等」「本村における教育理念等」の3つの章で構成されます。

村教育大綱の期間は、10年間と定め、第一期伊平屋村教育大綱の期間は、令和4年度から令和13年度となります。そして、教育大綱の対象範囲は、保育、幼児教育、小学校、中学校の学校教育及び村出身高校生、また、伊平屋村における全ての住民の社会教育／生涯学習です。

「第1章 伊平屋村教育大綱及び教育振興基本計画の策定にあたって」においては、策定の趣旨、大綱と計画の位置づけ、対象、期間などを定めます。

「第2章 教育をめぐる現状等」では、これまでの全国的な社会情勢及び教育情勢を記載し、また、本村におけるこれまでの教育の取り組みについての概要をまとめます。

「第3章 本村における教育理念等」では、本村の教育理念や教育方針、「島発ち教育」の概念等について述べていきます。教育理念として「つながり ひろがり ともに学ぶ 伊平屋の島発ち教育」を掲げ、「島発ち教育」の定義である「島の歴史・文化に誇りを持ち、学び続け、自分らしさを伸ばすことで、変化する社会に対応しながら島を愛し、島の未来を創る人になる人材を育成すること」などを記載します。

第4章以降の教育振興基本計画において、推進する各施策及び取り組みについて以下に具体的に提示します。

SDGs



伊平屋村のむらづくりにおいては、教育が最も重要であり、「教育こそが島の未来をつくる」という基本理念を掲げ、次のような基本方針を定めます。

① 島発ち教育の推進

島発ち教育とは、島の歴史・文化に誇りを持ち、学び続け、自分らしさを伸ばすことで、変化する社会に対応しながら島を愛し、自ら島の未来を創る人になることです。本村では、生涯にわたって学び続ける・学び合う人材の育成を目標に、幼児・児童生徒及びすべての住民一人ひとりの個性を尊重した生涯学習の取組みを推進します。

② 國際理解教育及び郷土教育の推進（視野は世界、視点は郷土）

ものごとの規模が国家の枠組みを越え地球規模で拡大し、国際的相互依存関係の中で生きる現代においては、一人一人が、国際関係や異文化を単に理解するだけでなく、国際社会の一員としての責任を自覚し、どのように生きていくかという点を一層強く意識する必要があります。求められているのは、個人が相互理解に基づく多文化共生という視点をもち、国家の枠組みを超えた国際社会の一員として自己を確立し、発信を行い、主体的に行動できる人材の育成です。異文化や異なる価値観を有する人々に対して敬意を払い、理解し受容することは、自分自身の国やその歴史、伝統・文化を理解・尊重し、その上に立脚した個性をもつ一人の人間として自己を確立することによってはじめて可能となります。

本村の学校教育の特徴としては、「視野は世界、視点は郷土」というテーマで、世界の国や地域の文化や考え方を知り国際感覚を身に付ける教育と、郷土の歴史や文化を学ぶことを並行して行い、まさに郷土人であり国際人であるという人材を育成します。

③ 持続可能な地域づくりに向けた幼児教育・学校教育の推進

子どもの減少による学校の再編や廃校によって地域から学校がなくなることは、地域の衰退に直結します。いかに地域が小規模化・高齢化しようとも、地域が持続するとともに、人々が豊かに暮らしていく地域づくりを行う必要があります。持続可能な地域づくりとは、「人」の持続可能性を追求することであるため、「教育移住」など様々な方法で移住・定住促進につながる幼児教育・学校教育を創出します。

④ 誰一人取り残さない地域社会の形成

少子高齢化、子どもの貧困、環境問題、グローバル化、情報化社会等、現代社会は急速に発展すると同時に、多くの課題を抱えています。そのため、島のすべての住民の協働により、誰一人取り残さない持続可能な地域社会のつくり手を育むための教育に取り組み、島の豊かな自然や誇るべき歴史文化を次世代の子どもたちにつなげます。

⑤ 文化の力を教育に

沖縄の人びとは、長い歴史の中で、祖先（ウヤファーフジ）への敬い、自然への畏敬の念、他者の痛みに寄り添うチムグクル（肝心）、さらには「ゆいまーる」、「いちゃりば兄弟（出会えばきょうだい）」などの精神文化を育むとともに、古来、アジア諸国との交易を通じて多様な文化を受け入れ、それはやがて沖縄各地において独自の多様な伝統文化として開花し、今に伝えられてきました。先人たちはこれらの文化を支えに、幾多の世代わりの中にあっても、その都度困難を克服してきました。特に悲惨な沖縄戦の体験と「命どう宝（命こそ宝）」という価値観、平和を求める強い心は沖縄の精神文化の基層となっています。

そして、伊平屋村においても独自の歴史と文化が継承されてきました。本村には、いにしえの人びとが見てきた島の原風景が残り、伝説や神々が生き続ける島です。集落ごとに祭祀や神事、伝統芸能・民俗芸能や伝統行事があり、また、島の精神文化を古くから伝える「いへやじゅうてえ」（「いへやじゅうてー」と表記する場合がある）という大事な心の文化があります。

このように過去に育まれた伊平屋(沖縄)の歴史・伝統文化・精神文化を見つめなおすと、現在そして未来の創造につながる伊平屋の心があります。過去の文化や自然の中に、未来への礎があるのです。

沖縄や伊平屋の文化にある、人々が心豊かに生きていく基盤として、また、ウチナーンチュ、イヘヤンチュとしてのアイデンティティーの形成やひとびとの精神的自立につながり、沖縄や伊平屋の未来を切り拓く力となります。さらには、沖縄・伊平屋の文化は「ソフトパワー」としての力を持っています。沖縄・伊平屋の文化や自然を守り、平和を希求する心を沖縄・伊平屋のソフトパワーとして世界に発信し、沖縄・伊平屋が世界に開かれた交流と共生の島へと創造することを目指します。

施策1 保育・幼児教育及び学校教育の取組推進

【現状と課題】

伊平屋村における保育・幼児教育は、日々の生活や日常の素朴な遊びの中に教育的要素を取り入れ、様々な体験を通して、幼児たちの知識・関心を深める教育に取り組んでいます。

今後は更に、小学校入学前のすべての幼児への質の高い学習環境の確保ならびに小学校からはじまる義務教育課程への円滑な接続を見通した、幼児の自主性・自立心を養う教育が必要です。

また、本村の幼児教育の現場における慢性的な人手不足の解決に向けた人材確保のため、労働環境及び労働条件の継続的な見直しと改善が求められています。

急激な変化と急速に発展するこれからの社会で生きていく子どもたちに、優れた判断能力・思考力を身につけさせるため、「生きる力」(確かな学力／豊かな人間性／健康・体力など)をバランスよく育むことが必要です。

グローバル化の一層の進展により国際競争が加速する一方、異なる文化との共存と国際社会の発展に向けた国際協力が求められる中、地球的視野を持って行動し、国際社会を主体的に生きる人間を育成することが大切です。近年の「国際化、情報化、科学技術の発達、環境問題」等、地球規模で様々な社会の変化が起きている状況を踏まえ、世界の出来事を学び、世界の国や地域の文化や考え方を知り、国際人としての教養や感覚を身に付けるとともに、伊平屋村の自然環境や伝統文化を学び、将来の伊平屋村を担う、或いは世界で活躍する伊平屋っ子の育成が求められています。

【施策の方向性】

本村における「島発ち教育」は、就学前の幼児から対象の範囲としています。そのため、小学校入学前の幼児への質の高い保育環境を確保し、小学校からはじまる義務教育課程への円滑な接続を見通した、幼児の自主性・自立心を養う教育を推進します。

急激な変化と急速に発展するこれからの社会で生きていく子どもたちに、社会の変化に対応する優れた判断能力・思考力を身につけると同時に、主体的に自立する資質・能力の育成という視点から、子どもたちが将来の目標をもち、「生きる力」(確かな学力／豊かな人間性／健康・体力など)をバランスよく育む教育を推進していきます。

現在、地域社会と世界の国や地域は密接につながっています。そのため、郷土教育と国際理解教育を車の両輪として推進していきます。

また、文部科学省やユネスコが推進するインクルーシブ教育⁸は、すべての子どもにとっての人权であり、その実現に向けて取組み、多様な人々が共に暮らすことのできる共生社会の実現につなげていきます。とくに、伊平屋村では、「グレーゾーン」と呼ばれる児童生徒の「通級指導教室」の導入による対応やそれぞれの個性を尊重し、障がいをもつ／もたない児童生徒が同じ学習環境で学び合うための支援に取り組みます。

【具体的な取組み】

① 保育・幼児教育の充実

総合戦略

伊平屋村における保育・幼児教育について、伊平屋村立伊平屋保育所及び伊平屋幼稚園では、読み聞かせや工作、お絵かき、音楽など、日々の生活や日常の素朴な遊びの中に幼児教育を取り入れ、様々な体験を通して児童たちの知恵や知識・関心を深める教育に取り組みます。

今後は更に、小学校入学前の児童への質の高い保育環境を確保し、小学校からはじまる義務教育課程への円滑な接続を見通した、児童の自主性・自立心を養う教育を推進します。

また、本村の幼児教育の現場における慢性的な人手不足を解消し、子育て支援や預かり保育等を含む本村の保育・幼児教育を充実していくことが必要であり、そのためには島内外から人材を確保する必要があることから、教育委員会及び住民課等関係部署が連携して労働環境及び労働条件の継続的な見直しに取組んでいきます。

② 生きる力の育成

総合戦略

急激な変化と急速に発展するこれからの社会で生きていく子どもたちに、優れた判断力・思考力を身につけさせるため、「生きる力」をバランスよく育むために、児童生徒が基礎的・基本的な知識・技能を習得し、教科等を横断した課題解決的な学習や探究的な活動を進める中で、優れた思考力・判断力・表現力等の育成を図ります。

また、すべての児童生徒が自分らしい生活や生き方について考えを深め、自らのよさを生かし、自分らしさを發揮しながら調和のとれた自己を形成していく教育の取組みを推進します。

③ キャリア教育の推進と学力向上の取組み推進

総合戦略

本村の児童生徒の一人ひとりが将来目標をもち、自己実現にあわせた学力向上の取組み推進を図るため、児童生徒一人ひとりが将来、どのような仕事に就き、社会の中でどのような役割を果たして生きたいと考えているのか、学校での学びと社会との関連性をもたせつつ、自ら学習意欲を高め、主体的/社会的な自立を支援するキャリア教育を推進します。

キャリア教育の実施方法についても、ICTの活用によるオンラインでの職業体験等、オンライン型と従前の対面型の双方を取り入れた、新たな取組み方法で推進します。

⁸ インクルーシブ教育:障がいのある子もない子も適切な合理的配慮の提供により、同じ教室で共に学ぶことのできる教育。(文部科学省、2012年)

④ 変化に対応する力の育成

総合戦略

「国際化、情報化、科学技術の発達、環境問題」等、地球規模で様々な社会の変化が起きている状況を踏まえ、国内外の出来事を学び、ひとりの人としての教養や感覚を身に付ける教育を進めます。

今後ますます国際化が進むことが想定されるなか、外国語のコミュニケーション能力は極めて重要なことから、児童生徒の語学力を高めるための語学指導等の充実を図ります。外国語を通じて、言語や文化について体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を養います。

社会のデジタル化が進むなか、ICTを活用した授業について、ICT教育促進の一環として、児童生徒一人一台のタブレット端が配布されました。今後はさらに、タブレットを活用した「予習・復習」や「自学・自習」により、児童生徒が自らの意思と力で自主的・主体的に学びを進める取組みを推進します。

一方、児童生徒の視力低下の問題や学習目的以外での使用など、昨今のタブレットを活用した教育の問題点を考慮した上で、学校教育におけるタブレット端末のより効果的な使用方法の検討も行なっていきます。

⑤ 国際理解教育及び郷土教育の推進（視野は世界、視点は郷土）

総合戦略

学校教育の特徴としては、「視野は世界、視点は郷土」というテーマで、世界の出来事を学んで国際感覚を身に付けるとともに、同時に地域のことも学ぶという、まさに国際人であり郷土人であるという人材を育成していきます。

国際理解教育においては異なる考え方や意見を受け入れるなど、相手を思いやる心の育成を重視し、それらを基盤とした取組を重視します。異なる文化的背景を持つ人々との相互理解を深め、国と国との間に横たわる偏見や誤解をどう打破し、より良き国際理解を育て、国際貢献や国際平和について考える力を養うなど、国際社会において主体的に行動できる人づくりを進めます。

具体的には、総合的な学習の時間等において、独立行政法人国際協力機構（JICA）沖縄センターや沖縄科学技術大学院大学（OIST）、県内外の大学等との連携、国際協力に携わった方々や地域に在住する外国人、教育旅行で沖縄県を訪れる海外の学校等との交流活動などにより、児童生徒の異文化理解を深め、総合的に国際理解教育を推進します。

急速な技術革新と社会のグローバル化の進展により、将来を見通すことが難しい時代を迎えているこのような時代に、子どもたちが夢や志を持って生きていくためには、その心身を支える基盤が必要です。その基盤となるのが郷土教育です。

子どもたちは郷土沖縄・伊平屋の中で成長していきます。その郷土について学ぶことは、郷土に対する愛着や誇りを育むことにつながり、それは子どもたちの自信や意欲を生むとともに、人生を歩んでいくうえで重要な視座の確立につながります。さらには、郷土の歴史の共有は地域の絆をさらに深めることにつながります。

小・中学校、高校での発達段階に応じ、郷土を学びの対象とした学習の充実を図り、郷土に対する理解を深め、郷土に対する愛着や誇りを育み、郷土の発展に主体的に参加する意欲や態度を養います。島の将来像を展望する土台を確かなものにするためにも地域の歴史を学び継承できる仕組みづくりを構築します。

⑥ 共生社会実現に向けたインクルーシブ教育の推進

総合戦略

伊平屋村のインクルーシブ教育は、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会の実現に向け、障がいをもつ／もたないにかかわらず、児童生徒一人ひとりが自立や社会参加に向けた主体的な資質・能力の育成を支援するための教育体制を構築します。

多様な人々が共に暮らすことのできる共生社会の実現につなげていくために、文部科学省が提起するインクルーシブ教育（障がいのある子もない子も適切な合理的配慮の提供により、同じ教室で共に学ぶことのできる教育）を推進します。

また、ユネスコの「多様な子どもたち（排除されやすい子どもたちを含む）の教育を受ける権利を地域の学校で保障するために、教育システムそのものを改革していくプロセス」というインクルーシブ教育の広い定義も尊重し、加えて、「通級指導教室」の導入や多様な体験学習プログラムによる個性の伸長等に取り組み、本村独自のインクルーシブ教育を推進していきます。

⑦ 安心安全な学校給食の提供と食育の推進

総合戦略

子どもたちのアレルギー情報の把握や調理場の衛生面の管理など、安心安全な給食の提供に向けた取組みを推進します。食育の推進は、栄養教育の視点から、まず、子どもたちに身近な食材の知識や体に必要な食べ物に対する判断力を養い、バランスよく、好き嫌いなく食事ができる食習慣の定着を心がける態度の育成を試みます。そして、学校給食において、地場産食材の使用に取り組み、その地場産食材を活用した食育の推進により、地域の食材や命の大切さを学ぶとともに、健康的な食習慣づくりを促進します。

また、子どもたちが島を出ても自立した食生活が継続できるよう、親子でのお弁当づくりに取組んでいきます。

⑧ 人権教育・道徳教育・平和教育の推進

総合戦略

生命を大切にする心や他人を思いやる心、善悪の判断などの規範意識等の道徳性を身に付けることは、とても重要です。また、国際理解や国際協調の視点に立ち、子どもの豊かな情操や規範意識、自他の生命の尊重、他者への思いやり、物事の良し悪しを主体的に判断し適切に行動する力などを育むため、これまで以上に人権教育や道徳教育に力を入れていく必要があります。

本村には、島の精神文化を古くから伝える『いへやじゅうてえ』という大事な文化があり、また、沖縄戦の体験及びその後の沖縄の異民族支配の原点となった「北緯27度線」上にあるという特異な島もあります。こうした島の文化や歴史を活かした道徳教育や人権教育を推進し、また、沖縄戦の悲惨な体験や教訓を風化させることなく、平和を希求する心の継承・発信を図っていくためにも、平和教育を推進します。

⑨ 英語学習の推進

総合戦略

世界のグローバル化が急速に進む中、私たちの身近なところで外国人や異文化に触れ合う機会が多くなりました。そのような状況の下、本村では、児童生徒の発達段階に応じた英語学習の推進に取り組みます。

本村における英語学習は、国際理解教育や文化芸術活動の推進とともに、世界にはばたく伊平屋っ子の育成を目標に、島発ち教育につながる取り組みの一つと位置付けます。

そのような国内外での活動を視野に入れた英語学習の取り組みは、島の外に自らの文化を紹介する手段になると同時に、子どもたちが島の自然・歴史文化を見つめ直すことにもつながります。

施策2 子どもたちの安心・安全な居場所づくり 及び地域との連携による学習環境の整備

【現状と課題】

人口減少や少子高齢化により地域活力が低下している現状の中、地域と連携した教育環境の整備や地域人材を活かした教育力の向上により、心豊かでたくましい子どもたちを社会全体で育むため、子どもたちが安心・安全な場所で学びを享受できる環境の創出が求められます。そのため、地域住民の協力を得て、放課後や週末などに様々な体験活動や地域住民との交流活動などを行う“子どもの居場所づくり”が必要です。

また、子どもたちの安心安全な居場所づくりには、学校関連施設及び社会教育施設等の点検・修繕が必要です。老朽化した施設の日常的な点検や安全面に懸念のある箇所の把握、安全性確保のための修繕を行う必要があります。

【施策の方向性】

子供たちの居場所づくりや各体験学習、放課後学習の場の形成について、学校・家庭・地域・行政が一体となって連携・協働する取り組みを推進します。また、学力向上の取り組みについて、子どもの学力向上は、学校の授業の取組みのみでなく、家庭学習による予習・復習も重要であることから、家庭・地域が連携した家庭学習の取組み支援を推進します。

共生社会の実現に向けたバリアフリーの環境整備について、施設の老朽化に伴う、学校関連施設・社会教育施設・社会教育施設の点検・修繕に取り組むと同時に、車イス・スロープや障がい者トイレの設置など、バリアフリーを考慮した学校の環境づくりに取組みます。

また、多様化する学校現場へのニーズに対応するため、個々の教員の業務分担や「公務の組織化」にもとづく継続的な業務の見直しと改善に取組みます。

さらに、人口減少による学校の統廃合を見据えた教育移住及びコミュニティ・スクール構想の導入に向けた検討を行い、地域社会と連携した特色ある学校づくりを推進します。

【具体的な取組み】

① 学校・家庭・地域・行政による相互連携及び協力体制の強化

総合戦略

子どもたちの居場所づくりについては、放課後や週末の児童生徒の安全な活動拠点を支援する取組や、地域と学校の協働による子どもたちへの支援活動の推進、また子どもの読書活動奨励といった、学校・家庭・地域が連携した子どもの学びの支えに取組みます。

② つながりが創る豊かな家庭教育機能の充実

総合戦略

現代では共働き世帯や一人親世帯など、子どもたちの学習環境は個別に様々な状況が想定されています。そのような状況の中、地域で家庭を支える体制や、家庭教育への支援を強化していく必要があります。

学校・家庭・地域の連携により「やーなれー運動」を奨励し、子どもたちの自立心・主体性・社会性を育む教育に取組みます。

図書館司書等による児童生徒への読書習慣の定着化を図る取り組みの推進や、PTA活動の一環として取り組まれている、「メルヘン隊」による読み聞かせへの活動については、継続して支援を行います。

③ すべての子どもたちが安心安全な学びを享受できる学習環境等の整備

総合戦略

安心安全な学習環境の整備を行うことと同時に、すべての児童生徒が等しく学びを享受できる環境の整備が必要です。そのため、車イス・スロープや障がい者トイレの設置など、バリアフリーを考慮した学校の環境づくりに取組みます。

④ 社会教育施設及び社会体育施設の環境整備

総合戦略

社会教育施設や社会体育施設の老朽化により、社会教育及び生涯スポーツの取組に支障が出ている現状があります。すべての住民一人ひとりのニーズにあった社会教育や生涯スポーツの提供が行われるよう、社会教育施設及び社会体育施設の環境整備に取り組みます。

⑤ 子育て世代・共働き世帯への支援の充実

総合戦略

少子化について、子ども同士のふれあいの場の減少等により自主性や社会性が育ちにくい現状があり、また、共働き世帯の増加により、多くの家庭で家事や育児が負担になる状況があります。そのような問題を家庭だけの問題として捉えるのではなく、地域社会及び行政が物資及び経済面における支援、その内容に関する情報発信等、多方面から支援することで、地域が一体となった子育て支援社会の形成に向けた環境の構築を目指します。

⑥ 子どもの貧困解消に向けた支援の推進

総合戦略

沖縄県の各地域における子供の貧困の実態は、深刻な状況にあります。そのため、伊平屋村でも貧困家庭の子どもに安全な食事と教育の支援等を提供するため、学校・地域・行政が連携して貧困の連鎖を断ち切るための取組みを推進します。

⑦ 学校における働き方改革の推進

総合戦略

学校における働き方改革について、学校現場における様々な学習環境の変化への対応や地域住民の学校に対する教育サービスの需要の変化など、今後ますます教員に対する要望が多様化し、さらに、学校が抱える課題の複雑化・困難化が予測されます。

そのような状況の中でも、子供たちに十分な教育活動を行うことができるようすることを第一の目的として、個々の教員が自らの教育を見つめ直し、教育活動は限られた時間の中でのみ展開し得るものであることを再認識し、公務の組織化や効率化を図ることで、学校における働き方改革を推進します。

⑧ 教育移住とコミュニティ・スクール構想の検討

総合戦略

本村では人口の自然増（出生数）が年々減少しており、小中学校の児童生徒数も減少傾向にあります。特に野甫小中学校の児童生徒の減少は著しく、数年内に休校と統廃合の措置が取られることが想定されています。小・中学校は児童生徒の教育のための施設であるだけでなく、各地域のコミュニティの核としての性格を有することが多く、防災、保育、地域の交流の場等、むらづくりの在り方と密接不可分であるという性格を持っています。しかし、統廃合によって小・中学校がなくなることは子育て世代の人口流失など過疎を招き、その学校をもつ地域の過疎を加速させ、衰退に直結する恐れがあります。

学校を存続させる方法のひとつとして「教育移住」があります。「教育移住」とは、子どものためにより良い教育環境が整った地域に移住することで、子どもだけが移住する「離島（山村）留学」や家族が一緒に移住する「教育移住」があります。

また、総務省（2012）は、地域を取り巻く厳しい状況と地域コミュニティの重要性を訴えた上で、学校を拠点とした地域づくりに取り組んでおり、中央教育審議会（2013）は、教育に係る様々な当事者が連携・協働する体制を構築することが重要であるとし、コミュニティスクールの導入を進めています。コミュニティスクール（学校運営協議会制度）は、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組みです。

現在の教育界では、離島・へき地・小規模校の中で発揮される教育活動・内容が見直され、大規模一斉授業から少人数学級・少人数指導を求める世論が高まっているともいわれ、また、知的財産としての学校を財政的効率論のみで消滅させることの問題を指摘する声もあります。

こうした様々な状況の中で、本村においては、まずは学校を維持するという基本方針を住民の合意で確立し、教育と地域振興との関係性について「教育環境の充実」「移住定住の推進」

「新しい産業・価値の創出」「教育移住」「コミュニティスクールの導入」など多方面からの検討を加えて、伊平屋村にふさわしい学校・教育の創出を検討していきます。

施策3 生涯学習の充実及び社会教育の推進、各種交流事業の促進

【現状と課題】

少子高齢化が進む伊平屋村において、人口減少も相まって地域活力が低下しています。そこで、各集落の公民館機能の維持・拡充を図り、子育てや見守り、生きがいづくり等の拠点として共助の仕組みづくりを再構築する必要があります。

社会教育主事の指導の下、集落コーディネーターを育成し公民館へ常駐させてことで、多様な支援活動を企画・運営し拠点機能の充実と地域活力の向上を図ります。

従前より集落の依りどころとなっていた公民館機能の維持・拡充を図ることにより、世代間交流や人流が活性化し、より主体的な集落活動や情報共有が促進され共助の仕組みづくりが可能となります。また、本村では、村民体育の日の推進や、ニーズに合ったスポーツ活動の奨励、海浜スポーツの奨励に取り組んでいます。競技スポーツの分野では、運動部活動の活性化支援、村スポーツ大会の開催、島外スポーツ大会参加への推進等に取り組んでいます。

今後は、より住民のニーズに応えた社会教育事業の推進及びスポーツ大会の開催等、高齢者や障がい者を含めたすべての住民の社会包摂を視野に入れた生涯学習及び健康活動への取り組み支援の充実が求められています。

【施策の方向性】

生涯を通した学びの継続、やりがい・生きがいを持ち続けられる生涯学習環境の創出のため、集落コーディネーターを育成・配置し、各集落のニーズにあった社会教育活動支援及び企画・運営を行います。

また、村民体育館や村営プール、友愛と健康の広場について、スポーツ環境の整備やスポーツ器具の安全点検等を実施し、また、住民の健康維持・増進のため、各種スポーツ活動を奨励し、村民のスポーツに対する意識向上や健康づくりにつなげます。

さらに、島内外との各種交流事業を促進し、世代間交流を促し、地域活性化を図ります。また、村出身者との連携により、島の新たな魅力の発見や地域人材育成のため、伝統文化のイベントや各種交流事業を推進します。

【具体的な取組み】

① すべての住民と子どもたちが生涯を通して学び合い・学び続けることのできる環境の創出

総合戦略

「人生100年時代」「超スマート社会（Society5.0）」「SNSの普及」「グローバル化」といった昨今の社会情勢の変化により、生涯学習の重要性は一層高まり、またそのニーズは年々多様化する傾向にあります。そのような状況の中、住民一人ひとりに多様な学習の機会を提供し、様々な分野で活動できる環境を創出することで、やりがい・生きがいを持ち続けられる地域社会の形成に向けた取組みを推進します。

② 高齢者や障がい者を含むすべての住民のニーズに合った生涯スポーツの取組推進

総合戦略

村民の健康維持・増進のため、高齢者や障がい者を含むすべての住民が生涯スポーツに取組めるよう、ニーズに合ったスポーツ活動を提供・奨励し、村民のスポーツに対する意識向上、さらにはスポーツ人口の増加を目的に、その取り組みを支援します。

③ 社会教育分野における集落コーディネーターの育成・配置と持続可能な地域社会の形成に向けた地域人材の育成

総合戦略

各集落の公民館機能の維持・拡充を図り、共助の仕組みづくりを再構築するために、社会教育主事の指導の下、集落コーディネーターを育成し公民館へ常駐させることで、多様な支援活動を企画・運営し拠点機能の充実と地域活力の向上を図ります。

従前より集落の依りどころとなっていた公民館機能の維持・拡充を図ることにより、世代間交流や人流が活性化し、より主体的な集落活動や情報共有が促進され、共助の仕組みづくりが可能となるような施策を推進します。

④ 島内外との各種交流事業の促進及び村出身者との連携による交流事業の促進

総合戦略

島内外の交流による人と人のつながりは、地域の活性化につながります。多様な年齢層や様々な分野における交流事業を促進することは、生涯学習及び生涯スポーツに取組む住民一人ひとりの目標となり、やりがい・生きがいの継続につながると同時に、地域の魅力向上や地域内及び島外との連携強化、また、地域を支える人材の育成につながることから、島内外との各種交流事業を積極的に促進します。特に村出身者との連携・交流については今後も積極的に進めています。

施策4 文化施設（村歴史民俗資料館）の充実と歴史民俗資料等の保存・活用

【現状と課題】

本村には、フェリーが発着する港の直ぐ前に「伊平屋村歴史民俗資料館」があります。その資料館では、ひとひとの暮らしを伝えるパネル展示や人々の生活やくらしと深い関わりのある民具等の展示があり、伊平屋のくらしと歴史を体感することができます。

今後は展示内容の更なる充実を図り、伊平屋村独自の自然史を反映させたパネル展示や標本展示、リーフレットの配布など、魅力ある文化施設の企画づくりに取組む必要があります。

また、歴史資料の保存活用も更なる工夫が求められ、展示方法の改善など、様々な企画・計画を立案して運営する必要があります。伊平屋村の貴重な歴史資料を後世に伝えるため、資料のデジタル化等による保存を図り、さらに、教育分野や様々な分野における調査研究資料として活用されるよう、本村の歴史資料の情報発信が必要です。

とくに、デジタル化した各資料をアーカイブ化し、子どもたちへの学校教育や島を離れた高校生・大学生がインターネット環境から必要な資料にアクセスできる環境を整えるなど、デジタル化やインターネット環境の活用を導入した新たな学習環境の創意工夫が必要です。また、本村には村立図書館がないので、こうしたデジタル資料とともに、今後、必要な書籍や雑誌等を取り揃え、図書館としての機能を付加することが求められます。

【施策の方向性】

歴史民俗資料館に収集された文化財や史資料のデジタル・アーカイブ化等、さらなる活用や展示の工夫、子どもの教育への活用方法の見直しや、社会教育との連携強化に取り組みます。

また、本村の文化の殿堂として「歴史民俗資料館」の充実強化を図り、文化センター及び総合アートの発信基地になりうるように機能の強化を目指します。

さらに、本村で育んだ文化を大人から青年へ、青年から児童生徒へ受け継ぐ指導の支援を図り、各区子ども会等の活動支援への強化や学校行事等への連携強化を図りながら活動の充実と継承発展を目指します。

【具体的な取組み】

① 村歴史民俗資料館への情報通信技術の導入と活用の推進

総合戦略

伊平屋村の貴重な歴史資料を後世に伝えるため、資料のデジタル化等による保存を図り、教育分野や様々な分野における調査研究資料として活用されるよう、本村の歴史資料の情報発信を行います。

特に、デジタル化した各資料をアーカイブ化し、子どもたちへの学校教育や島を離れた高校生・大学生がインターネット環境から必要な資料にアクセスできる環境を整えるなど、デジタル化やインターネット環境の活用を導入した新たな学習環境の創意工夫を行います。また、こうしたデジタル資料とともに、今後、必要な書籍や雑誌等を取り揃え、図書館としての機能を付加します。

② 歴史民俗資料や各種文化財等の教育及び研究分野への積極的活用

総合戦略

伊平屋村には先人から伝わった歴史的な民俗資料や地域における有形・無形の文化財が、村歴史民俗資料館や公民館、集落内等に多数残されています。このような歴史民俗資料や文化財を広く教育分野に活用し、子どもたちが、本村に受け継がれてきた伝統的な生活様式や伝統文化、有形・無形の文化財に触れて学ぶ機会を増やしていきます。また、村内外の研究者、研究機関等と連携して本村の民俗資料や文化財の調査研究をさらに進めています。

③ 住民向けの文化講座及び展示会・ワークショップ等の開催

総合戦略

伊平屋村ならではの、地域に根差した特色のある文化を住民同士が学びあい、次世代に継承していくため、地域住民のニーズに合った文化講座を開催します。また、「島くとうば」や「伊平屋産の素材を用いた伝統工芸」「昔ながらの素朴な遊び」といった伊平屋ならではの伝統文化を子どもたちに継承していくため、学校教育及び社会教育の両面から子どもたちへの文化継承活動に取組み、成果発表の機会を創出します。

また、地域に伝わる伝統工芸、あるいは芸術作品を創作する作家など、個人や民間団体等と協働による作品展示会やワークショップなどを催し、全ての住民が本村で育まれる伝統工芸や芸術作品に触れる機会を提供します。

施策5 文化芸術活動の推進

【現状と課題】

本村には、古くから伝わる伝統文化や年中行事が現代にも継承されています。しかし、人口減少や少子高齢化により、その伝承が危ぶまれている現状があります。そのため、伝統文化及び年中行事の記録を保存し、次世代への文化の継承につなげる必要があります。更に、記録した資料をデジタル・アーカイブ化することで、村出身の青年たちがいつでも、どこからでも自らの地域の文化に触れる機会を創出します。

また、子どもたちに優れた文化芸術を鑑賞・体験する機会を提供することは、子どもたちの情操教育において大きな効果を生むものであると同時に、未来の地域人材を育成することにもつながります。

本村は地理的状況から、島外の文化芸術団体等による芸術の鑑賞・体験機会が少ない状況にあります。そのため、今後、文化芸術団体等の誘致などにより、子どもたち及び住民の鑑賞・体験の機会を創出し、その一人ひとりが多様な文化芸術に触れることで、創造的な力をもつ未来の人材を育成していくことが求められています。

【施策の方向性】

本村では、各集落でいろいろな伝統文化が受け継がれてきましたが、生活様式の変化などにより、これらの伝統文化を子どもたちに継承する機会が次第に少なくなっています。地域に固有の伝統文化を受け継ぎ、発展させていくのは地域の子どもたちであることを認識し、地域の人が様々な機会を捉えて、子どもたちとともに伝統文化を学んでいくことは地域文化の振興を考える上で最も重要なことの一つです。島に古くから伝わる伝統文化や年中行事を次世代に継承するためにも、学校教育や社会教育の中で伝統文化を体験する場を積極的につくっていきます。さらには、伝統文化及び年中行事の記録・保存及びデジタル・アーカイブ化を推進します。また、村出身の高校生へ地域の伝統文化の鑑賞・体験機会を提供し、伝統文化の継承及び島発ち教育の推進につなげます。

文化芸術活動の推進について、全ての住民が文化芸術に触れる機会を創出し、時には多様な違いがある人々が協働して文化芸術に取組むことで、お互いの違いを尊重し、対話を通して心を一つに相互の関係を深める活動を継続して展開できるよう、文化芸術活動に多様な支援を行います。

【具体的な取組み】

① 伝統文化の記録・保存事業及び村内外への発信事業

総合戦略

伊平屋村の各集落には、古くから受け継がれる伝統的な生活様式と、その生活様式と密接不可分に連動した様々な伝統文化が今なお残されています。

しかしながら、少子高齢化で伝統文化の担い手も減りつつあり、その継承自体が今後ますます困難になることが予測されます。

そのような現状の中、各集落における伝統文化の保存・継承のため、伝統文化の記録化・デジタル化を行い、その魅力を村内外へ発信することで、自文化の魅力の見直しや文化継承・発展の新たな展望につなげます。

また村内外の文化関連団体等と連携して、村内の有形・無形文化財の継承と発展に取り組んでいきます。

② 文化芸術活動を通した世代間交流や異文化交流の促進

総合戦略

様々な文化芸術活動を通して、世代間交流や異文化交流を行うことは、「世代」を超えた先人の知恵や哲学を学ぶことにつながります。また、「異文化交流」は、互いの文化の違いや価値の違いに気づき、その文化の異なる他者との違いを尊重し、新たな関係性を気づき上げてい

くことを目指す「多文化共生」の考えにつながります。また、「異文化」に触れることで自己の存在や地域文化の魅力を見つめ直すことにもつながります。

③ 社会包摂につながる文化芸術活動の推進・支援

総合戦略

伊平屋村におけるすべての住民と子どもたち、そして島内外の様々な個人、団体等と連携、協働して文化芸術活動に取組み、お互いの違いを尊重し、対話を通して心を一つに相互関係を深める活動を展開することで、誰一人取り残さないという社会包摂につながる文化芸術のあり方を普及啓発し、地域社会の活性化につながる取組みを実施します。

2 女性と子どもが大切にされ、すべての住民が安心して暮らす島

『くらし』

SDGs



① どこよりも女性が暮らしやすい島づくり

女性は仕事、家事、育児のほか、地域イベントの対応を担うことが多く、男性に比べて過重な負担を負っています。子育て支援のほか高齢者介護の支援等女性の視点で施策を策定し、女性が安心して暮らせる島づくりを目指します。

② どこよりも子どもが大切にされる島づくり

子どもや若者は地域のたからです。子供や若者への投資は、地域の将来への投資でもあります。次代を担う子ども・若者が、豊かな人間性を育める教育・福祉を推進するとともに、希望に満ちた明るい未来を築く人に育つことができるよう支援を進めます。さらに、子ども・若者の教育や成長を地域社会全体で支える仕組みづくりや、悩みや不安を抱えた子ども・若者に寄り添える環境づくりを進め、次の世代も安心して住み続けられる持続可能な島づくりに努めます。

③ すべての住民が安心して暮らせる島づくり

高齢者や障がいのある人もない人も、すべての住民が健康で生きがいを持って、いきいきと生活できている島を目指し、各種福祉の充実や保健・医療の充実などに取り組みます。

施策1 女性がくらしやすい島づくりの推進

【現状と課題】

国の2021（令和3）年度社会生活基本調査では、全国調査の家事関連時間（「育児」「介護・看護」「買物」に費やす時間）は女性は3時間24分、男性は51分であり、これを県内調査で見ると、妻は6時間43分、夫は1時間33分で、両者の差は5時間10分でした。さらに、「育児」の時間だけを見ると、6歳未満の子どもがいる県内の共働き世帯が1日に費やす「育児」の時間は妻が3時間52分と長時間に及ぶが、夫は5分の1に満たない42分でした。

また、沖縄県の令和2年度「男女共同参画社会づくりに関する県民意識調査」から、家庭内で役割度合いを「主に妻が行う」、「主に妻が行い、夫が一部負担」および「妻と夫が同じ程度の分担」の合計でみると、『家事をする』および『子どもの世話・しつけ』が各96%、『病人・老親の世話（介護）』は妻の役割が94%となっています。

これらの調査結果から見えてくるのは、女性が男性に比べて過重な負担を負っているという事実です。

伊平屋村も含めた離島地域では都市部と異なり年間行事が多く、仕出し作りや接客などは主に女性の仕事となっており、家庭だけでなく、地域の活動での負担も大きいのが現状です。したがって、家庭での負担軽減と同時に地域の活動においては、地域ぐるみで女性の負担を軽減することが不可欠です。

地域の安定や発展のためには、女性が安心して幸せに暮らしていくことが重要ですが、伊平屋村の各種アンケートでは、「住みやすさ」や「今後の居住意向」などにおいては、女性の評価が低く、女性にとって魅力ある地域ではないことが示されています。中学を卒業し島を離れた女性が帰りたい島にするためにも、これからのもらづくりにおいては、まず第一に「女性が暮らしやすい、住みやすい島」に変えていくことが極めて重要です。

【施策の方向性】

女性が住みやすい島は、誰もが住みやすい島と言えます。そのため、子育てや介護のほかに教育や生活環境の整備などの施策や各種事業を女性視点での島づくりを念頭に推進します。女性が意見を発信することやその意見を受け入れる環境が整備されることは地域の安定と成長にとって極めて重要です。そのため、本村における女性の社会進出を促進するための先進的な施策を推進します。

また、女性の社会進出が実現しても、子育てや家事労働の女性負担が現状のままでは円滑な家庭生活が送れません。子育ては母親一人に責任を負わせない環境づくりが大切であり、社会全体で負う必要があります。近年では、仕事と生活の調和を意識して家事・育児に積極的に関わる男性が増えつつありますが、今後、さらに女性の負担を軽減するために、男性（夫）への育児・介護休業法の周知などによって、男性の家庭生活への参加の気運を高めていきます。

【具体的な取組み】

① ジェンダー平等の実現

総合戦略

本村においては、ジェンダーの不平等が家庭や職場にかなり根強く残っているという女性の声は少なくありません。村会議員をはじめ役場や事業所・団体等の管理職、審議会等委員に女性が少なく、地域行事では男性中心で女性は目立たないところで雑用をしているのが実態です。古い時代の男性中心社会から、女性が当たり前に活躍できるジェンダー平等の社会に変えていくことが求められています。

議会議員や審議会のほか、役場、事業所・団体等の管理職、生徒会やPTAなどに一定の女性枠を設けるクオーター制⁹導入によって女性の意見が反映されやすくなり、女性視点での島づくりにつなげることが期待できます。すべての女性が能力を発揮できる社会の実現に向けてクオーター制の導入に向けて調査・検討します。

⁹ クオーター制とは性別、人種、民族、宗教などを基準として、議員や閣僚などの一定数を、社会的・構造的に現在不利益を受けている者に割り当てる制度のこと。

※参考

琉球新報が2020年に県内の全女性市町村議員62人を対象に実施したアンケートで、『女性議員を増やすために必要な取り組みや環境整備』について、「クオータ制の導入」が52%で最も多く、以下「女性が政治を学ぶ研修」45%、「議員活動と育児などの両立支援」39%が続いています。

女性議員の意見では、「議員という立場だからこそ市民の代表として役所とも対等に話せる」、「いざ自分が議員となって村民の声を村政に届ける事をし始めるに時間が足りない」、「地域や市民の困りごとなどを行政へつなげるための重要な役割を担っている」など、住民の声を行政に届ける重要な仕事だという意見がほとんどを占めました。

② 次世代・女性活躍支援室（仮称）の設置

総合戦略

本村の人口減少問題を解決するためには、若い女性が暮らしやすい島にすることが課題のひとつとなっています。役場内に、子どもや若者への支援とともに、若い女性の子育て支援や、社会進出等女性の家庭、仕事等に関する問題に対応するワンストップ部署として「次世代・女性活躍支援室（仮称）」を設置し、女性が暮らしやすく活躍できる島づくりを推進します。

・具体的な業務内容（例）

＜子ども・若者支援＞

子どもの相談対応、青少年の健全育成、若者の自立、出会い・結婚支援、起業支援等

＜子育て支援＞

すこやか子育て支援、子ども支援、放課後児童クラブ支援等

＜女性活躍・両立支援＞

女性の社会進出・活躍支援、仕事と育児・家庭の両立支援、人材育成、起業支援、団体活動支援

＜情報発信＞

SNS等により、結婚や子育てに関する情報、女性の社会進出、ワーク・ライフ・バランス等に関する情報の発信

施策2 安心して子どもを産み育てることができる環境の整備

【現状と課題】

これまで伊平屋村の地域コミュニティは伝統的な社会基盤として存在し、地域に生活する人々が、近所付き合いを通し、その個々の生活や地域社会全体の向上を求め、共同して地域内・外に働きかけを行い、地域の子どもは地域が育てるという共通認識がありました。しかし近年、地域住民の高齢化や価値観の多様化などが進んでいることから、今後は地域のつながりの希薄化が生じ、地域における子育ての支え合いが失われていくことが想定され、子育て世代にとって仕事と子育ての両立が困難な状況が生じる恐れがあります。そのような中、保育所への入所希望に対し、保育士不足により入所できないケースが発生しており、安定的な公立保育所の運営に向け、総合的に検討を進める必要があります。

村では、医療費の助成、保育料の軽減など、子育ての経済的負担の軽減などに取り組んでいますが、今後も、多様な子育てニーズに対応するため地域一体となった子育て支援体制の確立や、ひとり親家庭への対応を充実していく必要があります。

また、放課後児童クラブの運営に対し補助を行い、児童の遊び・生活の場を確保していますが、十分な環境とは言えず、親も子も安心して毎日を過ごせる、子育てを支える地域づくりを進めることができが求められており、子どもの健やかな成長に向けて、地域全体で子育てを見守り、支える機運醸成を図る必要があります。

【施策の方向性】

核家族化の進行や共働きの増加に伴い、子育て家庭を取り巻く環境が変化する中、子育てしやすい環境の整備が求められています。次代を担う子どもたちが健全に成長でき、保護者が安心して子育てできるよう、育児相談や保育サービスの充実を図ります。

また、本村においても今後、地域コミュニティの希薄化が進行し近所づきあいが減る可能性があり、子育て世帯の孤立化が懸念されることから、子どもを持つ親たちが子育てに関する悩みや相談などを互いに情報交換でき、助け合えるような環境を築きます。

【具体的な取組み】

① 離島保育士確保対策事業の推進

総合戦略

保育士不足対策として島外から保育士を確保するために、2年以上の本村勤務を条件に引っ越し費用を補助するほか、安心・安全な住居を確保します。

また、島内に在住する潜在保育士には、同じく2年以上の勤務を条件に再就職に必要な費用を補助します。

② 多様なニーズに対応した保育サービスの確保

総合戦略

子どもたちの格差が最も広がるのは就学前といわれています。県内各地においては、保護者の保育ニーズに応じた保育サービスの充実に努めており、近年村外においては、英語や運動、芸術・文化等多様なニーズに対応した学習活動を取り入れる保育所等も少なくありません。幼児教育（保育）へのニーズは、地域性や保護者の関心に違いはありますが、伊平屋村においても保護者のニーズを把握し、適切な保育サービスを提供し、格差が生じないよう取り組みます。

③ 移住定住へ繋げるための祝い金制度の維持と婚活支援

総合戦略

村内の民間賃貸住宅に入居する新婚・子育て世帯に対して、結婚祝い金、家賃補助を行うほか、出産祝い金の支給などで入居者の生活を支え定住促進を図ります。

また、村内外の独身の男女を対象に、村内で移住体験ツアーを開催し、男女の交流を通して伊平屋村の魅力を知ってもらい、移住機運を高めると同時に移住者との婚活機会をつくります。

④ 地域の子育て・子育ち環境の整備

子どもは「子育て」の対象であるとともに、自ら伸びやかに育っていく「子育ち」の主体者でもあります。子どもを生み育てることは、保護者はもとより社会や地域にとってこの上ない喜びであり希望です。同時に子どもは、伝統や文化を受け継ぎ、さらに新しい時代を築いてくれる社会の宝でもあります。まさに子どもは、私たちの未来です。

行政は地域とともに、保護者の子育てに対する負担や不安、孤立感をやわらげることができるように、地域の中での仲間づくりや助け合いを進め、豊かなつながりの中で保護者が子どもとともに成長し、子育ての喜びを感じられるよう、家庭を支えていきます。また、子どもに関わるすべての諸組織との結びつきを深め、地域社会全体で、多様化する子育て・子育ちを見守り、支えていきます。

未来に向かって育っていく子どもとともにゆたかな地域社会を作り、切れ目のない子育て・

子育ちの環境を整えていきます。

施策3 地域医療体制の充実

【現状と課題】

伊平屋村では、診療所の医師および看護師の確保など医療体制において長年にわたり課題を抱えています。保健師は目標人数4人に対し2人のままが続き、募集をかけても応募が無い状態が続いています。保健師の定年を見据えると4人の確保が必要で対策が急務です。また、専門医への受診については本島への通院が余儀なくされ、交通費や時間的負担が大きいというのが現状です。誰もが、住み慣れた地域で、将来にわたって、安心して医療を受けられる暮らしが保証される社会を構築するために、県、医師会、県立北部病院、名護市内の専門医院など関係機関と連携した取り組みが必要です。

【施策の方向性】

医師・看護師及び保健師の確保により医療体制の充実を図るほか、住民の健康づくりに対する意識を高め、定期検診の受診率向上や、予防接種等の充実を図り、健康な村づくりを推進します。地域ぐるみで健康づくりを実践することで、生活習慣病をはじめとする各種疾患の予防知識の普及を促進します。また、消防団との連携を強化し、緊急時の救急患者輸送やヘリ搬送などを迅速に対応できる体制を構築します。

【具体的な取組み】

① 村民の健康に対する意識の高揚

総合戦略

健康に対する意識高揚を図るために、村民が楽しく参加できる健康づくりのための運動習慣を定着させます。楽しく運動することが結果として健康寿命の延伸につながります。健康のありがたさを実感することで、日頃から健康に留意するよう意識の高揚を図ります。

高齢者においてはパークゴルフの人気が高いことから月例会の開催や沖縄本島での大会派遣などによって日常的な運動を促進します。月例会のスタート前には参加者の血圧計測など簡単な検査を行い、記録することで健康管理を行います。

一方、子育て世代は忙しく、子どもの健康には気を付ける一方、自身の健康にはあまり気を配らない住民がいることから、子どもと一緒に楽しく、気軽に運動してもらうために、親子サイクリングやボルダリングなど、人気が高く屋外、屋内で楽しめるメニューを用意し、定期的に運動する機会を設けます。同時に会場で、運動能力検査を行うことで、健康に対する意識高揚を図ります。

② 医師及び看護師の安定的確保

総合戦略

県では「沖縄県医師確保計画」により、県立病院専攻医養成事業や自治医科大学学生派遣事業の活用のほか県内外の医療機関に対し、医師の派遣などの要請を行うなど、安定した医師の確保に努めています。伊平屋村では、今後も医師及び看護師の安定的確保を行い、住民の健康を守るとともに、医師や看護師の過重労働の解消や勤務環境の改善を図ります。

③ 保健師の目標人員の確保

総合戦略

保健師の募集に対し応募がない離島は全国的に多く、伊平屋村においても村のホームページ

のほか、県、県看護協会（ナースバンク事業）、JICA などのホームページ等各種広報物に掲載していますが、応募が少ないため目標人員に満たない状況が続いています。

今後、保健師の意識調査等を実施し、ニーズを把握することで、受入体制の整備を行い、保健師の目標人員確保を目指します。

④ 診療所の高台移転と施設の拡充

総合戦略

伊平屋診療所及び歯科診療所は、築年数が 40 年を経過しているため経年劣化が進み、また、バリアフリー化されていないため高齢者や身体的ハンディキャップのある患者には利用しにくい施設となっています。さらに新型コロナウイルス感染症の対応では、狭小施設のためゾーニングスペースの確保ができない状況で、施設規模の拡充が必要となっています。

さらに、両施設は、海岸付近の低地域に設置されており、台風や高波、津波等の災害発生時に被害を受ける危険があります。防災・減災の観点からも懸念されることから診療所を高台に移転すると同時に、感染症対策やバリアフリー化が可能になるスペースの確保によって、高齢者や障がい者も安心して利用できる施設を整備します。

⑤ 母子及び父子家庭等への支援の充実

総合戦略

ひとり親家庭は、経済的にも精神的にも負担が大きく、また、仕事と家庭を両立しながらの子育ては非常に困難です。ひとり親家庭が安心して生活できるように福祉サービスを充実し、地域で孤立することのないよう関係部署の連携を図り、ひとり親家庭への支援の充実を図ります。母子および父子家庭の医療費助成については、村役場の担当窓口に行かなくても医療費の助成が受けられる自動償還方式を導入し、手続きの負担を軽減します。

⑥ 日常的医療や救急医療の体制強化

総合戦略

住民の日常生活における診断・治療を診療所で行うほか、今後は循環器科、心臓外科、脳外科や産婦人科などの専門医による巡回診療を行い、慢性疾患の患者や妊婦の重症化を予防することを目指します。

また、本村は島外の救急医療機関までの患者搬送に時間がかかるという問題があり、より速く、安全に搬送できる体制が求められています。現在、定期的に県消防指令施設運営協議会による緊急搬送訓練を行っていますが、今後は救急救命士を役場職員として採用し、緊急時に対応することや高規格救急自動車の配備を進め、救命率の向上につなげます。

⑦ 歯科診療の推進

総合戦略

近年、歯の本数と全身の健康状態、歯周病と全身疾患との関係、口腔内細菌と心血管系疾患との関係が明らかになっており、健康寿命を延ばすためには歯を含めた口腔内の健康維持が重要となっています。症状が出た時にだけ受診するのではなく、定期的に受診することで歯を含めた口腔内の健康維持や重症化予防につながります。

そのため、定期的歯科健診の重要性を啓蒙し、幼児から高齢者および障がいをもった人も含め、だれ一人取り残さない、切れ目のない受診環境を整備します。

施策4 子どもの貧困対策

【現状と課題】

子どもの貧困対策の対象者は、本来は生活困窮世帯となるが、子ども同士の差別が発生することを防止するため、現在実施している「伊平屋村子どもの貧困緊急対策事業」では、希望する村内全ての児童生徒を対象に子どもの貧困対策事業を実施しています。週5日、軽食の提供と生活習慣の定着・学習支援等を実施しており、対象者については発達状況の報告をまとめ、情報を共有して貧困家庭の子供の福祉増進を図っています。

運営については村内に専門員がいないため、島外の団体へ委託していることから、将来的には島内で専門員を育成し、効率的な運営と経費の低減につなげることが求められています。

なお、対象児童の中には気分次第で参加をしない子どもがいたり、また、保護者との面談を定期的に行っているものの、状況が好転しない事例も見受けられ、さらなる研究、対策が必要となっています。

【施策の方向性】

社会の一番の宝である子どもたちが、現在から将来にわたって、その生まれ育った環境によって左右されることなく、夢や希望を持って成長していく「誰一人取り残さない優しい社会」の実現を目指します。

子育てや貧困を家庭のみの自己責任とするのではなく、地域や社会全体の問題として取り組みます。子どもを権利の主体として、子どもの最善の利益を第一に考えた支援に取り組みます。

【具体的な取組み】

① 子どもの貧困対策のさらなる推進

総合戦略

「伊平屋村子どもの貧困緊急対策事業」として、希望する村内全ての児童生徒を対象に実施している事業を今後も継続していきます。食事の提供や生活指導、学習支援等を行ながら、日中や夜間に子供が安心して過ごすことができる居場所を確保します。子どもの発達と学びの連続性を踏まえた教育・保育の提供及び保護者への支援として妊娠・出産期に困難を抱える保護者に対する支援の充実、雇用の質の改善や生産性向上を図り、所得向上につながる企業の取組を促進します。

② 子どもの貧困対策支援員の配置

総合戦略

子どもの貧困対策の運営については、現在は島外の団体へ委託していますが、早急に島内で専門員を育成し、島内での運営を目指します。支援を必要とする子供について、学校および関係部署等との情報共有や就学援助、将来のキャリア形成に向けて専門家による年齢に応じた支援を実施します。また、ヤングケアラーの実態調査を実施して、寄り添い支援を行います。

施策5 障がい者（児）が安心して生活できる環境の整備

【現状と課題】

障がい者（児）が地域で自立して暮らすことができるよう、きめ細かな福祉サービスの提供が求められています。また、就労を含めた社会参加を促進するためには、障がい者（児）本人、村民、ボランティア、福祉事業所はもとより、教育、雇用、保健、医療などの幅広い分野との連携を深めていく必要があります。

しかし、本村には障がい福祉サービスを専門に行う施設がなく、またサービス資格管理者がない状況であり、障がい福祉サービスの支援に支障をきたしています。また、対象者については実態を把握出来ていない状況で、潜在的対象者の把握のためにも実態数を把握することが急務です。

住み慣れた地域で生活したいという障がいのある方々の願いもあることから、生活上の様々な困りごとから発生する多種多様なニーズを必要な支援につなぐ体制を構築しなければなりません。

【施策の方向性】

障がい者の福祉サービスを行う拠点整備と人材確保により、障がい者の支援体制を整備します。これにより乳幼児期から成人に至るまでの一貫した支援を行うため、早期からの教育相談・支援の体制を構築し、また、就労を促進し、障がい者の自立を支援します。

さらに、障がい者の生活の質を高めていくために、地域活動や生涯学習、スポーツ・レクリエーション活動へ参加できる環境づくりを整備するとともに、障がい者の支援に不可欠なボランティアの育成と定着に向けた環境を整備します。

【具体的な取組み】

① 心身障がい者（児） 福祉サービスの充実

総合戦略

障がい者（児）の福祉サービスの充実に向けて、資格保有者を確保し、幼児から成人、高齢者まで一貫して関連各部署での情報共有により、個人個人に最適な福祉サービスを提供します。

② 働く場所の確保と就労支援

総合戦略

村内の施設を利用して作業場に改築し、障がい者のニーズを把握した上で、安全でやりがいのある仕事を提供する就労施設を整備します。

③ 障がい者（児）との交流機会の充実

総合戦略

障がい者（児）とボランティア、住民との交流を深めるための貴重な機会である各種イベントの推進、ふれあい事業等の充実を図ります。

④ 生涯学習の推進

総合戦略

障がい者（児）が参加しやすい内容の学習活動や文化活動等生涯学習を推進します。

⑤ スポーツ・レクリエーション活動の促進

総合戦略

「生涯スポーツの振興」の観点から、関係部署と連携し、障がい者（児）のニーズが高い活動を把握し、参加しやすい工夫や配慮を行い、障がい者（児）のスポーツ振興を図ります。

また、これまで開催されている北部市町村の運動会「ふれあう心 山原の集い」への派遣を

継続するなど、日頃の活動を発揮できる機会を設けます。

施策6 高齢者が安心して生活できる環境の整備

【現状と課題】

本村においては、65歳以上の高齢者の割合が29.6%（令和2年度）で超高齢社会になっています。高齢者福祉の現場においては、利用者が年々増加し、多様化するとともに、質の高いサービスの提供が求められている一方で、人材不足が深刻な問題となっており、福祉人材の安定的な確保とスキルアップが喫緊の課題となっています。

高齢者が安心して住み慣れた地域で暮らし続けるためには、福祉・介護施設の利用が誰でも利用できることのほか、介護予防の継続的取り組みや認知症の予防対策、早期発見・早期対応による重度化の抑止のほか、認知症高齢者を支える地域づくりが重要です。

また、施設に入所を希望しない高齢者の在宅での介護は親族の女性が担うことが多く、仕事、子育て、家事、介護と女性の負担は大きく、介護が困難となる場合もあり、介護者の支援が極めて重要です。しかし、訪問型独自サービスについては、ニーズはあるものの、対応できる人材がないことが課題となっています。

高齢者に関する総合相談窓口である地域包括支援センターが地域に十分周知されていないため、その周知強化も課題となっています。

【施策の方向性】

今後、地域の高齢化がさらに進むことが想定される中、高齢者自身ができるだけ介護が必要とならないよう、健康の保持や介護予防に積極的に取り組むとともに、自らの能力を発揮し主体的に社会参加を図るなど、活動的で充実した高齢期を過ごすことが求められます。

また、たとえ介護等の支援が必要となっても、介護・医療・予防・生活支援・住まいが一体的に提供される、地域包括ケアシステムの実現を図ることで、可能な限り住み慣れた地域で尊厳を保ち、安心して暮らしを営んでいける地域づくりを目指すことが重要となります。

高齢者が健やかに安心して、生きがいを持って暮らしていくために、公的な支援やサービスとともに、地域住民をはじめ、関係機関、地域組織、ボランティア等地域の様々な主体が協働し、地域ぐるみで高齢者の自立を支える社会の形成を推進します。

【具体的な取組み】

① 健やかな高齢期を実現する基盤づくり

総合戦略

特定健康診査や住民健診フォローアップ事業の推進、後期高齢者の健康づくり普及啓発、保健事業と介護予防の一体的提供などにより健康づくりの推進に努めます。また、介護予防・日常生活支援総合事業として、介護予防対象者の把握や通所型独自サービスの推進、ミニデイサービスの推進などを行うとともに、訪問型独自サービスを提供していくために、ヘルパー等必要な人材の確保に取り組みます。

② 安心して暮らせる包括的な支援体制づくり

総合戦略

地域包括支援センターでは、今後も高齢者やその家族、地域からの相談、情報提供に対応し、高齢者等への必要な情報の提供やサービスの利用支援を行うなど、総合相談支援を推進すると

ともに、人員体制の充実などにより、地域包括支援センターとしての機能が発揮できるよう運営体制の充実に取り組みます。

また、高齢者が、地域で安心して暮らしていけるよう、地域ケア会議（個別ケア会議・地域ケア会議）の開催を通して、地域ケアシステムの実現に向けた体制づくりに取り組みます。

③ 島で人生を全うできる施設の整備

総合戦略

伊平屋村においては、高度な医療や介護を受けるには島外の高齢者施設などに入所せざるを得ない状況にあります。そのため、島を離れて最期を迎える高齢者が少なくありません。高齢者の多くは自分が生まれ育った島で最期を迎えたいと願い、また、高齢者が島外の施設に入所すると家族の負担も大きくなります。そのため、「指定地域密着型サービス事業所」等の制度を活用して島内で人生を全うするために必要な施設を整備することを検討します。

施策7 健康づくりと生きがいづくりの推進

【現状と課題】

「生きがいづくり」の根幹は「健康寿命の延伸」です。本県の健康寿命は他都道府県と比較し、下位となっており、本村においても食文化や食生活の影響もあり、塩分摂取の過多傾向が強く、高血圧や肥満の割合が多いことが検診結果からうかがえるなど、生活習慣の改善が喫緊の課題です。

生活習慣はこれまでのような啓発活動だけでは改善せず、住民自らが積極的に改善行動を起こすことが必要で、住民自身の健康に関する意識を高めることが必須となっています。

【施策の方向性】

高齢者の「健康寿命の延伸」対策として、現在はミニデイサービスを中心とした介護予防事業で理学療法士や作業療法士を招聘して身体機能の回復をサポートするほか、昼食サービスなども実施し、生きがいづくりを推進しています。その結果、健康状態も改善されているケースが見られるなどの事例も報告されています。

今後は、食生活等の生活習慣を見直し、「いつまでも活動的で、安心して自分らしく暮らせる」ことを目標に、伊平屋村の伝統的長寿食を取り入れた取り組みのほか、定期的に適度な運動を実践することで健康寿命の延伸につなげていきます。

【具体的な取組み】

① 伝統的食文化「健康長寿食」の再興

総合戦略

他府県の好事例として、長野県ではかつて塩分摂取量が全国で4番目に多く、高血圧・脳卒中による死亡率が高かったことから、県が中心となって県民の食生活の改善を行い、今では長寿県となっていることが広く知られています。伊平屋村においては、今後、住民の食生活の実態を把握・分析するとともに、村の伝統的健康長寿食を再興して住民の食生活の改善を促し、健康寿命の延伸を図ります。

② 健康寿命を延伸する適度な運動と趣味の実践

総合戦略

「いつまでも活動的で、安心して自分らしく暮らせる」ためにすべての住民が適度な運動を

定期的に無理なく実践することや、趣味など自身が好きなことを実践することを推進します。そのため、住民のニーズを把握し、「やりたいこと」の実践をサポートし、健康寿命の延伸につなげます。また、「健康」は何よりも本人の自覚が極めて重要であることから、健康に関する住民の意識が高まるよう、食事と運動を中心とした生活習慣の改善に向けた普及啓発とともに、実践的活動を支援します。

施策8 みんなで創る地域共生社会

【現状と課題】

伊平屋村においては、これまで地域コミュニティの中で支え合いの精神が継承されてきましたが、今後、少子高齢化の進展や住民の価値観の変化等によって地域のつながりの希薄化が心配されています。一人暮らしの高齢者や障がい者（児）、子どもなど社会的弱者を含め、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域が支え合う伝統的な精神を継承、再構築していくことが課題となっています。

【施策の方向性】

今後、社会の変化とともに住民の価値観が変わっても、誰もが、孤立することなく、お互いを尊重し合い、多様性を認め合い、共に支え合いながら、だれ一人取り残さず暮らしていく地域共生社会の実現を目指す必要があります。

子ども、高齢者、障がい者（児）等、地域社会の中で支援が必要な人たちを見守りながら、地域で支え合う活動の場や拠点づくりを促進していくことを目標に掲げます。誰もが地域において活き活きと自立した生活を送れるよう、地域住民、行政、関係機関が連携し、人と人がつながり、共に生き、支え合う地域づくりを推進していきます。

【具体的な取組み】

① 日曜学校の開設

平日は子ども貧困対策事業により、全ての児童が食事の提供や学習支援を受けられる居場所が確保されていますが、土日は休みのため、支援の空白日となっています。全ての子どもの保護者が土日休みではないため、集落コーディネーターや地域住民ボランティア等により、日曜学校を開設し、食事の提供や学習支援、遊びなどで児童を支えます。

② 地域共生社会の実現に向けた住民意識の醸成

総合戦略

少子高齢・人口減少社会という大きな課題に直面するなか、今後、地域で相互に支え合う意識や連帯感の希薄化が進み、また、インターネット等の普及により生活環境が大きく変化し、価値観の多様化によって世代間に意識の違いが広がるなど、地域社会を取り巻く環境は大きく変化していきます。誰一人取り残さない社会の実現に向けては、地域住民一人ひとりが自らの課題として捉えながら様々な地域資源を活用し、「支え手」「受け手」という関係を超えて主体的に活動することがこれまで以上に求められています。そのため、行政と地域住民等が問題意識を共有しながら連携し、地域の課題の解決を図ることで、「地域共生社会」の実現に向けた取組をさらに進めしていくため、住民意識の醸成に向けた啓発活動を推進していきます。

施策9 安全・安心で強靭なしまづくり

【現状と課題】

火災については、防火意識の高揚や消防団員の育成強化、消防・救急・救助体制の強化に努めています。消防団員については、定期的に訓練を行っていますが、より団員の質の向上を図るため、消防学校での警防訓練など各種研修へ参加し、団員がスキルアップできる環境づくりが必要です。村の消防体制は、専門の職員がおらず、兼務している消防団員の負担が大きいことから、近隣の市町村や常備消防と連携した消防の広域化に向けた取り組みに努めています。

救急体制については、感染症への対応について関係機関と連携し緊急医療体制の強化を図っています。救急患者の島外搬送については、沖縄北部地域救急・救助ヘリ運航事業が供用され、更なる医療体制の強化が図られています。地域社会の安全・安心を維持するため、高規格救急車などの配備や救急救命士の確保、機能の維持・強化に努める必要があります。

防災体制については、「防災マップ」を作成し、災害時の避難経路や災害から身を守る対策などについて、パンフレットやホームページなどで村民や来島者に情報発信をしています。

災害時における村民向けの備蓄については、万が一災害が発生しても一定期間カバーできるよう村で備蓄するほか、村民自ら備蓄するよう啓発する必要があります。また、各区の避難場所や避難ルートについて、更なる周知が必要であり、村民の防災意識を醸成する機会を設ける必要があります。指定避難所については、昨今の大規模災害等が発生した際、避難施設として万全な状態でなくてはならないため、不具合箇所は修繕または機能強化するなど、対応が求められています。地震や津波等の災害に迅速に対応するため全村民を対象に津波地震避難訓練を毎年実施しています。診療所については、高台に移転する計画を推進します。

防犯体制については、地域住民が安心して日常生活を送るため、交通安全や防犯対策づくりを推進するとともに、さらなる住民意識の高揚が必要です。

【施策の方向性】

いざの備えや日常の安全が確保され、誰もが安心して暮らせる島を目指して、消防・救急や防災・防犯などの体制の強化に取り組みます。

村民・地域・行政・関係機関が連携して、消防・救急体制の強化を図ります。また、消防団の更なる充実や、平素から一人ひとりの防火意識・救命意識を高める取り組み等を通じて体制強化を図ります。

【具体的な取組み】

① 防災計画の見直し及び住民意識の向上

総合戦略

沖縄県地域防災計画と整合性を図り、村の防災計画の定期的な見直し、村民への意識向上を推進します。地域防災計画の見直し等に合わせ、防災マップやマニュアル等の見直し・更新を行います。また、国内外からの観光客に対し、災害時でも安心・安全・快適な環境や仕組みづくりを推進します。

地震津波等の災害時における対応が行えるよう各学校単位での避難訓練や各集落で自主的な訓練指導を促進します。村民の防災意識の高揚と知識の普及を図るとともに、「自分たちの地域は自分たちで守る」という隣保協働の精神と連帯感に基づいて、自主防災組織の結成を促進し、災害の未然防止など地域ぐるみでの防災活動を促進します。

災害時に備えた各圏域での防災拠点や備蓄倉庫、避難路の整備を推進するとともに、大津波に対応できるよう高台への施設整備を検討します。

村民の安心、安全を確保するため、避難路の整備について、各区の要望を踏まえ避難路の整備に努めます。

既存の防災行政無線などの維持管理・改修及び更新を推進します。本局を含め、中継局のバッテリー耐用年数経過の他、各周辺設備も劣化してきているため、故障する前に事前に修繕出来るよう各機器の状況把握に努めます。

② 消防団の活性化

女性や青年層の消防団活動への積極的な参加や事業所の従業員に対する消防団入団を促進し、地域に密着した消防団の強化と活動の活性化を図ります。いま全国で女性消防団員の役割の重要性が注目されています。伊平屋村においては、現在、女性消防団員が1名所属していますが、今後、さらに女性消防団員の拡充を検討します。女性の持つソフトな面を活かして、住宅用火災警報器の普及促進や一人暮らしの高齢者宅の防火防災についての個別訪問、住民に対する防災教育及び災害時における女性が必要とする支援、応急手当の普及指導等においては、特に女性消防団員の活躍が期待されています。また、消火活動や後方支援、操法訓練にも参加し、特に女性の救助にあたっては女性消防団が対応することで、女性視点での応急対応が期待できます。女性消防団が増えることで、住民の防災に対する関心を高めることも期待できます。

複雑化・多様化する災害や救急・救助活動の高度化に対応するため、体系的な実務研修の実施など消防職員の技術向上に努めるとともに、消防演習・操法訓練・普通救命講習会等を通じて、地域の防災を担う消防団員の能力の開発と技能の向上を図るとともに、はしご車・ポンプ車等の消防車両、通信設備等資機材の一層の充実・増強に努めます。

消火栓や耐震性防火水槽等の年次的な設置・拡充を進めるとともに、プールや河川等をはじめ、地域の実情に応じた多様な消防水利の確保を推進します。

③ 救急・救助体制の強化

総合戦略

高度化する救急・救助活動に対応するため、救急救命士の計画的な養成・配置と高規格救急車の増強を推進します。現在、救急活動は消防団が担っていますが、その多くは専門的資格を有していないため、踏み込んだ救命措置ができません。複雑化・多様化する災害や救急・救助活動の高度化に対応するため、救急救命士の養成に加えて、救助隊員の実務研修や特殊教育訓練等による救急・救助隊員の資質の向上に努めます。さらに、救急救命士を役場の一般職として採用し、緊急時に出動することで救命措置をより早く行い、診療所との連携や医師・看護師・看護師等の支援を行うことで住民の安全性を高めます。

救命率を向上させるため、村民に対する普通救命講習を積極的に推進し、救命知識の普及を図ります。

④ 地域一体となった交通安全や防犯対策づくりの推進

全ての村民が安心した日常生活を送るため、防犯意識の高揚など、地域が一体となった防犯体制づくりに努めます。また、防犯灯が必要な箇所への整備に努めます。通学中の安全対策や交通事故の未然防止など、交通安全に関する意識向上等に取り組みます。村外からの自動車やオートバイに対して、交通安全に関する啓発活動に取り組みます。

3 里山・里海を活用した 産業が息づく島

〔産業〕

SDGs

【基本方針】



① 産業活性化の仕組みづくりを推進する

行政及び関係団体等の連携ならびに島外のネットワークを活用した村内産業の活性化に向けた仕組みづくりを進めます。これにより、起業・創業や商品開発等の支援を促進します。

② 各種産業に携わる人材育成を推進する

産業の振興を図る上で必要な人材の確保と育成に努めます。新しい産業を興すための新しいプレイヤーの導入を、村内外の人材、組織などと連携して推進していきます。

③ 持続可能な農林水産業の推進と先端技術の導入を推進する

一次産業においては、自然環境に配慮した環境共生型産業の基盤づくりを進めるとともに、県内外の研究機関等と連携して先進的農林水産業のモデル地域形成を目指します。

④ 豊かな自然と伝統的文化、暮らしの営みを守る観光・交流産業を推進する

多様な旅行需要の中から、本村にふさわしい観光・交流を促進するために、体験、学習、交流などをテーマとした地域の資源を活かした観光商品づくりを行い、適正な観光の実現を目指します。

施策 1 村内産業の活性化に向けた仕組みづくり

【現状と課題】

個々の産業は個別で成り立つものではなく、すべての産業は互いに影響し合っているものなので、それらが好循環で回っていくためには、産業界全体が課題を共有し、村全体の産業振興に向かっていくことが求められます。本村には、農業、漁業、商工業、観光関連業に関連する業界団体がほぼ揃っていますが、これら団体の横の連携が乏しいため、村内産業の課題等についての情報の共有や産業活性化に向けた幅広い議論の場が少ない状況があります。

また、地域活性化は大規模な企業誘致など旧来型の経済開発を考えるのではなく、地域社会に密着した人々が生活を営む地場から、地域社会を盛り立てていくことで、それが村全体として大きな力になり、島の魅力をつくりだすことが期待されています。

【施策の方向性】

関係団体等の連携を強化し、本村の産業の振興を図るとともに、新たなプレイヤーの導入や起業促進、ワーケーションの誘致などの施策を促進します。

【具体的な取組み】

① 「伊平屋村産業経済活性化協議会」（仮称）の設置

総合戦略

村、JA、漁協、商工会、観光協会等関係団体の連携で「伊平屋村産業経済活性化協議会」（仮称）を設置し、村外の人材や関係団体等とのネットワークを構築します。それによって本村の産業経済における課題を抽出して、それら課題を解決して村内産業の活性化を推進します。

② 各種協同組合等新たな制度の導入

総合戦略

新たな協同組合のひとつに『労働者協同組合』があります。この協同組合は、労働者協同組合法（令和2年法律第78号）に基づいて設立される法人で、組合員が出資し、それぞれの意見を反映して組合の事業が行われ、組合員自らが事業に従事することを基本原理とする組織です。（令和4年10月1日施行）

NPOや企業組合などと異なり、設立が容易であることや活動分野が限定されないメリットがあり、若者や女性などが取り組みやすい法人組織形態です。労働者協同組合の設立によって、本村のように高齢化や過疎化が進む地域において、それぞれが抱える課題に応じた事業の取り組みが促進され、多様な就労機会が創出されることが期待されます。具体的には、介護・福祉関連（訪問介護等）、子育て関連（学童保育等）、地域づくり関連（農産物加工品販売所等の拠点整備等）など地域における多様な需要に応じた事業を実施できます。

もうひとつの協同組合として、特定地域づくり事業¹⁰の認定による『協同組合』があります。認定を受けて「協同組合」を設立すると、届け出だけで労働者の派遣が可能となり、派遣職員の手当費の半分を国と市町村で助成することも可能です。村内事業所等が不足する人材を雇用することができ、また、村内在住者や移住希望者等も、繁忙期が異なる様々な現場へ季節ごとに派遣されるマルチワーカーとして「仕事」も確保できるという2つの課題を同時に解決できる制度です。

また、新型コロナ禍でテレワーク環境などの整備が進み、オフィスから離れた場所に居住地を選ぶ人が増えており、都市地区と地方の『二地域居住』を促進することで地方の活性化を支援する動きもあります（国土交通省の『二地域居住協議会』など）。さらには、移住を伴わずに地方で働く「地方副業」（「チチ移住」とも呼ばれる）も地域再生の支援につながるとして注目されるなど、地方活性化につながる新たな動きが出てきています。

本村においては、こうした地方活性化につながる新たな動きや制度についての情報収集を行い、本村にふさわしい仕組みや制度を積極的に導入し、雇用の確保と働く場の創出を図り、移住者等の確保にもつなげていきます。

¹⁰ 特定地域づくり事業とは、マルチワーカー（季節毎の労働需要等に応じて複数の事業者の事業に従事）に係る労働者派遣事業等を言います。「特定地域づくり事業推進法」（2020年6月施行）に基づく制度。

③ 産業連携拠点センターのインキュベーション施設としての機能強化

産業連携拠点センターを、海を臨む共用仕事場「リゾート型ワーキングスペース」として整備し、起業志望者等の SOHO 施設として、また島外からのワーケーションの場として活用します。

④ 起業し易い環境づくり

起業活動が経済社会に新陳代謝をもたらし、経済成長を支え、社会をより多様なものにしているといわれており、起業活動を促進することは、経済を再生させ、地域経済の未来を切り拓く上で非常に重要な課題です。そのため、起業をし易い環境を整え、村内の女性や若者等が新たなプレーヤーとして活躍出来るよう支援するとともに、本村出身者の帰村や村外出身者の移住を促します。

施策 2 農林水産業の事業化の推進

【現状と課題】

農業については、本村の基幹作物であるサトウキビや米の生産は安定的な村経済の基盤となるものであり、地域が自立するための活力源となるものです。近年では地力の低下等によって単収の低迷を招き、化学肥料を多く使用しているためコスト高の経営ともなっており、それが農家の収入が少ない要因のひとつと言われています。また農業従事者の高齢化により農家戸数が減少し、耕作放棄地の増加による利用率の低下等多くの課題を抱えています。

水産業については、モズクやヤイトハタ等の養殖業を中心に一定の成果を収めており、伊平屋村の特産物として定着し県内外へ出荷されています。また、獲る漁業では3トン以上の大型漁船を中心に遊漁船等により行われています。しかしながら沿岸漁業も気象条件等により漁獲高の減少が続いている、漁家の収入が安定しない状況となっています。さらに、港内静穏度が悪い点や、航路航行時の危険性等安全性の観点、係船岸延長の不足や小型漁船の干潮時の作業等就労環境の観点からも改善が必要となっています。

本村においては、米やサトウキビなどの農産物やモズク等水産物は他地域産との差別化やブランド化が出来ていないため市場競争力を有していません。さらには、加工製造業が育っていないため、6次産業化も進んでいない状況があります。

【施策の方向性】

農業については、個々の農家の高齢化による農家の減少を食い止め、新たな農家を育成するために法人化や事業化を進め、漁業については、つくり育てる漁業の振興を進め、くらしの立つ農業、漁業の振興を図ることによって農林水産業従事者の確保を図ります。また、本村の豊かな里海・里山の產品を活用した6次産業化の推進により、生産・加工・流通の連携を強化していきます。

【具体的な取組み】

① 事業化・法人化による基幹作目の生産の拡大

総合戦略

基幹作目（さとうきび、米）の生産の拡大および本村のキビ単収の向上を図るために、畜産農家と提携した堆肥センターの活用など様々な工夫を凝らして地力を上げ、農家の収入を上げてくらしの立つ農林水産業の振興を図ります。さらに、ライスセンターを整備して「伊平屋の米」として出荷するとともに、2期作による酒米の生産を高めて、伊平屋農業のブランド化を推進します。また、高齢化が進む本村の農業の近代化、効率化を進めるため、個人の農家による農業経営から法人化による農業経営を支援するなど、農業の事業化を推進します。法人化によって、村内外の就農希望者が新たに就農し易くなるというメリットを活かして新規就農者の増加につなげていきます。

② つくり育てる漁業の振興

「拠点産地」に指定されているモズクやヤイトハタ等の生産のさらなる振興を図るとともに、大学等と連携してキスなどの陸上養殖を進めて漁業の自立発展のための支援策を推進します。

③ 里山・里海の產品を活用した加工製造業の振興とマーケティングの強化

米・黒糖・モズク等の村の主要產品に加え、近年では肉用牛などの生産も安定しつつあることから、これらの產品を活用した加工製造業の振興と6次産業化を推進します。そのためには、既存の加工・保存施設を誰でもが活用できるようにしながら、今後必要に応じて、最新設備を備えた加工施設の設置を進めます。また、消費者の志向・ニーズ等を絶えずキャッチしていく情報収集力を高めるとともに、その情報を生産者、加工事業者等へ伝えていくことで生産・加工・流通の連携を強化していきます。

④ 地産地消の促進

総合戦略

近年、消費者の農林水産物・加工品に対する安全・安心指向が高まっており、「地産地消」を推進して消費者と生産者の距離を短縮し、「食」と「農」、「健康」の原点を見直していくことが求められています。今後は、学校給食等へのさらなる供給や観光活性などを上手く取り込み、持続的な農林水産業の活性化、いわゆる安定供給及び消費拡大の促進を図ることが重要です。

村民の豊かで安全・安心な食生活の実現による元気で持続可能な地域づくりを目指し、特に今後のコロナ禍において村内食糧自給率の向上及び地域基盤の強化による地域の自立分散が重要視されるところ、地産地消をはじめとする消費拡大により、安全安心で、安定的かつ持続的な農林水産業の確保に繋げるとともに、地域特性を活かした多角的な付加価値化や他関連事業との連携・振興を通して、更なる地域経済の活性・好循環化が図られると期待されます。

そこで、生産者、農林水産業関係団体、学校給食関係者、観光関連事業所及び行政が連携し、本村の特性を活かした地産地消を効果的に推進するために「伊平屋村地産地消促進基本計画」を策定します。

施策3 農林水産業の担い手確保と先進化

【現状と課題】

本村における第1次産業従事者は、昭和55年の49.9%から平成27年には18.0%へと大幅な減少傾向を示し、それとともに高齢化も進行しています。その主な要因は、農家所得（県平均）は全国と比較すると、約69%となっており、所得向上対策が必要です。また経営耕地面積（県平均）については、全国の約81.5%、10aあたりの農業粗収益が約80.2%などとなっており、農家所得の向上にあたっては、経営耕地面積の規模拡大とともに、10aあたりの土地生産性向上等が必要であると推察されます。若年層にとって魅力ある農業への転換が喫緊の課題となっています。

【施策の方向性】

漁協等水産関係団体の人材育成の支援を進めることによって商品開発等を促進します。農林水産業への先進技術の導入等によって産業としての先進化を図り、新たな人材の確保を進めます。

【具体的な取組み】

① 漁協等水産団体の人材育成の促進

県内外の専門家・専門機関等の活用によって商品開発、ブランド化、販路開拓等を推進しながら漁協等水産団体の人材育成支援を図ります。

② 農林水産業への先端的技術導入の推進と新たな人材の確保

総合戦略

スマート農業¹¹等ICTを活用した農林水産業の導入を奨励・支援するとともに、先端的研究機関の誘致によって先端的農林水産業のモデル地域形成を目指します。それによって農林水産業の新たな担い手の確保と先進技術の導入による農林水産業の振興を図ります。また、個人事業者や企業・団体従事者、公務員等の副業としての農林水産業従事を推奨し支援することで、新規農林水産業就業者の確保を図ります。

施策4 環境共生型農林水産業の推進（継続可能な農林水産業の推進）

【現状と課題】

農林水産業は自然の循環機能を利用するとともに、多くの生物に対して貴重な生息・生育環境の提供、特有の生態系の形成・維持に貢献しています。田園は、身近な自然環境であり、多様な野生生

¹¹ スマート農業：農林水産省は、「スマート農業」を「ロボット技術やICT等の先端技術を活用し、超省力化や高品質生産等を可能にする新たな農業」と定義している。

物が生息・生育する生物多様性の豊かな空間であることから、適切な農業生産活動を通じてその保全を図っていくことが重要です。しかし、農薬や肥料の不適切な使用は、里山の自然環境だけでなく、河川等を通じて水質を悪化させ、漁場環境へも悪影響を与えるなど、生物多様性への広範な影響が懸念されます。このため、里山の生物多様性をより重視した環境保全型農業を推進し、生き物と共生する農業生産の推進を図る視点で取組を進める必要があります。

また、伊平屋村はかつて木材や木炭等の供給地として島外へ出荷するなど、林業が盛んな島でした。近年は、林業従事者がほとんどいないため、山林は手つかずの状態です。本来、山林は適時に適切に人の手で伐採と植林を繰り返すことで生態系が守られます。本村の花に指定されているツツジは、山林のいたるところに自生していますが、周囲の樹木が大木化したため、近年はあまり目にできないようになっています。手を入れないための問題が発生しています。山林の荒廃が進みつつある中で、山林の環境林としての機能を高めるとともに、放置化されている山林対策についてもその取り組みが必要です。

【施策の方向性】

生物多様性と自然の循環機能を生かした持続可能な農林水産業を推進します。有機農業や循環型農業による環境保全型農業の推進を支援し、また、林業の復活によって、林産資源の活用を図ります。

【具体的な取組み】

① 環境保全型農業の構築に向けた普及啓発

総合戦略

農業者が最低限取り組むべき規範（農業環境規範）の普及・定着を図るとともに、たい肥等による土づくりと化学肥料や化学合成農薬の使用低減、農業用プラスチックの低減等に一体的に取り組むための普及啓発を推進します。

② 消費者ニーズに対応する有機農業の推進

地域でまとまって化学肥料や化学合成農薬の使用を大幅に減らすなどの先進的な営農活動への支援や、化学肥料や農薬等を使用しないことを基本とする有機農業の推進により、環境負荷を大幅に削減する取組みを推進します。エコファーマー¹²の育成などにより、環境保全・健康志向等の消費者ニーズに応える農業を推進します。

③ 林業の復興と林産資源の復活・活用

総合戦略

山林は適時に適切に人の手で伐採と植林を繰り返すことで生態系が守られることから、今後は持続可能な山林の保護を目指します。本村の花に指定されているツツジについては、大木化した樹木を伐採するなどして、ツツジの再生を図ります。

林業はいま、全国的に注目され「林業女子ムーブメント」も起こっています。本村においても、県の林業専門家等の協力を得ながら、林業の復興を目指します。林産資源の活用方法として、樹木・木材から各種木工品を生産し、住民の生活用具や土産品等の開発を進めます。ま

¹² エコファーマーとは、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(平成 11 年 7 月 28 日法律第 110 号)」に基づき、都道府県知事が認定した農業者(認定農業者)の愛称。

た、専門家等の指導で児童生徒や大人を対象にした「木育講座」を開設し、クバの葉や松ぼっくりの活用など、創造的で持続可能なむらづくりにつながる行動ができるひとを育てるなど、教育面での事業も展開します。

④ 田名グムイを再生・活用する農業振興とむらづくり

琉歌にも詠われた田名池（通称：田名グムイ）を再生し、農業振興に活用するとともに環境教育・ふるさと教育・住民や来島者の憩いの場の創出など産業・教育・交流などに寄与する、島の自然や文化を活かしたむらづくりの拠点とします。再生にあたっては、住民が中核となる推進協議会を立ち上げ、実施計画を立案して、島内外のボランティア等の参加協力による社会貢献活動として推進します。

施策5 体験・交流型観光コンテンツの充実による観光交流産業の振興

【現状と課題】

本村は、山と海の自然に恵まれ、そうした里山・里海はグリーンツーリズムやブルーツーリズムなど様々な体験型観光コンテンツを生み出す宝庫とも言えます。さらには、各集落には古くから伝わる神行事や祭り、民俗芸能が脈々と受け継がれています。こうした島の宝を島独自の観光コンテンツとして開発するとともに、観光・交流事業に携わる人材を育成することが課題と言えます。

【施策の方向性】

島の宝である里山と里海を活用し、着地型の体験型旅行商品の造成を行うとともに、企画立案や情報発信、受入実施に必要な人材を育成します。着地型観光とは、旅行者を受け入れる側の地域（着地）側が、その地域でのおすすめ観光資源を基にした観光商品や体験プログラムを企画・運営する形態です。地域性の強い観光資源を基にプランを作ることにより、多様化する旅行者のニーズに対応することが可能となり、地域の活性化にも貢献することになります。

【具体的な取組み】

① 地域が主体となった着地型体験交流の推進と人材育成

総合戦略

本村にふさわしい交流事業として、地域の主体的な取り組みによるグリーンツーリズム、森林ツーリズム、ブルーツーリズムを推進します。漁業との連携による「海の体験交流」や「海の学校」、農林業との連携による「田植え体験」、「山の学校」、「ブッシュクラフト」¹³等の体験型交流を推進し、来島者との交流による地域の活性化や就業機会の創出、地域住民の所得向上を目指します。さらには、コーディネーター、インストラクター等の観光・交流事業に携わる人材の育成や多様な活動メニューの開

¹³ ブッシュクラフトとは、森などの自然環境の中における「生活の知恵」の総称で、自然の中で生活していく行為そのものや生活に必要な技術のことを指す。

発・起業の支援、観光交流情報の受発信等の支援を関係機関と連携して行います。

② 島の文化の継承と観光活用の推進

本村において里山・里海との長い共生の中で育まれてきた独自性が強い文化、例えば集落ごとに異なる神行事や祭り、民俗芸能、文化財、食文化、集落景観等の文化は、地域独自の固有なイメージを醸成し、地域アイデンティティとして成立してきました。そうした地域文化の独自性を認め評価する島外の人々との交流を実現することにより、地域の賑わいの創出、活性化へとつなげていきます。

③ 民泊事業の拡充

総合戦略

民泊（民家体験泊）は、現地の人々との交流の結果生まれる「人間関係・コミュニケーション能力」及び「マナー・モラル・心の成長」などにおける児童生徒への効果が高く評価されるとともに、受入民家（民泊事業者）や地域への経済効果等も評価されています。こうした民泊体験による効果を強くアピール・発信することで民泊利用の来島者及び受入民家の拡大と質の向上を目指します。

④ 伊是名村、今帰仁村との連携による観光の振興

総合戦略

本村と伊是名村は極めて近い距離にあり、また、歴史や文化等においても共通点があることから、両村の「歴史・文化」や「スピリチュアルスポット」等をテーマにした旅行商品の開発などを連携して推進します。そのためにも本村と伊是名島間との海上交通の安定確保を進めます。また、本村と伊是名村の交通の要である今帰仁村とも連携して3村の観光振興を目指します。

施策6 島のグランドデザインにふさわしい観光の促進

【現状と課題】

新型コロナ感染の世界的パンデミックが終焉し、今後はウイズコロナ、アフターコロナの時代がやって来ると言われています。こうした新たな時代の到来とともに、旅行や観光のニーズがますます多様化することが想定されます。そのような状況下において伊平屋村の観光のあり方は未だ明確な方向を示し切れていないことは極めて大きな問題です。

【施策の方向性】

伊平屋村の観光のグランドデザインを明確にして、伊平屋にふさわしい観光客を誘致し、適正な観光・交流事業の実現を目指すとともに、観光の経済効果を高めます。

【具体的な取組み】

① 地域の持続可能な発展に寄与する適正な観光の実現

総合戦略

ウイズコロナ・アフターコロナ時代の観光のあり方を探り、本村の観光のグランドデザイ

ンを描くために、自然と文化、暮らしを守る地域の持続可能な新たな観光振興計画を策定し、伊平屋にふさわしい観光・交流を推進します。

② 観光客一人当たりの消費額を高め、域内経済循環の仕組みをつくる

総合戦略

観光協会、商工会等関係機関を中心に「特産品開発委員会」を設置して、特産品・土産品のさらなる開発を推進するとともに、観光客の宿泊数の増加を図るため伊平屋らしい旅行コンテンツの造成などを行い、観光客の満足度を高めます。それによって、来島者一人当たりの消費額を高め、島内で経済が循環する「域内経済循環」の仕組みづくりを行い、観光による経済効果を高めていきます。

③ 地域の食文化の提供と商業・サービス業の利便性向上

総合戦略

飲食店や宿泊施設においては、村内食材をふんだんに利用した食事を来島者に提供するなど、観光の楽しみの一つである地域の食文化を提供することを推進します。また飲食店や小売店が一斉に休業して来島者に不便を与えることが無いような仕組みを構築します。

小売業においては、そのほとんどが地域住民を対象とした日常生活に必要な雑貨や食料品等であり、経営形態も小規模です。離島という地理的条件もあり、それらの商品については輸送コストがかかり、本島に比べ商品が割高になっています。村民や観光客等来島者のニーズに合わせた品揃えや販売方法、決済方法（現金以外でのキャッシュレス決済等が増加傾向）など、小売業としての魅力づくりに加え、村内自給率の向上に向けた対策についても支援していきます。

施策7 異なる環境に配慮した観光インフラの整備

【現状と課題】

伊平屋村には原風景と呼ばれるにふさわしい里山・里海があります。しかしながら、宿泊施設や島内交通手段等観光インフラについては満足度が低い現状があります。今後は島のグランドデザインにふさわしい観光インフラの整備を進めます。

【施策の方向性】

来島者の利便性を高めるとともに、自他とに認める“原風景の島”にふさわしい観光インフラの整備を進めます。

【具体的な取組み】

① ふれあいと経済効果のある宿泊施設の整備

総合戦略

観光振興にとって宿泊施設は重要なインフラです。今後、宿泊施設を整備する際は、「館内完結型のホテル」（飲食や買物、アクティビティ等がすべて完備された宿泊施設）ではなく、宿泊者が地域を回遊して地域住民と交流し、地域内で経済が循環し、環境に負荷を与えない宿泊施

設を誘致・整備します。来島者と島に暮らす人々が価値を共有することで、経済効果があり、かつ離島らしい宿泊施設を整備することによって、持続可能な観光・交流を振興します（島根県海士町の新設ホテル「エントウ」¹⁴参考）。

② 島内交通の利便性向上

総合戦略

団体客のニーズに応えるため、また民泊事業者の送迎の負担を減少するため、バスなどの島内交通を整備します。

③ ポートターミナルの機能強化

総合戦略

島の玄関口である前泊港ポートターミナルは老朽化しているため、その機能強化に向けて整備を行い、観光地にふさわしい景観および施設の利便性向上を図ります。

④ 伊平屋村星空保護区の環境整備

総合戦略

伊平屋村の星空は実に美しいものがあります。そこで、星空保護区の指定に向けた環境整備を実施し、きれいな星空を保護していくと同時に、星空写真撮影会等の実施により観光客の誘致を図ります。

¹⁴ 「エントウ」:2021年夏、島根県・隠岐郡海士町に誕生した、ホテルと隠岐ユネスコ世界ジオパーク拠点のふたつを兼ねた複合施設「Ento（エントウ）」。

4 安全安心・快適な暮らしを 支えるしまづくり

〔社会基盤〕

SDGs



① 交通環境の整備

村民の生活航路、村の経済活動の基盤である船舶運航事業の安全と経営安定化に向けて取り組むとともに、島内交通の整備、港湾などの基盤整備にも取り組みます。

② 住居、上下水道等生活環境の整備

人口の維持・増加のためには、住居や上下水道などの基盤整備も重要です。快適な生活を支える基盤が整備されている島を目指して住居や上下水道などの基盤整備に取り組みます。

③ 情報通信基盤の整備

情報通信の重要性にかんがみ、ICT 活用の促進と通信インフラの整備を進めるとともに必要な人材を育成・確保し、これまでの島外との交流をさらに発展させて、島内外の人たちの二ーズに沿った地域資源の情報収集・集積や情報発信を行っていくことで、新たな起業、産業の創出やいへやファンの開拓を図っていきます。

施策1 交通の整備

【現状と課題】

沖縄本島へのアクセスは海上交通に頼らなければならず、村民の生活に欠かせない重要な交通手段となっています。船舶による海上交通として、2014（平成 26）年 4 月から新造船「フェリーいへやⅢ」が就航し、就航率の向上や所要時間が短縮されるなど利便性は高まりましたが、荒天時や台風時による船舶の欠航は村民の生活に大きな影響を及ぼしている状況です。

フェリーの運営状況については、新型感染症の影響による乗船客の減少や、世界情勢に影響を受けた原油価格など燃料・潤滑油費の高騰が要因として収支に影響を与えていたため、価格動向を予測し予算計上していく必要があります。現在は、乗船収入や繰越金、国・県の補助金を活用して「フェリーいへやⅢ」を運営している状況です。運天港における陸電設備の整備等

により費用削減に取り組み、健全運営を目指していくことが必要です。

伊平屋・伊是名間の海上交通は、現在、漁船等のチャーターに頼っている状況で、天候に左右されることが多いため、安定的に伊平屋・伊是名間の移動を可能とする方法の検討が課題となっています。

港湾施設については、防災・減災対策などの港湾機能の強化を図るとともに、港湾利用者及び地域住民が親しみ憩える自然環境を生かした港づくりを進めることが求められています。管理者である沖縄県と連携し、港湾施設の整備、修繕に取り組むことが必要です。

前泊港・運天港における屋根付きの荷捌き施設の新設が望まれており、また、前泊港の施設全体の経年劣化により様々な問題が点在している状況にあります。

隣村である伊是名村との相互交流や観光客等の利便性向上を図るため、架橋や空港の整備を伊是名村とともに求めていく必用があります。一方、住民アンケートでは空港への期待は少ないことから、住民との意見交換が必要となっています。

【施策の方向性】

交通、港湾、住居や上下水道などの基盤整備を進め、人口の維持・増加を図ります。

【具体的な取組み】

① 海上交通の整備

総合戦略

フェリーいへやⅢの就航により就航率の安定運航が確保され、旅客数、航送車両数、貨物量ともに向上していますが、今後も村民の生活航路、村経済活動の基盤である船舶運航事業の経営安定化に向けて取り組み、健全な運営を目指すとともに船舶運航の安定化、港湾利用の利便性を考慮し、安全に配慮した港湾整備の充実に努めます。また、乗船券発券システムの改善などによって乗船客のニーズへの対応を進めます。村民が沖縄本島へ移動しやすい環境を構築することで離島における定住環境の改善を図るため、自動車航送に係る運賃の支援を行います。

伊平屋・伊是名村間の海上交通については漁船等のチャーターに依存しているため運賃が割高となっていることや、団体観光に対応ができないことなどから、伊是名村や関係機関と連携し改善に向けて検討します。

② 港湾施設の整備

総合戦略

伊平屋村における港湾は、本村と本島を結ぶ唯一の交通拠点となり、生活航路として欠かせないものとなっています。また、貨物も、海上交通が唯一の輸送手段であり、今後、輸送需要の増大と輸送形態の効率化に対応する港湾施設の整備を推進するほか、防災・減災対策などの港湾機能の強化を図り、さらには港湾利用者及び地域住民が親しみ憩える自然環境を生かした港づくりを進めていきます。島の玄関口である前泊港ポートターミナルについては、その機能強化を行い、観光地にふさわしい景観および施設の利便性向上を図ります。また、船の乗降場所のユニバーサルデザインの推進など、快適に海上交通を利用できる環境づくりにも努めます。

漁港については、田名漁港陸揚げ施設の整備、アハシ海岸の陸揚げ機能の強化、伊平屋漁港荷捌施設等の機能強化によって水産業の振興を図ります。

③ 島内交通の整備

総合戦略

長年、公共交通機関が整備されていない本村では、島民の主な交通手段は徒歩や自家用車となっており、車を持たない高齢者等の交通弱者と呼ばれる住民や来島者等の移動手段の確保は必要不可欠であることから、早急に対策を進めます。

④ 空港の整備

総合戦略

伊平屋・伊是名両村ともに海上交通が唯一の交通手段であることから、台風時や冬の荒天時は欠航を余儀なくされており、特に台風停滞時等は物資の搬入も滞り村民生活に多大な支障をもたらしています。そのため、伊平屋空港の整備は、生活利便性の向上、島の発展の観点からは是非必要な事業であり、早期建設が望まれます。空港が整備されることで、海と空の二大交通網が確保され、交通アクセスの利便性が格段に高まり、住民はもとより、観光客等来島者、Uターン、Iターンの増加など交流の活性化が期待できます。さらには農産物の島外出荷が可能となり、マンゴー栽培等これまで本村にはなかった付加価値の高い新たな農業の可能性が見えています。今後も伊是名村と連携して空港の認可を要請し、早期の開港を目指す一方、住民アンケートでは空港への期待は少ないとから、住民との意見交換も行っています。

⑤ 道路の整備

総合戦略

道路については、村民生活の利便性、観光振興、産業振興の支えになることから環境・景観に配慮しながら整備推進に努めます。経年劣化等による損傷の著しい舗装の再整備などに加え、緊急時への対応を含めた機能向上の整備を推進するとともに、計画的な維持管理に努めます。各集落は、歴史的な集落景観を有していることから、地域資源を損なうことなく、地域特性に対応した良好な道路景観整備を推進します。

道路沿道への緑化創出により良好な道路景観の形成に努めるとともに、美化形成・景観向上を図ります。

集落や通学路への防犯灯について、計画的な整備や修繕に努めてきます。

伊平屋村と伊是名村を結ぶ橋でつなぐ架橋整備計画について、国・県への要請活動を引き続き行っています。

施策2 生活環境の整備

【現状と課題】

水道については昭和45年に給水が開始され、安心かつ安全な水の安定供給のために水源の確保や施設の維持管理に努めてきました。普及率も100%となっており、生活用水の安定供給が図られています。今後は災害時等にも安定した水の供給を確保するための対策も行っています。

家庭から排出されるし尿及び雑排水を処理する農業集落排水施設は、農村モデル事業及び農業集落排水事業を実施し、平成18年度には全地域の整備が完了しています。イベント開催時や公共工事等で水の需要が大幅に増えても、住民の日常生活に支障のない供給体制を確保します。

本村の焼却施設は稼働から 15 年が経過し、経年劣化により機器等に不具合が生じておらず、適正な維持管理がなされていない状況です。また、生活形態の変化や廃棄物の種類の多様化、海岸漂着物の増加等、年々ごみの量が増加傾向にあり、安定したごみ処理体制の構築が課題となっています。

【施策の方向性】

村民へ安全な水の安定供給を図り、村民の日常生活における環境衛生の向上を図ります。

【具体的な取組み】

① 上下水道施設の整備

総合戦略

上水道については、村民へ安全な水の安定供給を図り、運営基盤および経営基盤の強化に取り組みます。

下水道については、村民の日常生活における環境衛生の向上に向けた取り組みを推進します。

水道施設については老朽化した施設・管路の計画的な更新、切り替えを実施し、衛生的な飲料水を確保します。また有収率の向上に努め経営の健全化に努めます。

沖縄県水道事業広域化により、水道施設等にかかる維持管理費の削減に取り組みます。

老朽化している管路の更新および耐震化を行い、有収率を向上させ、安定した水の供給を図るとともに、水道事業における資産および経営状態を明確に把握し、適切な経営方針、経営計画の策定を図ります。

農業集落排水接続率の向上

各戸の詳細な調査を実施するとともに未接続需要家に対し接続への意識啓発を推進します。

集落排水施設の計画的な施設整備

村の財政状況を踏まえ、集落排水施設の機能強化対策の計画的な実施に努めます。

② 汚水処理施設の整備

総合戦略

汚水処理施設においてし尿や雑排水を適正に処理することにより公共用水域等の水質を保全し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に努めます。集落排水事業を継続し、隨時、処理施設の更新を行い、周辺環境に配慮した施設を維持していきます。また、水洗化未整備の早期解消を目指し、家庭や事業所の水洗化を促進するための補助等を実施するなど、水洗化率 100%を目指します。

③ 廃棄物処理施設の整備

総合戦略

安定したごみ処理体制を構築するため、施設の機能強化整備を行います。また、村民のごみ処理に対する関心を高め、分別意識の啓発、減量化、不法投棄防止を図ります。最終処分場を整備し、島内処理体制の強化を図ることや、リサイクルセンターを整備しごみを再資源化することで、資源ごみの循環を推進していきます。

施策3 住宅の整備

【現状と課題】

若い女性等のニーズが高い住宅の整備が遅れています。一方、集落内の廃屋が撤去されないまま残り、危険な状態があります。

公営住宅は令和元年度末時点では33棟、117戸が整備されていますが、建設後30年を経過し老朽化が進んでいる棟もあり、良好な居住環境を維持するために適切な改修等を実施する必要があります。

伊平屋村への移住を希望する人からの問い合わせはあるものの、入居できる住宅が十分にない状況があり、これはむらづくりや産業振興を図っていく上で必要な「人口の社会増」の促進においても課題となっています。

【施策の方向性】

Uターン、Iターンなどの希望者がいつでも移住できるよう住宅環境を整備します。

【具体的な取組み】

① 村営住宅の整備

総合戦略

長寿命化計画等を策定し、老朽化の進んでいる公営住宅から計画的に改修・修繕等を実施し、快適な居住環境を維持していきます。独身やバリアフリーなど多様化する住宅ニーズに対応した住宅の供給も必要であり、空き家調査や古民家の改修等、Uターン・Iターン等の希望者がいつでも移住できる住宅環境の整備を推進します。

② 利用見込みのない空き家の有効活用に向けた制度の検討

総合戦略

空き家対策特別措置法の施行を踏まえ、所有者が分からぬなど対処が難しい空き家を、第三者が適切に管理したり、利用できる制度を検討します。

③ 既存住宅の維持・活用

村の出身者がUターンするなど世帯構成が変わる際には住宅のリフォームなどが必要となるなど、既存家屋の手入れは、島の産業振興や人口維持のためにも重要な位置づけにあることを踏まえ、その支援のあり方を検討します。

④ 新規住宅の整備

総合戦略

U・Iターン者の受入れや島民の住み替えを視野に、土地の取得、住宅の整備を計画的に推進します。この際、結婚・出産というプロセスを描けるような世帯用住宅、Uターンする際に親と近接しながら離れて暮らすことを可能とする住宅等にも配慮します。

⑤ 住宅地確保のための寄付誘発制度の検討

家族・親戚の居住地の広域化に伴い、一旦相続が発生するとその権利関係の整理には多大なコストと時間をするのが実態です。利用意向のない住宅地を所有した相続人から村への積極的な寄付を受け付けるための誘発制度を検討します。

施策4 公園・広場の整備

【現状と課題】

集落内の公園の遊具が経年劣化し撤去され、子育て環境に課題がみられるなど子どもが安心して過ごせる環境整備が望まれます。また、中学生アンケートでは、運動施設の整備についての要望が出されています。

【施策の方向性】

公園・広場など社会活動の基盤となる施設の整備・維持管理を進めます。

【具体的な取組み】

① 公園の遊具の整備

総合戦略

子育て世代のニーズが高い安心・安全な公園の整備を行います。以前整備された遊具等が経年劣化し撤去されている公園については、遊具の計画的な整備を進めます。文部科学省の『幼児期運動指針』では、子どもにとって体を動かすことは、心身の発達に欠かすことのできないものであり、そのためには「幼児期において、遊びを中心とする身体活動を十分に行うこと」が重要であることが記されています。そのため、公園の遊具は就学前の幼児にとって遊びながら体を動かす重要な機能となります。

② 北緯27度線から平和を発信する場の整備

総合戦略

伊平屋村は北緯27度線上にあります。戦後、北緯27度から南はアメリカの統治下に置かれ、日本と切り離された歴史があり、本村の緯度はその象徴とも言えます。そのことを県内外に広く再認識させると同時に、戦争の記憶を風化させないための学習教材として後世に継承し、二度と戦争を繰り返さぬよう、内外に平和を発信する場の整備を図ります。

③ 米崎海浜公園の機能強化に向けた整備

総合戦略

米崎海浜公園の外灯設備等及び1号駐車場の機能強化を図り、利用者が安心・安全に施設利用が可能となる整備を図ります。

施策5 情報通信基盤の整備

【現状と課題】

情報通信基盤の整備及び地域情報化の促進について、本村は沖縄県の有人島としては最北端

にあり、県都那霸市から北方約 97 km、運天港から 41.1 km に位置する離島村であることから、地域の情報化の促進を図ることは地理的不利性を克服し、定住条件の整備と産業振興を図る上で不可欠です。また、高齢化率が高く、ICT（情報通信技術）に対するリテラシー（インターネットに関する知識や情報を正しく理解し、活用できる能力）も個人差や世代間格差が大きい状況です。

近年の情報技術の発達・発展は著しく、革新的な技術を活用して、人々に豊かさをもたらす「超スマート社会（Society5.0）」の実現が提唱されています。本村のような過疎地域等においては、担い手不足が深刻化する中で、条件不利性を改善し、少ない人口で地域経済・社会を存続・発展させていくための手法として、これらの技術への期待は大きいものがあり、それらの導入は喫緊の課題となっています。

【施策の方向性】

教育、産業、行政サービス等各分野におけるICTの活用によって地域活性化を推進します。

【具体的な取組み】

① 自治体DX¹⁵の推進と活用能力の習得

総合戦略

情報通信基盤の整備については、デジタル社会に対応するため、民間通信事業者、関係市町村及び国と連携を図りながら、都市部と同等の環境整備に取り組みます。また、ICTに対するリテラシーには世代間格差があるため、住民が情報通信技術を活用する能力を習得するための事業等も積極的に行っていきます。

また、自治体デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進、デジタル教材の充実を図り ICTを取り入れた教育環境の整備やデジタル知能指数¹⁶の向上等に取り組んでいきます。

ICTを活用する能力の習得に向けた機会の提供については、先端ICTに対応した社会システムの構築や新ビジネスの創出に向けて、新技術の実用化研究や新たなビジネスモデルの実証事業の場としての活用を検討・実行し、先端技術の取り込みを図ります。また、活用に際しては村民・村職員が情報通信技術を活用する能力を習得するとともにデジタルデバイド¹⁷を是正することが重要であることから、過疎地域持続的発展支援交付金やその他補助金等も活用し、事業を実施します。

② インターネットを活用した公共サービスの向上

総合戦略

各自治体においては、ICTを活用したスマート公共サービス（各種手続のオンライン化を可能とする基盤の整備による行政のデジタル化）が推進されており、本村においても身の

¹⁵ 自治体DXとは、住民の生活をよりよくするために自治体でIT技術の導入やネットワーク化を行う取り組みのこと。

¹⁶ デジタル知能指数(DQ)とは、よりよくデジタル社会、インターネット社会を生き抜くために欠かせないスキルのこと。

¹⁷ デジタルデバイドとは、インターネットやコンピューターを使える人と使えない人との間に生じる格差のこと。

丈に合った持続可能な行政サービスを提供できるようAI（人工知能）やICT等の効果的な活用を検討します。あわせて教育、福祉、医療、農業、観光、防災等の分野においても、AIやICT導入検討に向けて取り組みを推進します。

Wi-Fiスポットの整備を検討し、多様な利用者に利用してもらえるよう、利便性向上や情報コンテンツの充実に努めます。スマート公共サービス化を推進し、役場内の電子化・ペーパーレス化・リモート労働環境化を進め、経費削減と業務効率化を図るよう検討します。

その他、村ホームページ等への情報掲載については、新規情報更新作業を積極的に推進するとともに、公開ページの不備確認に努めます。

公共サービス向上のため、各種手続き等を簡素化するための制度導入について、費用対効果を踏まえ検討します。

③ 村情報提供体制の強化

総合戦略

防災行政無線の管理の徹底に努めるとともに、不具合箇所があれば、早期修繕に取り組みます。

データ放送やLINEなどのSNSを通じた新たな情報伝達手段の構築についても、村民のニーズに応じて整備を検討します。

④ ICTの利活用による地域活性化

総合戦略

「超スマート社会（Society5.0）」時代の離島のあり方に応える取組みを推進します。また、整備された通信網を適切に維持管理するとともに、ICTの利活用を促進します。

近年のインターネットの普及などにより、地域情報の発信・受信は飛躍的に容易となりました。伊平屋村においてもICTの推進や光ファイバー網の整備など、通信インフラの充実は喫緊の課題となっています。

今後は、ICT活用の促進と通信インフラの整備を進めるとともに、これまでの島外との交流をさらに発展させ、島内外の人たちのニーズに沿った地域資源の情報収集や情報発信を行っていきます。食の安全安心の視点など、消費者のニーズに的確に対応した特産品の供給のあり方や、郷友会等村出身者など人を媒介とした情報発信のあり方なども検討し、新たな産業の創出やいへやファンの開拓を図っていきます。

5 豊かな自然と 歩み続ける島

〔環境〕

SDGs



① 環境に対する意識の向上を図る

本村は手つかずの自然や、昔ながらの景観が残っており、それが島の大きな魅力となっています。素晴らしい自然環境と景観を維持するためにも、島について再度学び、当たり前のように近くにある美しい環境を、俯瞰的にとらえることが必要です。自然と共に歩み続ける取り組みを、行政と住民が一体となり考え方行動するために、村民や来島者に対し自然環境保全思想の普及啓発を積極的に推進していきます。

② 脱炭素島しょ社会の実現に向けた取組みを推進する

人間活動と自然環境が調和する持続可能な脱炭素社会の構築に向けて、省エネルギー対策の強化、資源循環、環境と共生するむらづくりの推進等に取り組み、島しょ型環境モデル地域の形成を目指します。人類の生存基盤に影響を及ぼすおそれのある気候変動の影響に適応した社会を構築するため、社会生活における資源循環の推進及びひとと環境に優しいまちづくりの推進に村全体で横断的な取組みを推進していきます。

③ 美しい景観の継承と適切な土地利用を推進する

手つかずの美しい自然環境や田園景観、昔ながらの伝統的な家並み等伊平屋村らしい景観・風景・風土を次世代に守り継ぐとともに、花と緑にあふれる潤いのある地域を形成するために、継続的に景観・風景づくりに取組むことが必要です。インフラ整備や産業等の誘致においては、自然環境や村民の居住環境に配慮するバランスの取れた土地利用計画を進めます。

施策1 自然環境の保全と活用、そして継承

【現状と課題】

伊平屋村は“原風景の島”として自他ともに認める豊かな自然と景観に恵まれた島です。しかし、この島の風景も年々少しづつ変化しています。私たちは、今ある自然環境とすばらしい風景を祖先から預り、これを次の世代に残していくかなければなりません。そのためには、青く

透き通った海、白い砂浜はもちろん、豊かな山林や淡水系の生態環境なども大事な「島のたから」として村民が共通の認識を持ち、主体的に島の自然環境と共生していくことが必要です。私たちは「島のたから」を次の世代、そしてさらに次の世代へと手渡していく義務を負っており、そのためには自然環境保全思想の普及啓発や環境教育の推進、自然環境の適正な利活用を行うことが極めて重要であり、また、環境保全のための財源確保も課題となっています。

【施策の方向性】

伊平屋村の山と海は、長年ひとびとの営みを支えてきた里山・里海です。この里山・里海を保全し、その利活用を推進しながら、豊かで美しい自然環境を次世代に引き継いでいきます。

【具体的な取組み】

① 自然環境保全思想の普及啓発と環境教育の推進

総合戦略

自然環境の保全思想を普及し、これを広く村民及び来島者に定着させていくためには、地域社会や学校などにおける環境教育を積極的に推進する必要があります。海や山の自然観察会や、住民参加型のワークショップなどで環境に関する勉強会を実施し、村民に対する自然保護思想の普及啓発を積極的に図っていきます。また、来島者に対しては本村のホームページ、フェリー内の動画の上映やパンフレットなどで、自然環境保全思想の普及啓発を行っていきます。

② サンゴ礁の海の認知度向上と保全活動の推進

総合戦略

伊平屋村の周辺海域は、県内でも有数のサンゴ礁が広がる美しい海です。しかし、島内外においてその認知度が低い状態です。そのため、まずは、村内外にその認知度を高めるための活動を展開します。さらには、その美しいサンゴの海を今後も残していくために、村内の児童生徒や住民、事業所、団体及び島外のボランティア等の協力を得てサンゴの植樹、ビーチクリーン等の活動を実施し、里海の保全活動に取組みます。

③ 里山・里海の連続した生態系保全活動の推進

総合戦略

山と海は連続した生態系であることを認識し、植林活動をはじめ貴重な動植物の保全、身近な自然とふれあう機会の提供、地球温暖化防止等の機能を持つ森林の整備を促進します。「環境教育」「森づくり」「自然環境保全」等の活動を通して、里山と里海の関連性・連続性を学び、その保全と産業や教育面での利活用を推進します。特に手つかずの山林については整備を進め、里山の再生を図り、教育や観光交流に活かしていきます。

④ 自然環境の活用

総合戦略

自然環境と人間社会が持続的に共存した関係を築いていくため、環境収容力（キャリングキャパシティ）の考え方のもと、自然環境を適正に利用することが望ましいとされていることから、自然環境保全型自然体験活動（エコツーリズム等）による自然環境の適正な利活用を推進します。

ア. 里山・里海を活用した各種ツーリズムの推進

総合戦略

自然環境の適正な利活用については、持続可能なエコツーリズムの推進を図ります。自然環境教育、自然保護思想の普及啓発活動の強化とともに、自然体験型環境学習拠点施設の整備促進を図ります。併せて、里山を舞台にしたグリーンツーリズムや里海を舞台にしたブルーツーリズム等体験・滞在型のツーリズムを推進するなど、豊かな自然等の地域資源の活用を推進します。

イ. 自然環境の適正利用に向けたマニュアルの作成

総合戦略

自然環境の持続可能な利用を図るために、自然環境の現状の把握に努めるとともに、環境収容力に基づくルールづくり等を推進します。

環境負荷や環境容量等に留意したシステムの構築は必要不可欠であり、特に保全・利用における実地調査及び県内外の先行事例の調査を行い、その調査結果に基づき、「利用の手引き・マニュアル」等の作成及び拠点施設整備の検討等を行います。

⑤ 自然環境と調和した農林水産業の推進

総合戦略

農林水産業の自然循環機能の維持増進と離島の持つ豊かで美しい環境の保全を図るなど、環境と調和した農林水産業を促進します。このため、既存農地からの赤土等の流出が課題となっている地域におけるほ場の勾配修正、グリーンベルトの設置等と併せて、緑肥作物の導入、作付け体系の改善等、環境の負荷軽減に配慮した営農活動の促進に向けた総合的な取り組みを推進するとともに、農業生産力の維持向上を図りながら、地域が環境に配慮した農林水産業に主体的に取り組むシステムの構築を図ります。

⑥ 希少野生動植物種の保護対策、外来生物対策の推進

総合戦略

かつて本村に自生する希少なランの花が持ち出され、問題になったこともあります、現在でも島外から植物や昆虫等の希少種の密猟・盗掘・盗採が目撃されています。そこで、本村に生息する希少な動植物の調査を行い、そのデータをもとに、専門家等の助言を得ながら希少野生動植物種の保護対策、外来生物対策、密猟・盗採防止対策、廃棄物の投棄防止等の普及啓発活動を推進するとともに効果的な条例の制定を推進します。

⑦ 環境影響評価制度の推進

総合戦略

規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある公共工事・民間事業について、環境保全の適正な配慮がなされるよう、環境影響評価及び事後調査の適切かつ円滑な実施に取り組みます。また、本村の脆弱な自然環境を保全するため、環境影響評価法及び沖縄県環境影響評価条例の対象とならない小規模開発に対して、簡易な環境影響評価手法の導入に取り組みます。

⑧ 自然環境保全に必要な財源の確保

総合戦略

平成20年より、来島者から徴収している環境協力税の継続実施や、「伊平屋村美ら島応援寄附条例」に基づいて設置した「コーポネット美ら島応援基金」等、関係団体の協力のもと、今後もこれら事業を推進して自然環境保全に必要な財源を確保します。

施策2 持続可能な循環型社会の構築

【現状と課題】

いま地球の気候変動、温暖化が進んでいます。地球温暖化の影響は気温上昇にとどまらず、近年は各地で強い台風や集中豪雨などの異常気象による災害、食料生産や健康などヒトへの影響も顕在化してきています。地球温暖化は、産業革命以降における化石燃料の燃焼や土地利用の変化により、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの濃度が大気中に増加し、地表面の温度が上昇する現象です。

日々の暮らしを送るために、エネルギーは必要不可欠ですが、石油・石炭・天然ガスなどの化石燃料には限りがあるとともに、化石燃料を燃やすことで、大気中の二酸化炭素濃度が高まり、地球温暖化や気候変動が加速する可能性が高いと考えられています。地球のため、未来のためを考え、エネルギー資源を効率よく使う省エネルギーを心がけ、環境負荷の少ない循環型社会を構築しなければなりません。住民一人ひとりがライフスタイルを見直し、地球を大切に想う心を育て、そうした気持ちを実際に生かせる社会システムを形成していくことが求められています。

【施策の方向性】

省資源・省エネルギーを推進するとともに、資源循環社会を創出します。

【具体的な取組み】

① 省資源・省エネルギーの推進（村地球温暖化対策実行計画の実現）

総合戦略

私たちは、地球上の限りある資源を有効に活用するため、日々の暮らしを見直すことが求められています。衣食住・移動・買い物など日常生活におけるエネルギー資源を無駄なく効率よく使い、住みやすい地球を未来の子供たちに残すために一人ひとりが日々の暮らしを見直し、できるところから省エネルギー・省資源を推進し、「村地球温暖化対策実行計画」の実現に努めます。

② クリーンなエネルギーの導入促進

総合戦略

人間活動と環境が調和する持続可能な社会の創造に寄与する太陽光発電、バイオマス発電、風力発電、太陽熱利用等の再生可能エネルギーなどの導入や、電気自動車等の新たな交通システム等の導入について県内外の関係機関と連携して調査研究を進めます。

③ 社会生活における資源循環の推進

総合戦略

本村は狭あいな島しょ性により環境負荷に脆弱な特性を有していることから、廃棄物の3Rを積極的に推進します。第1に排出抑制 (Reduce)、第2に再使用 (Reuse)、第3に再生利用 (Recycle) を処理の優先順位として、循環型社会の形成に向けて取り組みます。3Rの推進で食品ロス削減、脱プラスチックといった個人ができる環境に優しい生活の推進や村民間での不要品交換市場の開設等資源循環社会の創出を目指します。

※3Rとは

- Reduce (リデュース) = ごみとなるものを減らす
- Reuse (リユース) = 繰り返し使う
- Recycle (リサイクル) = 資源として利用する

④ 地域内エコシステム導入の検討

総合戦略

地球温暖化や廃棄物の問題への対応から、環境面で優れている木質バイオマスの利用に注目が集まっています。市町村レベルで、熱利用又は熱電併給による小規模な木質バイオマスエネルギーの利用により、廃棄物焼却施設、温浴施設、医療・福祉施設、公営住宅等の熱利用施設に薪ボイラーを導入し、重油焚きボイラーによる熱供給から転換して、森林資源を地域内で持続的に循環させることで資源の収集や運搬、バイオマスエネルギー供給施設や利用施設の管理・運営など、新しい産業と雇用が創られ、山村地域の活性化にも貢献している事例が散見されます。本村は豊富な山林資源を有していることから、これらの先進事例等を調査研究し、本村への導入を検討します。

施策3 美しい景観の形成

【現状と課題】

伊平屋村を、地域住民が活き活きと誇りを持って暮らせる、豊かで住みよい地域とし、また来訪者にも開かれた地域とするためには、離島の持つ特性に配慮した魅力あるむらづくりを促進し、快適で美しい地域景観の形成を図ることが求められます。手つかずの美しい自然環境や田園景観、昔ながらの伝統的な家並み等伊平屋村らしい景観・風景・風土を次世代に守り継ぐとともに、花と緑にあふれる潤いのある地域を形成するために、継続的に景観・風景づくりに取組むことが必要です。

【施策の方向性】

彩のある風景、歴史や文化、風土と結びついた景観を形成します。

【具体的な取組み】

① 海と山の眺めを大切にする景観づくり

総合戦略

景観づくりでもっとも重要なことは、本村の景観の骨格である「海」と「山」を本村のランドマークとして大切にしていくことです。本村の地勢・地形の大要は、これらの地形・風景によって形づくられており、村民や来島者に親しまれています。したがって、本村の景観の骨格である「海」と「山」を永久に残していくよう努めていきます。

② 受け継がれてきた土地利用を大切にする景観づくり

本村の景観構造は、集落景観、田園景観、樹林地景観という景観の階層性を秩序づけてい

ます。こうした三重構造は、祖先から受け継がれてきた土地利用による景観形成であり、集落、田園、樹林地のそれぞれが美しくあるとともに、この土地利用によって、村土の景観構造の秩序が保たれています。この景観構造を保持していくために、景観づくりを検討するシステムをつくり、良好な景観の形成に努めます。

③ 「原風景」を活かした地域計画の推進

総合戦略

赤瓦や石垣、フクギの防風林など個々の住宅だけではなく、それらが生み出す集落景観の保存や、拝所など伝統文化と深く結びついた集落全体の保存、古民家の再生、経年劣化した村営住宅や公共施設の改修などについて検討します。また、景観を損ねる空き地や空き家を管理し利活用する仕組みをつくります。

④ 花と緑あふれる地域づくり

総合戦略

新緑の山並み、白い砂浜、青い海、黃金色の田園など季節ごとの伊平屋島の彩のある景観は目にも鮮やかで、住民はもとより来島者にも感動を与えています。主要道路及び観光地へのアクセス道路等では適正な植栽管理、飾花を行い、沿道景観の形成や、周辺環境と調和のとれた伊平屋村らしい風景づくりに努めます。

⑤ 夜空を楽しめる環境の整備

総合戦略

本村の主要イベントである伊平屋ムーライトマラソンには県内外から多くの方が参加するなど、海や山だけではなく、夜空も本村の大きな魅力であると言えます。美しい月や星空を安全に観るためにも、『星空地区』を設け、道路の整備や足元への照明の設置などを行い、夜空を楽しめる環境整備に努めます。

⑥ 行ってみたい、見てみたいと思われる景観づくり

総合戦略

美しい景色は人々を引き寄せる力を持っています。また、人が感じる美しさは、ある景色とそれが存在する地域の歴史や文化に関する物語などの知識が結びついたとき、より一層感動することができます。このように人々の興味・関心を呼ぶ景観づくりに努めます。

施策4 ゾーニング（土地利用区分明確化）の推進

【現状と課題】

近年の国土管理・利用上の課題は、市町村内の課題の多様化、人口減少・高齢化による国土の管理水準の低下や土地利用の非効率化、巨大災害の切迫・水害・土砂災害等の頻発化・激甚化、インフラの老朽化と新たなインフラの整備の進展による周辺の土地利用への影響等、多岐にわたるものが挙げられます。こうした課題に対応していくには、持続可能な国土の管理・利用の観点を踏まえて、総合的・分野横断的な国土管理・利用の計画を策定し、適切に運用することが重要です。

本格的な人口減少社会、高齢社会を迎えた今、伊平屋村においても村土を適切に管理し荒廃を防ぐこと、自然環境の再生・活用や災害に対する安全な土地利用の推進等を図ることによって、より安全で豊かな村土を実現することが重要な課題であるという認識のもと、「適切な村土

管理を実現する村土利用」、「自然環境と美しい景観等を保全・再生・活用する村土利用」、「安全・安心を実現する村土利用」を基本方針とした村土利用計画の策定が必要となっています。

本村の土地利用構造として、集落、田園、樹林地という三重構造は、祖先から受け継がれてきた土地利用構造であり、それぞれが美しくあるとともに、この土地利用によって、村土の景観構造の秩序が保たれています。この景観構造を保持していくために、ゾーニング（土地利用区分の明確化）を推進し、村土利用の秩序を保ち、良好な景観の形成に努めることができます。

【施策の方向性】

受け継がれてきた村土構造を大切にし、自然環境と美しい景観等を保全・再生・活用する村土利用、安全・安心を実現する村土利用など、適切な村土管理を実現する土地利用を推進します。

【具体的な取組み】

① 受け継がれてきた村土を大切にし、島の全体機能を向上させる土地利用の推進

総合戦略

本村は、面積は小さいながらも産業、教育、住居、樹林地など様々な用途に対応した土地利用が求められ、それぞれが島の自然環境と調和しながら本来の機能を果たすとともに、この土地利用によって、村土の機能秩序が保たれています。今後はゾーニング（土地利用区分の明確化）を推進し、村土利用の秩序を保ち、島全体の機能を向上させていきます。

② バランスの取れた土地利用計画の推進

総合戦略

インフラ整備や産業等の誘致においては、自然環境や村民の居住環境に配慮するとともに、今後想定される大型プロジェクト等島内産業の振興・雇用等に係る立地計画にも対応できるバランスの取れた土地利用計画を進めます。

6 共創・協働によるむらづくり

〔行財政〕

SDGs



【基本方針】

① 地域のリーダーとなる人材を育成する

今、地域は激変する社会の中で様々な地域課題を抱えており、持続可能な社会づくりにまい進しなければなりません。地域の直面する課題に対応するためには、社会の形成に参画し寄与する地域人材の育成が求められていることから、そうした人材育成を進めます。特にこれから社会の成長と安定には、若者と女性の力が必要なことから、次世代・女性の人材育成に力を入れていきます。

② 地域の情報発信力を高める

地域情報発信チームを発足して、島内外への戦略的な情報発信を行い、島の知名度や地域イメージの向上ならびに住民の行政への信頼感や行動変化につなげます

③ 誰一人取り残さない持続可能な『美ら島』いへやを実現する

性の多様性 (LGBT 等)、障がいの有無、国籍などの多様性が尊重され、個人の尊厳が守られ、誰もがあらゆる場所で活躍できる社会の実現を目指します。

④ 効率的かつ効果的な行政経営を実現する

社会経済情勢の変化の中、行政に対する村民ニーズも複雑・多様化が進んできており、従来のような行政経営では、遠くない将来に限界を迎えることが予想されます。そこで、今後は、様々な施策を実施していく上で必要な行政資源を確保し、効率的かつ効果的な行政経営を進めています。

施策1 共創・協働によるむらづくりの推進

【現状と課題】

第4次伊平屋村総合計画の策定時において議論されたのが住民の「行政依存体質」であり、そこで基本計画第1章において『住民主導』というキーワードが掲げられ、その施策として2015（平成27）年度から3年間「地域自立促進支援事業」を実施しましたが、具体的な成果を挙げることができませんでした。その理由として考えられるのが、住民の共通認識も芽生えず、また地域のリーダーも不在なまま「地域自立」という難題を押し付けられた住民にとっては、「住任せ」や「行政は手を引く」という印象が拭えないものとなりました。行政主導でもなく住民主導でもない、新たな村づくりの手法が『ゆんたく会』において検討され、その結果生まれたのが「協働」という理念でした。これにさらにクリエイティブな感覚を加え「共創・協働」となりましたが、今後、住民と行政の真の連携を実現することが大きな課題であり、「共創・協働」でむらづくりを進める人材の育成が求められます。

社会経済情勢の変化の中、行政に対する村民ニーズも複雑・多様化が進んできており、従来のような行政経営では、遠くない将来に限界を迎えることが予想されます。今後は、様々な施策を実施していく上で必要な行政資源を確保し、効率的かつ効果的な行政経営を進めていくことが求められます。高質な行政サービスを維持していく為には、村民ニーズの迅速かつ的確な把握が必要であり、意識の高い機動力を持った組織体制の構築が大きな課題であるといえます。

【施策の方向性】

島の未来を見据える人材の育成と新たな仕組みづくりを構築します。

【具体的な取組み】

① 島のビジョンづくりと、実現する仕組みづくりの推進

総合戦略

自立とは未来をイメージする力です。つまり“共創”です。実現する力は“協働”です。

『持続可能で魅力的なむら（住みたい・住み続けたいむら）』のビジョンづくりを進めながら、住民と行政の共創・協働による村政運営を進める「ゆんたく会」を継続して新たな仕組みづくりを推進します。

② 役場職員の資質向上と機動力を持った組織体制の構築

総合戦略

職員一人ひとりが質の高い公的サービスを提供するために、政策立案能力の向上や財源の確保などに加え、住民や民間団体との協働に対する意識の醸成を図っていく必要があります。社会経済情勢の変化の中、行政に対する村民ニーズも複雑・多様化が進んできており、従来のような行政経営では、遠くない将来に限界を迎えることが予想されます。今後は、様々な施策を実施していく上で必要な行政資源を確保し、効率的かつ効果的な行政経営を進めていくことが求められます。高質な行政サービスを維持していくためには、村民ニーズの迅速かつ的確な把握が必要であ

り、意識の高い機動力を持つ組織体制の構築とそれを担う人材が必要です。島の課題を解決し将来ビジョンを実現するために、役場職員の資質向上に向けた絶えざる努力を行い、常に村民福祉の向上のため、全力で行政運営を行います。

＜人材育成と組織改革の具体例＞

- 志の高い職員の育成
- 必要な人材の確保
- 職員の意識改革と能力開発を行うための人材育成の推進
- 職員研修制度の体系化や内容の充実及び自主的な調査研究活動、職員提案制度の導入により、活気あふれる行政組織づくりの推進
- 職員の能力をより活かしていくための計画的な人事管理
- 各分野で必要とされるスペシャリストの養成と配置
- 行政サービスに対する住民の評価、住民ニーズの的確な把握と解決するための体制づくり
- 村の総合的施策展開に向けた職員の議論、対話の場の創出
- 職員が地域の活動に出向き積極的に関わっていく活動の推進

施策2 地域の“縮小”から“縮充へ”

【現状と課題】

戦後、我が国においては、人口が大都市へ集中し、ゴミや騒音など過密による問題が深刻化した一方、人口が急激かつ大量に流出した地域においては、生活が立ち行かなくなるほどの深刻な実態が生じ、その中で「過疎」という言葉が生れました。こうした問題を抱える中山間地や離島における人口の過度な減少防止や住民の福祉向上などを目的に、「過疎からの卒業」を命題として1970年に「過疎地域対策緊急措置法」(過疎法)が制定されましたが、逆に過疎自治体が増加する結果をもたらしました。その後、いくつかの過疎対策法が時限立法で制定されました。いずれも「人口流出抑制」を目的としていました。

その後、2000年に「過疎地域自立促進特別措置法」(自立促進法)が制定され、この頃から、過疎地域において人口増加を目指すことは非現実的であるとの認識が広まりました。その結果、「交流人口」を増加させることによって消費を拡大したり、地域に刺激を与えることが模索されました。また、住民と行政が協働する体制を構築し、住民主体で地域課題解決にあたる地域運営組織が普及していきました。

一方で、過疎地域住民のみで地域を維持していくことが困難であることが徐々に明らかになっていく中で生まれたのが「関係人口¹⁸」の概念です。地域と関わりのある人々が多様な形で過疎地域を支えていく体制作りが目されました。

2021年4月に「過疎地域持続的発展特別法」(持続的発展法)が制定され、その方向性は国連が掲げる持続可能な開発目標(SDGs)と親和性が高いと言われています。

いま、過疎を考える中で「縮小」から「縮充」へという考え方方が生まれています。それは、

¹⁸ 「関係人口」とは、移住した「定住人口」ではなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域と多様に関わる人々を指す言葉。

残念ながら過疎地域のさらなる人口減少や高齢化は避けられそうにないということを前提に、そうであるならば、いかに小規模化・高齢化（縮小）しようとも、持続可能な地域を目指し、そのために必要な最低限の人口を維持することに務めるとともに、「人口が減っても豊かに暮らしていける仕組みづくり（これを縮充という）」を行っていこうというものです。

量的対策は対症療法的アプローチであり、それに対して「根本療法的アプローチ」は、地域づくりの質的対応策であり、具体的には人口減少に対応できる地域コミュニティの「縮充」であり、地域そのものの「減築¹⁹」という新しい考え方に基づく手法です。地域コミュニティの「縮充」や「減築」に対しては、段階的にアプローチしていくことが重要であり、その段階としては、従来型の地域運営組織に変わる「地域運営組織の構築」、「科学技術の導入」、「地域の役割の見直し」などが挙げられます。こうした新たな手法については時間がかかるので、隨時、調査研究しながら取り入れていく必要があります。

【施策の方向性】

移住定住の促進と地域おこし協力隊の採用による地域活性化

【具体的な取組み】

① 移住定住促進室の設置

総合戦略

持続可能な地域づくりとは、「人」の持続可能性を追求することです。人の持続可能性には量的対策と質的対策があります。量的対策は「必要人口の維持」の方策として、「自然減の縮小」と「社会減の縮小」があります。人口の「自然減の縮小」と、「社会減の縮小」により人口減少幅を縮小していくことについては、引き続き努力していく必用があります。このうち「社会減の縮小」の手段として、転入者を増加させていくことは不可欠です。近年、全国各地で出身者ではない人々が流入する「ターン」が顕著に見られ、特に、20代、30代による過疎地域への流入が増加傾向にあり、過疎地域にとっては歓迎すべきことです。こうした若い世代の流入は、結婚や出産を促し、結果として地域としての出生率が向上し「自然減の縮小」に寄与することになります。

しかし、量的対策は対症療法的アプローチであり、それに対して「根本療法的アプローチ」は地域づくりの質的対応策であるものの、いずれも過疎地域には必要です。

「量的対策」のうち、転入者を増加させていく施策については、本村では直ぐに始める必要があることから、役場内に「移住定住促進室」を設置し、移住希望者の相談窓口として、移住コンシェルジュを配置して次のような業務を行っていきます。

〈移住定住促進室の業務〉

- ・移住希望者を対象とした交流会の開催
- ・移住体感ツアーの開催
- ・居住体験住宅の整備
- ・「ふるさと回帰フェア」への出展
- ・空き家・空き地対策の総合調整・活用等に関すること
- ・定住促進に関すること

¹⁹ 減築とは、人口減少に伴って公共施設等の規模を適切に縮小していく、効率的な行財政を遂行していくこと。

② 地域おこし協力隊の採用・配置

総合戦略

昨今、都市部と地方をつなぐ制度として「地域おこし協力隊」が注目されています。地域おこし協力隊とは、総務省が行う「地域力の創造・地方の再生」へ向けた取り組みの一つで、都会に住んでいる若者が地方へ一定期間移り住み、その地域のPR活動や地域活性化のサポートを行っていくという取り組みで、参加するとおよそ1~3年の間地域おこし協力隊員として地方へ委嘱される形となります。都市地域から地方に体験的に移住し、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこし支援や、農林水産業への従事、住民支援などの「地域協力活動」を行なながら、その地域への定住・定着を目指す制度です。

協力隊を受け入れる自治体側のメリットとして、今まで地域に存在しなかった新しい人たちが流入することにより、行政側ではなかなか行なうことが出来なかつた細やかな地域おこしまで行ってもらえるという点があります。さらに今まで思いつくことのなかつた地域おこし策を地域外から来た人の目線で作ってもらえるので、新しいアイデアが出やすくなり、地域の発展につながりやすくなります。また、協力隊の任期が終わつたとしても、その地元に定住してくれる人はおよそ6割(総務省統計)と、人口が増えることによって活性化も進むのです。

本村では、新たに地域おこし協力隊を数名募集し、移住定住促進室のスタッフや各種協同組合の設立スタッフとして採用し、地域活性化につなげていきます。

施策3 女性が輝き、若者が活躍するしまづくり

【現状と課題】

県の調査によると、『地域活動・社会活動の場』や『社会通念・慣習・しきたり』などにおいて、全県的に男女の平等感が低いという調査結果が出ています。これは伊平屋村においても同様の結果が出ています。こうした中高年男性優位社会の実態を変えていくことは、村の活性化、むらづくりにおいても極めて重要なことです。社会の成長と安定のためには、女性や若者の力が必要であり、それを実現する仕組みづくりが求められています。

【施策の方向性】

女性と若者の活躍促進によって進めるむらおこし

【具体的な取組み】

① “女性が輝く島”をつくる「女性サロン」(仮称)の設置

総合戦略

過疎化が進む本村において、地域の維持、発展のために女性の存在とその活躍は不可欠です。そこで「女性サロン(仮称)」を発足し、女性にとって住みやすい、働きやすい地域にするための方法を女性が検討し、検討結果を行政や地域への提言活動を行います。市の施策に反映させたり、事業所等への啓発に活用することを通じて、すべての女性が各自の希望に応じ、家庭・地域・職場において、個性と能力を十分に發揮できる、“女性が輝く社会”を実現します。

女性が暮らしやすいむらづくりを実現することによって、島を出た若い女性たちが魅力を

感じて島に戻って来る動機付けとなるような、どこよりも女性が暮らしやすい島づくりを目指します。

② 地域のリーダーを育成する「若者未来会議」(仮称)の設置

総合戦略

人口が少ない地域であればこそ「人こそ資源」の実践が求められます。過疎化が進む本村のむらおこしにとって「女性」とともに「若者」の活躍は欠かせません。そこで「若者未来会議(仮称)」を設置し、若者が各種研修事業等の体験や、島の将来ビジョンについての調査研究活動をするという実践型研修をとおして、むらおこしの中核となるリーダー育成と行政や地域への提言活動を行います。「若者未来会議」は、「女性サロン」と連携して女性や若者の社会進出と地位向上を推進します。

施策4 行財政の健全化

【現状と課題】

伊平屋村の財政状況は、令和2年度には歳入総額4,539百万円、歳出総額4,208百万円となっています。平成22年と比較すると歳入総額は1.95倍、歳出総額は1.93倍に増加しています。財政力指数は令和2年度には0.10であり、平成22年度の0.08から上昇しています。今後さらに財政の健全化を進めていくことが求められています。

【施策の方向性】

村はひとつの経営事業体であるという基本認識を共有し、さらなる財政の健全化を進めます。

【具体的な取組み】

① 行政職員及び住民の経営感覚の意識向上を図る

総合戦略

村は一つの経営事業体であるという認識を共有できるよう、行政職員や各自治区(公民館)の役員はじめ住民の意識改革を図り、効率的な行財政運営を推進します。

② 岁入の多角化及び自主財源の確保の推進

総合戦略

各種産業の振興、起業支援を行い、島のブランド創出による市場開拓を展開して島内経済の拡大・所得向上を推進し、ひいては歳入の多角化と自主財源の確保・拡大を図ります。

③ 機能的で活力のある組織運営の推進

総合戦略

多様化する行政課題や住民ニーズに対応するため、常に組織体制の見直しを図るとともに、業務量に応じた職員数を確保し、適切な職員配置を行います。また、人事評価制度、職員研修、ジョブローテーション(職員の能力開発を目的に、人材育成計画に基づいて行われる戦略的な異動)の連動により、総合的な人事管理制度を確立し、活力ある組織を支える人材育成を進めます。

施策5 情報発信力の強化

【現状と課題】

島外の、特に若い人たちの多くは、伊平屋村の認知度が低い状態です。これはとりもなおせず島から外部に向かっての情報発信力が弱いためです。また、住民の行政に対する信頼度も高いと言える状況にはありません。そのため島外及び住民への情報発信力を高めることは喫緊の課題です。

【施策の方向性】

様々な情報発信手段を使い、島内外への発信力を高めていきます。

【具体的な取組み】

① 地域情報発信チームの発足と島外への戦略的な情報発信

総合戦略

地域情報発信チームを発足し、多様な情報発信手段を駆使して地域の情報を年間を通して継続的、戦略的に情報発信し、地域の魅力、特産品やサービスを地域イメージとともに高めてブランド化していきます。それにより関係人口や移住者増加につなげるなど、島の経済や文化交流の促進等による地域活性化につなげます。

② 住民への情報発信によって住民行政相互の信頼を高める

総合戦略

住民と行政の信頼の基礎は情報の共有です。多様な情報発信手段を使い、地域の情報を年間を通して継続的、戦略的に住民へ情報発信して、住民と行政の相互の信頼感を高め、それによって住民の行動変容や行政職員の意識改革につなげます。

施策6 誰一人取り残さない持続可能な“美ら島いへや”的実現

【現状と課題】

今、地球はグローバル資本主義の結果生じた地球温暖化や格差などが深刻化しています。そこで登場したSDGsは、人の和・地域の和に支えられたコミュニティの中で、教育や保育、福祉、保健・医療、社会・生活基盤等が充実し、子どもから高齢者までのすべての住民が安全・安心かつ健やかに暮らさせることを目指しています。この国際社会全体の普遍的目標に向かって、伊平屋村においてもすべての村民が手を携えて、「誰一人取り残すことのない社会」、「持続可能な社会」の構築を目指すことが責務となっています。

【施策の方向性】

SDGsを取り入れ、社会・経済・環境の三つの側面が調和した「持続可能な地域の発展」と「誰一人取り残さない社会」を目指します。

【具体的な取組み】

① 多様性のあるむらづくり

総合戦略

性の多様性（LGBT 等）、障がいの有無、国籍などの多様性が尊重され、互いの違いを認め合い、個人の尊厳が守られ、一人ひとりが大切にされ、誰もがあらゆる場所で活躍できる社会の実現を目指します。

② チムグクルを大切に後世に引き継ぐ

総合戦略

祖先から受け継いできた豊かな自然や伝統的文化、“いへやじゅうてえ”のチムグクルを大切に後世に引き継いでいき、誰にでも優しく接する人々が住む島・伊平屋を継承していきます。

施策7 先進技術の導入によるむらづくり

【現状と課題】

国や県は沖縄と本土との経済社会基盤の格差を正を図り、沖縄の自立的発展に資するため、振興計画に基づき、インフラ整備を始めとして各種施策を講じてきましたが、いまだ離島住民は、「島ちやび」（離島苦）と表現される多くの困難や課題と向き合いながら、日々の生活を営んでいます。一方、次世代の情報通信基盤及び先進技術の活用は、距離と時間の制約を解消し、離島の地理的条件不利性を克服するとともに、夢のあるむらづくりに寄与することから、伊平屋村においても、積極的に先進技術の導入・活用の可能性について検討することが求められています。

【施策の方向性】

次世代情報通信基盤の整備や先進技術を導入し、夢のあるむらづくりを推進します。

【具体的な取組み】

① 先進技術の導入で夢のある島を創造する

総合戦略

行政、民生、医療、教育、産業等あらゆる分野で先進技術、デジタル技術等の活用やIT環境の拡充によって離島の不利性を克服します。また、島独自の資源・環境・ライフスタイル等を生かした先進技術の活用によって農林水産業等の活性化と次世代型新産業の創出、海洋産業の創出など、まったく新しい分野の研究開発拠点の創出に向けた調査研究を産学官の連携で推進します。

多くの住民が、デジタル技術の利便性を実感できる社会の実現に向けて、情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差（デジタルデバイド）が生じないよう、イベントへの参加を通してデジタル機器を使用する体験や機会を創出し、県等と連携して「地域デジタル活用支援モデル事業」を構築します。

② 村のDX推進とオープンデータの公開

総合戦略

本村におけるDXの具体例としては、各種行政手続きのオンライン化やマイナンバーカードの活用などが挙げられます。村のDXを推進するうえで大切なポイントは、行政サービスの質が向上して人々の生活が豊かになることです。そのため、役場に寄せられる地域住民のクレームや要望を可能な限り反映する必要があります。

前例主義などの内向きの視点だけにとらわれず、広い視野を持ち、どうなれば地域住民にとって良いサービスを提供できるのかを常に検討していきます。

本村にはアナログ業務がたくさん残っていることに加え、承認フローも複雑で時間がかかるため、世の中の流れに合わせて柔軟に政策が打てる体制とはいえません。そのため、業務フローの抜本的な見直しが急務な課題と言えます。そのために、横断的なDX推進をマネジメントできる組織や、統一システムなどの構築を進めています。

また、行政が保有する情報を誰でも無償で二次利用できるように公開する「オープンデータ」について、県内市町村の取組み率が全国最下位となっています。オープンデータとは、国や地方自治体などの行政機関が保有する公共データを、個人や企業が利活用しやすいように機械（コンピューター）判読に適した形で、二次利用可能なルールの下で、自由に入手できる状態で、公開されたデータです。

データの公開を進めていくことにより、行政の透明性・信頼性の向上を図るとともに、公開されたデータを利活用した様々な新しい形のビジネスが創出されたり、生活の利便性の向上や地域の賑わいの創出等、地域の活性化が図られ、社会・経済の発展に寄与していくことが期待され、世界中で同様の試みが取り組まれています。

データを公開することで、今までだと行政機関を訪れなければ入手できないデータが、場所、時間を問わず自由に入手できるようになります。また、共有することで、各行政機関が同じデータを作成する必要がなくなり、重複が省けるなどの利点もあります。

本村においてもオープンデータ公開の取組みが遅れていることから、村のDX化を推進する中で、今後、住民サービス向上の視点からもオープンデータの公開に取り組んでいきます。

施策8 区民活動の活性化

【現状と課題】

ひとは、地域におけるコミュニティ（共同体）と切り離して考えることができません。地域に生活する人々が、近所付き合いを通して、その個々の生活や地域社会全体の向上を求めて、共同して地域内・外に働きかけを行う組織として、伊平屋村においては、公民館（区）が存在しています。

公民館はその設置のいきさつから、集落を基本的単位とした自治組織に立脚しており、地域社会は公民館を一つの地域自治団体として位置づけています。したがって公民館は施設というよりは地域住民の生活を支える活動の結節点、つまりハコモノではなく、人々が織りなす活動の〈場〉=団体であると考えられます。

人口減少と高齢化が進む県内離島地域においては、区の役員の世代交代が進まず、高齢者が地域のさまざまな行事を執り行うことで、一戸を代表し得ない若者や嫁などの意見が通らず、

結果的に若い世代の離反を招いたり、高齢者が気力を失うことで、地域全体が沈下していくという状況が見受けられます。伊平屋村においてはそのよう状況が訪れないよう、公民館を拠点として、年代・性別・出身地などの区別なく様々な住民が地域を住みやすくする活動を展開して地域社会を盛り立てていくことで、それが村全体として大きな力になり、また村の魅力をつくりだすような区民活動の推進が必要です。

【施策の方向性】

年代・性別・出身地等の区別のない区民活動と集落間の活発な交流を進めます。

【具体的な取組み】

① 主体的な区民活動の仕組みの構築

主体的な区民活動の推進を図るため、様々な年代・性別・出身地等の住民が参加する活動の仕組みをつくります。

② 集落間の交流の促進

総合戦略

各集落の課題や村全体の課題を解決していくために、集落の垣根を越えての交流をさらに活発化します。

③ 区民活動のデジタル化推進

区民活動の担い手の増加を図るため、電子回覧板やオンライン会議などで情報を共有し、現役世代や若者の積極的な参加を促すよう努める必要があります。地域との対話を通じ、適切な情報伝達のあり方について検討します。

第5章 総合戦略の指標と数値目標

分野別の総合戦略の指標と数値目標は次のとおりです。

島の未来は 教育がつくる 〔ひと〕

【総合戦略】の指標と数値目標

KPI（重要業績評価指標）

指標名	指標の内容	現状	目標値(令和8年度)
学力向上の推進	P・T,地域の参加率向上のための協議数	—	4回／年
食育の推進	親子でのお弁当づくりの実施数	—	10回／年
平和学習	平和学習及び平和講和の実施数	—	1回／年
社会教育	各字公民館の利用数	—	80名／月
教育移住	教育移住及びコミュニティ・スクール導入に向けた協議回数	—	6回／年
文化芸術	文化芸術公演の開催数	—	2回／年

「女性と子どもが大切にされ、すべての住民が安心して暮らす島」 〔くらし〕

【総合戦略】の指標と数値目標

KPI（重要業績評価指標）

指標名	指標の内容	現状	目標値(令和8年度)
女性管理職の割合	役場、事業所・団体等の管理職	2名	8名
審議会等の女性登用率	審議会委員の女性登用率	10%	30%
保育士の配置	保育士(職員、任用等含む)	7名	8名
子どもの貧困対策支援員の配置	専門支援員数	0	1名
保健師の安定的確保	保健師人員数	2名	4名
介護福祉人材	新規配置要員	2名	4名

里山・里海を活用した 産業が息づく島 〔産業〕
【総合戦略】の指標と数値目標

KPI（重要業績評価指標）

指標名	指標の内容	現状	目標値(令和8年度)
村産業経済活性化協議会	「伊平屋村産業経済活性化協議会」の会議開催数	—	3回
ワーケーション	ワーケーションの受入れ人数	—	30人
起業件数	女性、若者、島外の方々による起業件数	—	10件
商品開発	商品開発や販売強化の支援・補助件数	—	5件
担い手確保	農林水産業の新たな担い手の人数	—	10名
観光コンテンツ	新規観光コンテンツの件数	—	5件
観光客	入域観光客数	13,409人	15,000人

安全安心、快適な暮らしを支えるしまづくり 〔社会基盤〕
【総合戦略】の指標と数値目標

KPI（重要業績評価指標）

指標名	指標の内容	現状	目標値地(令和8年度)
住宅の整備	村営住宅等の新規整備戸数	—	10戸
ICT講習会	講習会の開催回数	—	4回／年間
住民との意見交換会	空港整備に係る住民との意見交換会の回数	—	2回／年間

豊かな自然と歩み続ける島 〔環境〕

【総合戦略】の指標と数値目標

KPI（重要業績評価指標）

指標名	指標の内容	現状	目標値(令和8年度)
環境学習会	環境学習を開催する		10回／年間
島の環境美化	環境保全活動へのボランティア参加		300人／年間
	山の整備		2回／年間
	地域の清掃		6回／年間
景観チェック	環境保全に関する協議会		4回／年間

共創・協働によるむらづくり 〔行財政〕

【総合戦略】の指標と数値目標

KPI（重要業績評価指標）

指標名	指標の内容	現状	目標値(令和8年度)
移住定住	移住定住の相談件数	—	20件／年間
地域おこし協力隊	地域おこし協力隊の員数	—	5名
地域のリーダーの育成	「女性サロン」の開催	—	6回／年間
	「若者未来会議」の開催	—	6回／年間
	女性や若者の社会進出	—	女性議員2名 女性課長2名
情報発信力の強化	島外向け情報アクセス数	—	400回／年間
	住民向け情報アクセス数	—	900回／年間
区民活動の活性化	集落間の交流	—	4回／年間
住民参画	ゆんたく会の実施(各集落)	2回／年間	3回／年間

第6章 計画実現のための推進方策

1 推進体制

本村では、多くの村民の皆さんと共に、本村が進むべき方向性を定めた「第5次伊平屋村総合計画・第2期伊平屋村総合戦略」を策定しました。この総合計画・総合戦略に沿ったむらづくりを進めることで、「輝く里山・里海 笑顔あふれる島人」を創り出し、「原風景と幸せが満ちた島いへや」の実現を目指しています。

今後は、基本計画に掲げる施策ごとに、施策事業の進捗状況を把握・評価し、事業の取組の効果や成果を測るため、事業毎に設定した成果目標に対する実施結果（実績）から、「目標がどれだけ達成できたのか」・「どれだけ成果が出ているのか」などの観点で検証・評価を行います。検証・評価にあたっては外部の評価機関等の助言を得て実施します。

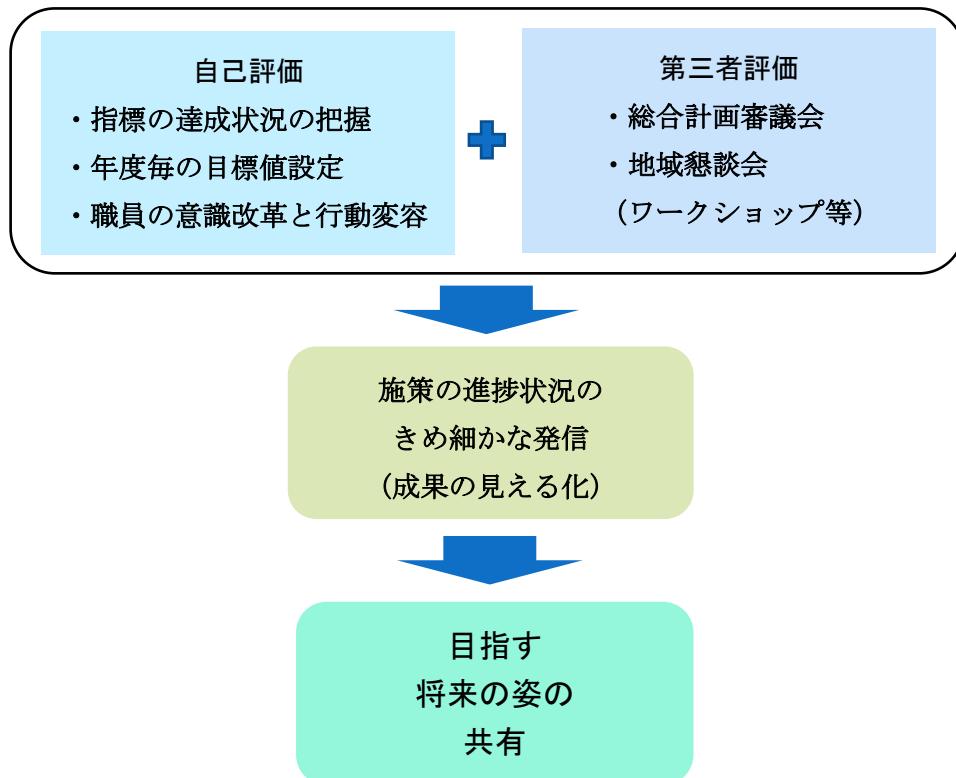
そこから得た結果を踏まえ、事業を展開するうえでの課題や方向性、方針を明確にすることで、今後の事業内容の改善等を行い、効果的・効率的な事業実施につなげていきます。なお、事業に対する評価については毎年度実施します。結果を「基本計画に係る実施状況の報告」として伊平屋村振興審議会及び村議会に報告し、村民に公表していきます。

2 村民と行政の共創・協働によるむらづくりの推進

むらづくりにおいて、村民と行政の共創・協働を推進して、村民参加の機会をより拡充していくことは極めて重要であります。総合計画及び総合戦略は、行政と住民の共創・協働で実現するものであることから、地域懇談会やワークショップを通して施策の進捗状況のきめ細かな発信（成果の見える化）を図ります。村民と行政が、地域の課題等について意見交換を行うことにより、共通の認識を持ち、解決に向けて連携した取り組みの強化を図ります。そのため、村民が主体となって地域住民の想いやむらづくりの方向性を議論するワークショップ（ゆんたく会）を今後も継続するとともに、地域懇談会等住民との意見交換の場の開催などによって、村民とともにむらづくりを推進していきます。

計画の進行管理

総合計画・総合戦略の実施計画に係る政策評価は、指標を掲げた施策・取組について、計画（Plan）—実施（Do）—評価（Check）—改善（Action）というマネジメントサイクルに基づいて行います。



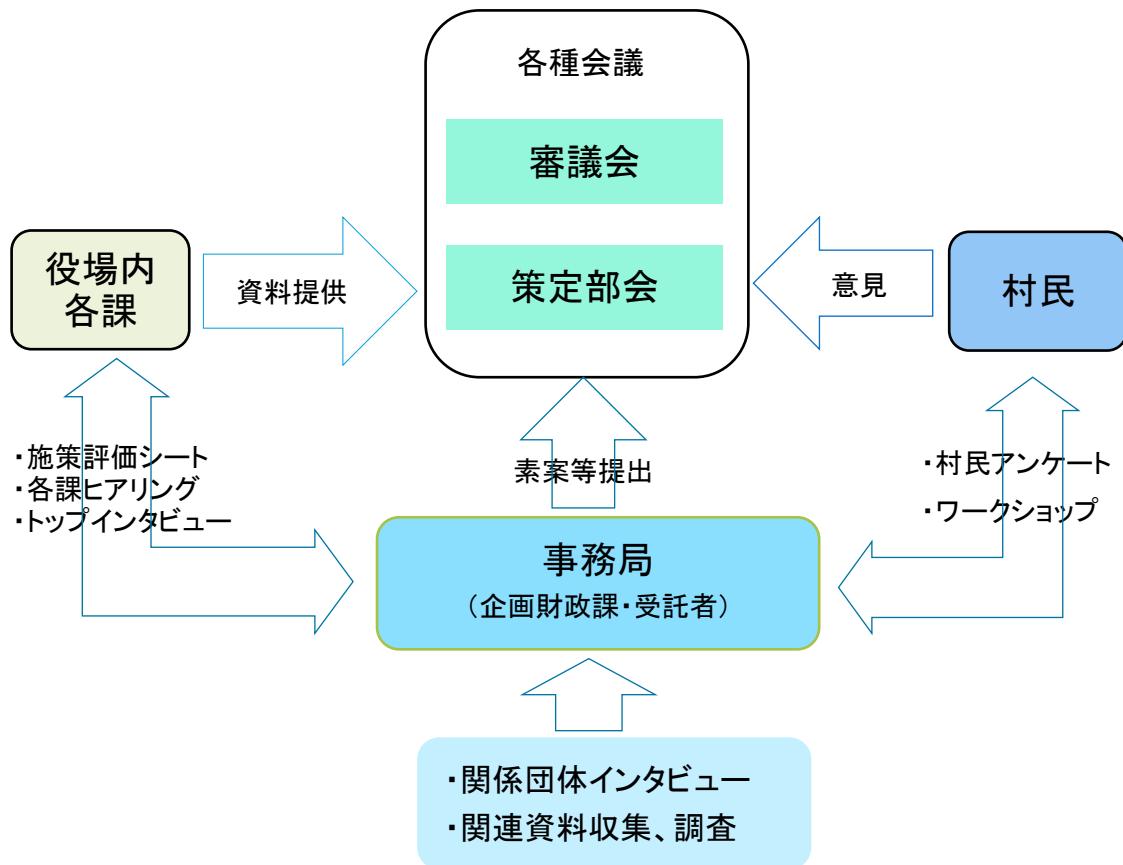
資 料 編

1. 策定体制

計画の策定にあたっては、策定部会及び審議会を組織し、検討を行った。

また、村民の意見を収集するため、アンケート調査及びワークショップ（ゆんたく会）を開催した。

策定体制図



2. 審議会委員名簿

NO	氏 名	職 名	
1	新垣 誠	会長	(学識経験者) 沖縄キリスト教学院大学教授(人文学部長)
2	金城 時正	副会長	副村長
3	与那霸 了	委員	教育長
4	倉科 和子	委員	(学識経験者) 独立行政法人国際協力機構沖縄所長
5	朝比奈 寛幸	委員	(学識経験者) 税理士 農業経営アドバイザー
6	石原 修	委員	(学識経験者) コーポおきなわ まち・ひと・ものづくりサポーター
7	名嘉 丈祝	委員	(企画財政課長)
8	佐久川兼友	委員	(沖縄県農業協同組合伊平屋支店 支店長)
9	新垣 雅士	委員	(伊平屋村漁業協同組合 代表理事組合長)
10	真栄田 守	委員	(伊平屋村農業委員会 会長)
11	伊豆味 文徳	委員	(伊平屋村商工会 会長)
12	安里 充	委員	(伊平屋島観光協会 会長)
13	金城 信光	委員	(伊平屋村議会議長)
14	山内 進	委員	(伊平屋村区長会長)
15	前里 源徳	委員	(伊平屋村老人クラブ会長)
16	仲川 潤	委員	(伊平屋村青年会長)
17	是枝 麻紗美	委員	民芸作家

2. 策定の経緯

第5次伊平屋村総合計画および第2期伊平屋村総合戦略策定経緯

年月日	経緯
令和3 (2021) 年	7月29日～ 7月30日 役場各課長ヒアリング
	9月1日～ 10月30日 村民アンケート 中学生アンケート
	10月15日～ 11月20日 出身者アンケート（郷友会）
	10月15日 10月19日～ 10月22日 第1回ワークショップ（ゆんたく会）
	11月18日 第1回審議会（諮問）
	12月6日～ 12月10日 第2回ワークショップ（ゆんたく会）
令和4 (2022) 年	1月6日～ 1月7日 村長トップインタビュー 各課長ヒアリング 関連団体ヒアリング
	4月19日 第2回審議会
	5月25日 関係団体ヒアリング
	5月26日 役場各課長ヒアリング
	7月21日～ 7月22日 各部会（産業部会、島のくらし部会、島の振興開発部会）開催
令和5 (2023) 年	11月22日 第3回審議会
	1月12日 第4回審議会

3. 条例規則

○伊平屋村振興審議会条例施行規則

平成 23 年 2 月 9 日
規則第 1 号

改正 平成 23 年 8 月 15 日規則第 2 号
改正 令和 3 年 4 月 1 日

(設置)

第 1 条 この規則は伊平屋村振興審議会条例（平成 14 年条例第 14 号）の施行に必要な事項を定めるものとする。

(会議の通知)

第 2 条 会長は、やむを得ない場合を除き、会議の 3 日前までに議案を添えて会議の日程及び場所を委員に報告しなければならない。

(委員以外の出席)

第 3 条 会長は必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

2 所用により協議会に出席することができない委員は、代理の者を出席させることができる。

(会議録の作成)

第 4 条 会議録は、会議ごとに次に掲げる事項について作成しなければならない。

- (1) 開会の日時及び出席者の氏名
- (2) 議題及び審議の経過概要
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、会長が必要と認めた事項

(答申書)

第 5 条 会長は、議決事項について速やかに文書をもって村長に答申するものとする。

(振興計画策定委員会)

第 6 条 審議会の所掌事務を円滑に処理するために、審議会の付属機関として、伊平屋村総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(計画策定事務等)

第 7 条 委員会は、次の各号に掲げる計画を策定するための調査、研究、企画立案等の事務に当たる。

- (1) 基本構想
- (2) 基本計画
- (3) 実施計画

(委員会の構成)

第 8 条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は副村長、副委員長は教育長をもって充てる。

3 委員は、課（局・所）長及びその他村長が任命したものとする。

(委員長等の職務)

第 9 条 委員長は、委員会の事務を総括し、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第 10 条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要と認めるときは、その他の職員を委員会に出席させ、意見を

求めることができる。

(委員長等の職務)

第 11 条 委員長は、委員会の事務を総括し、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第 12 条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要と認めるときは、その他の職員を委員会に出席させ、意見を求めることができる。

(専門部会)

第 13 条 委員会の所掌事務を円滑に処理するために、委員会に以下の専門部会を置く。

- (1) 島の振興・開発部会
- (2) 島のくらし部会
- (3) 産業振興部会
- (4) 自治自立協働推進部会 (削除)

2 専門部会は、別表に掲げる者をもって組織する。

3 専門部会に、それぞれ部会長及び副部会長を置く。

4 専門部会は、部会長が招集し、会議の議長となる。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代理する。

6 部会長は、必要と認めるときは、その他の職員を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(庶務)

第 14 条 委員会の庶務は、総合経営企画課で処理する。

(その他)

第 15 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 23 年規則第 2 号)

この規則は、平成 23 年 8 月 15 日より施行する。

附 則 (令和 3 年規則第 号)

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日より施行する。

別表(第13条関係)

専門部会名	委員
島の振興・開発部会	農林水産課長(部会長) 建設課長(副部会長) 及び所属の関係室長、課長補佐、係長級職員 村議会経済建設委員長 各種経済団体職員 一般公募委員 若干名
島のくらし部会	住民課長(部会長) 教育課長(副部会長) 保育所長 村社会福祉協議会事務局長 保健師 村校長会長 指導主事 村老人クラブ連合会長 総務課長補佐 消防団長 村議会総務文教民生委員長 一般公募委員 若干名
産業振興部会	農林水産課長(部会長) 総務課長(副部会長) 会計管理者 農業委員会事務局長 及び所属の関係室長、課長補佐、係長級職員 観光協会事務局長 JA経済課長 伊平屋村漁業協同組合総務課長 伊平屋村商工会経営指導員 一般公募委員 若干名

4. 質問・答申

質問

伊総企第 2223 号

令和 3 年 11 月 18 日

伊平屋村総合計画審議会 殿

伊平屋村長 名嘉 律夫

第 5 次伊平屋村総合計画調査審議について（質問）

伊平屋村振興審議会条例（昭和 47 年 10 月 22 日条例第 57 条、改正平成 27 年条例第 16 号）の 2 条により、第 5 次伊平屋村総合計画・第 2 期伊平屋村総合戦略に関し、下記理由により調査審議し、意見を具申することを求める。

質問理由

本村では、平成 24 年度に第 4 次伊平屋村総合計画を策定し、掲げた施策の実現のため様々な事業に取り組んで参りました。

また、平成 26 年度にまち・ひと・しごと創生法が施行され、それに基づき平成 27 年度に地方版総合戦略「第 1 期伊平屋村人口ビジョン・総合戦略」を策定いたしました。

両計画ともに令和 3 年度で最終年次を迎えるため、これまでの各施策の評価・検証を行い、残された課題や今後の施策の展開を検討し、本村の更なる発展と持続可能な村づくりに取り組んでいくため、第 5 次伊平屋村総合計画（基本構想「令和 4 年度から 10 年間」・前期基本計画「令和 4 年度から 5 年間」）、第 2 期伊平屋村総合戦略（令和 4 年から 5 年間）に関して質問し、貴審議会の意見を求めるものであります。

答申

伊企財第 2337 号

令和 5 年 1 月 12 日

伊平屋村長 名嘉律夫 殿

伊平屋村総合計画審議会
会長 新垣 誠

第 5 次伊平屋村総合計画及び第 2 期伊平屋村総合戦略について（答申）

令和 3 年 11 月 18 日付伊企財第 2223 号にて諮問のあった「第 5 次伊平屋村総合計画（案）及び第 2 期伊平屋村総合戦略（案）」について、本審議会で慎重に審議した結果、下記の意見を付して答申します。

なお、計画の推進にあたっては、本審議会の審議過程及び村民ワークショップ・各種ヒアリングなどを通して寄せられた意見を尊重するとともに、特に、下記の意見書に配慮されますよう要請いたします。

意見書

本計画を実現するため、下記の各施策の推進に努められるようお願いいたします。

1. 教育・文化・スポーツ

本村の未来を決めるのは「教育」であるをモットーに、将来を担う子ども達へ質の高い教育を施し、古より伝わる伝統文化を保存継承し、スポーツを通して村民の健康増進に資する施策の推進を図ること。

2. 自然環境・生活環境

本村の豊かな自然環境の保全とともに、生活環境に配慮した事業の推進を図ること。

3. 福祉

村民の福祉向上を図るための取り組み、高齢者・子育て世代への支援の充実を図ること。

4. 女性の地位向上

本村においては、昔ながらの男性優位の状況があり、必ずしも女性の幸せが実現しているとは言い難いことから、どこよりも女性が輝くむらづくりに取り組み、女性が住み続けたい村になるための施策の推進を図ること。

5. 社会基盤

村民の快適な生活環境を整えるために、社会基盤の施策を推進すること。

6. 産業

本村の基幹産業である農林水産業の振興発展のため、関係機関等と連携した施策の推進を図ること。

7. むらづくり

人口減少対策のため、様々な施策を展開し、移住・定住・交流を促進する取組みを推進しつつ、効率的な行財政運営を図ること。

基本構想で掲げた「輝く里山・里海 笑顔あふれる島人～原風景と幸せが満ちた島 いへや～」の理念のもと、村民と行政が共創・協働し活力ある村づくりを実現するよう、そして、本村がますます発展することを期待いたします。

第5次伊平屋村総合計画 第2期伊平屋村総合戦略

発行年月日：令和5（2023）年1月

発行者：沖縄県伊平屋村

編 集：伊平屋村企画財政課

〒905-0703

沖縄県島尻郡伊平屋村字我喜屋 251 番地

電話：0980-46-2005 FAX：0980-46-2956